

令和 6 年
第 2 回定例会
会 議 録

令和 6 年 6 月 1 8 日

令和6年第2回 江 差 町 議 会 定 例 会
(第 1 号)

◎ 期日及び場所

令和6年6月18日(火) 午前10時00分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

- | | | |
|-----|----|--|
| 日程第 | 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 | 2 | 会 期 の 決 定
〔議 長 諸般の報告〕 |
| 日程第 | 3 | 所管事務調査の報告について |
| 日程第 | 4 | 閉会中の継続調査の申し出について
〔町 長 行政報告〕 |
| 日程第 | 5 | 一 般 質 問 |
| 日程第 | 6 | 報告第 1 号 令和5年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| 日程第 | 7 | 議案第 1 号 江差町再生可能エネルギー事業の推進と地域との共生に関する条例の制定について |
| 日程第 | 8 | 議案第 2 号 江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 | 9 | 議案第 3 号 江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 | 10 | 議案第 4 号 令和6年度江差町一般会計補正予算(第5号)について |
| 日程第 | 11 | 議案第 6 号 令和6年度江差町一般会計補正予算(第6号)について |
| 日程第 | 12 | 議案第 5 号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について |
| 日程第 | 13 | 同意第 1 号 農業委員会委員の任命について |
| 日程第 | 14 | 同意第 2 号 農業委員会委員の任命について |
| 日程第 | 15 | 同意第 3 号 農業委員会委員の任命について |
| 日程第 | 16 | 同意第 4 号 農業委員会委員の任命について |
| 日程第 | 17 | 同意第 5 号 農業委員会委員の任命について |
| 日程第 | 18 | 同意第 6 号 農業委員会委員の任命について |
| 日程第 | 19 | 同意第 7 号 農業委員会委員の任命について |
| 日程第 | 20 | 同意第 8 号 農業委員会委員の任命について |

日程第	2 1	同意第	9 号	農業委員会委員の任命について
日程第	2 2	同意第	1 0 号	農業委員会委員の任命について
日程第	2 3	同意第	1 1 号	農業委員会委員の任命について
日程第	2 4	選挙第	1 号	江差町選挙管理委員会委員の選挙について
日程第	2 5	選挙第	2 号	江差町選挙管理委員会委員補充員の選挙について
日程第	2 6	発議第	1 号	食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める 意見書の提出について
日程第	2 7	発議第	2 号	日本政府に核兵器禁止条約の参加・署名・批准を求め る意見書の提出について
日程第	2 8	発議第	3 号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材 産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について
日程第	2 9	発議第	4 号	地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について
日程第	3 0	発議第	5 号	道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定 版）を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学び を保障する高校教育を求める意見書の提出について
日程第	3 1	発議第	6 号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、 「3 0 人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保 障の実現に向けた意見書の提出について
日程第	3 2	発議第	7 号	令和 6 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提 出について
日程第	3 3	発議第	8 号	生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書の提出に ついて
日程第	3 4	発議第	9 号	訪問介護報酬引き下げの撤回を求める意見書の提出に ついて

◎会議に付した事件

日程第	1	会議録署名議員の指名
日程第	2	会 期 の 決 定 〔議 長 諸般の報告〕
日程第	3	所管事務調査の報告について
日程第	4	閉会中の継続調査の申し出について 〔町 長 行政報告〕
日程第	5	一 般 質 問
日程第	6	報告第 1 号 令和 5 年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書に ついて

日程第	7	議案第	1号	江差町再生可能エネルギー事業の推進と地域との共生に関する条例の制定について
日程第	8	議案第	2号	江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第	9	議案第	3号	江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第	10	議案第	4号	令和6年度江差町一般会計補正予算（第5号）について
日程第	11	議案第	6号	令和6年度江差町一般会計補正予算（第6号）について
日程第	12	議案第	5号	北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
日程第	13	同意第	1号	農業委員会委員の任命について
日程第	14	同意第	2号	農業委員会委員の任命について
日程第	15	同意第	3号	農業委員会委員の任命について
日程第	16	同意第	4号	農業委員会委員の任命について
日程第	17	同意第	5号	農業委員会委員の任命について
日程第	18	同意第	6号	農業委員会委員の任命について
日程第	19	同意第	7号	農業委員会委員の任命について
日程第	20	同意第	8号	農業委員会委員の任命について
日程第	21	同意第	9号	農業委員会委員の任命について
日程第	22	同意第	10号	農業委員会委員の任命について
日程第	23	同意第	11号	農業委員会委員の任命について
日程第	24	選挙第	1号	江差町選挙管理委員会委員の選挙について
日程第	25	選挙第	2号	江差町選挙管理委員会委員補充員の選挙について
日程第	26	発議第	1号	食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書の提出について
日程第	27	発議第	2号	日本政府に核兵器禁止条約の参加・署名・批准を求める意見書の提出について
日程第	28	発議第	3号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について
日程第	29	発議第	4号	地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について
日程第	30	発議第	5号	道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について
日程第	31	発議第	6号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出について

日程第	3 2	発議第	7 号	令和 6 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について
日程第	3 3	発議第	8 号	生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書の提出について
日程第	3 4	発議第	9 号	訪問介護報酬引き下げの撤回を求める意見書の提出について

◎ 出席議員（12名）

議		長	萩	原	徹
副	議	長	塚	本	眞
議		員	打	越	東 亜 夫
	〃		飯	田	隆 一
	〃		小	野	寺 眞
	〃		室	井	正 行
	〃		小	梅	洋 子
	〃		西	海	谷 望
	〃		出	崎	太 郎
	〃		田	畑	豊 利
	〃		大	門	和 幸
	〃		増	永	一 彦

◎ 出席説明者

町		長	照	井	誉之介
副	町	長	田	畑	明
教	育	長	出	崎	雄 司
総	務	課 長	岸	田	礼 治
まちづくり推進課		長	布	施	順 司
財 政	課 長		長	尾	恵 一
税 務	課 長		竹	内	強
町民福祉課		長	西	海	谷 靖
町民福祉課参事			中	澤	貴 徳
健康推進課		長	若	狭	巧
産業振興課		長	畑		竜 哉

産業振興課参事
追分観光課長
建設水道課長
高齢あんしん課長
出納室長
学校教育課長
社会教育課長
総務課主幹
まちづくり推進課主幹
まちづくり推進課主幹

久保田 栄 徳
国 仙 敏 孝
岸 田 雄 治
畑 明日香
岸 田 真由美
宮 津 宗 介
安 田 克 臣
森 直 彦
秋 山 悦 子
明 上 真 也

(議会事務局)

局 長
書 記

梅 川 年 代
三 宮 弘 之

※ベルが鳴る

(議長)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

(議長)

只今の出席議員は、12名です。

定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。

只今から、令和6年第2回江差町議会定例会を開会致します。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりになっております。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名致します。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、7番室井議員、8番小野寺議員を指名致します。

(議長)

日程第2、会期の決定を議題と致します。

今定例会の会期及び議会運営については、所管の議会運営委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

「室井委員長」

はい。

(議長)

室井委員長。

「室井委員長」(報告)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

委員会報告を報告致します。

当委員会は、５月２４日、６月７日の２日間、委員会を開催し、町理事者の出席を求め、今定例会に提出される議案内容の説明を受けるなど、日程及び運営について協議致しました。

２、今定例会の議案、一般質問などについて、今定例会には江差町再生可能エネルギー事業の推進と地域との共生に関する条例の制定についてをはじめ、６件の議案が提出されている他、報告１件、同意１１件、選挙２件、議員発議９件、一般質問は８名の通告であります。詳細については、お手元に配布しております、報告書の通りでございます。

３、会期日程について。会期日程については、本日、６月１８日の１日間とすることと致します。

４、一般質問等について。これまでの定例会と同様と致します。町理事者の反問権についても従来通りでございます。以上議会運営委員会において、協議した結果を報告致します。宜しくお願い致します。

（議長）

以上で、報告が終わりました。

お諮りします。

今定例会の会期及び議会運営については、委員長の報告のとおりしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期については、本日１日と決定致しました。

一般質問については、一問一答方式とし、議員の質問は自席で行うものとし、理事者側の答弁は、１回目は演壇で、２回目以降は自席で行う事と致します。質問の回数は再々質問まで、答弁を含め６０分の時間制を採用して行なうこととします。

また理事者においては、議員からの質問に対して、議長の許可を得て反問できることとし、それに要する時間は６０分の制限時間外とすることに決定致しました。

なお、議場内の換気のため、出入り口のドアを開口しますので、ご協力お願い致します。

（議長）

次に議長から、諸般の報告を致します。

報告内容は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

(議長)

日程第3、所管事務調査の報告について、社会文教常任委員会に付託されており、令和5年第3回定例会発議第5号、親子で楽しめる健康的な空間づくりに関する事務調査を議題と致します。

本案について、委員長の報告を求めます。

(議長)

大門委員長

「大門委員長」

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

社会文教常任委員会の事務調査の報告を致します。

本委員会に付託の調査事件について、会議規則第78条の規定により報告致します。

1、調査事件と致しましては、令和5年第3回定例会で、発議第5号、親子で楽しめる健康的な空間づくりに関する事務調査を起こしました。

2、調査期日及び内容については記載の通りでございます。

3、調査の目的と致しまして、新しい拠点施設、道の駅が建設されるかもめ島は、歴史や伝説、景観などを始め様々な魅力が多いスポットであり、江差町の歴史は、かもめ島から始まったと言っても過言ではありません。

江差町の歴史的背景から多くの文化遺産や歴史的建造物を有し、日本遺産に認定されるなど、町内・道内のみならず価値が広く認められています。

道の駅が先駆的な中核施設として、かもめ島の歴史・日本遺産のストーリーを充分配慮し、取り入れ、子供も大人も地域も共通して楽しみ、満足出来る計画を積極的に検討頂きたいです。

また、北の江の島拠点施設の整備基本計画では、エエ町、江差で、エエ時間、親子のたまり場・かもめ島をコンセプトに、道南エリア満足度ナンバーワンの道の駅を目標としており、親子のたまり場、子育て応援の中核施設として町民同士が交流し、子育てしやすい環境を提供すると謳われています。

当委員会とすると、道の駅が親子のたまり場として、どのような施設が望ましいのか、地域に根差し、親子連れにとって満足度ナンバーワンの道の駅となるよう調査を立ち上げました。

4、先進地行政視察ですが、この事に関しましては、別で先進地行政視察顛末書として添付しております。説明及び質疑の概要、写真等を備えておりますのでご覧下さい。

5、調査の結果、意見ですが、大きく4項目に分けております。

1つ目の子どもの施設設置についてですが、視察先施設では、みんなで子どもを見

る・育てるという意識や意味を持たせるため、屋内施設中央にキッズスペースを設けていました。

拠点施設においても、屋内のキッズスペースを設ける予定となっております。子育てしやすい子どもの安全性を担保できるような、施設配置を配慮する必要があり、併設予定の施設との動線が出来ること、来場する大人の目が行き届くこと、危険を未然に防ぐことが出来る施設配置となる様、検討頂きたい。

2つ目と致しまして、子育て支援の充実についてでございます。

整備基本計画では、子育て応援の中心施設として位置付けているため、子どもの遊び場はもちろんの事、安心して長い時間過ごし、またここに訪れたいと思われる「親子のたまり場」を目指し、小児、子どもが充分楽しめ、親も手軽に子どもを連れて来られる、親子に手厚い施設となる様検討頂きたい。

また、子ども向けのイベントは、親や祖父母等の来客も見込め、集客の起爆剤となり得るため、道の駅の賑わいを持たせる観点から、認定こども園や保育園、教育委員会等とタイアップし幅広く検討する必要があると考えます。

3つ目と致しまして、施設の安全防災対策についてでございます。

施設の地震対策としては、耐震性の高い建物とすることはもちろん、専門家や有識者等の意見を取り入れ、地震による施設被害や物品倒壊等による人的被害を最小限に抑える施設設計とすることが重要と考えます。

また、津波対策としては、地震・津波発生時の避難経路や避難場所を明確に示し、災害発生時の混乱を最小限に抑え、地域の安全性と災害時の迅速な対応が可能となるよう、定期的に従業員や利用者への避難訓練を徹底することが必要であります。

最後に、施設の建設資材及び再生可能エネルギーの活用についてでございます。

視察先施設の殆どが木材に囲われ、地元の木材が主に使われていました。

拠点施設の設計はこれからと思いますが、資材、木材を使う場合においては、道産材を使い、地産地消となるよう考慮頂きたい。

令和5年3月に、江差町地域再生エネマスタープランを策定し、地域脱炭素社会実現へ指針を定めたところでありますし、風力や太陽光といった再生可能エネルギーの活用を積極的に推進して行くことが望ましいと考えます。

以上でございます。

(議長)

以上で、委員長の報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

親子で楽しめる健康的な空間づくりに関する事務調査について、委員長報告のとおり了承したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、本案については委員長報告とおり、了承することに決定致しました。

(議長)

日程第4、閉会中の継続調査の申し出についてを議題と致します。

議会運営委員会、総務産業常任委員会、社会文教常任委員会、議会広報特別委員会から、会議規則第76条の規定に基づき、お手元に配布のとおり、継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定致しました。

(議長)

次に、町長より行政報告の申し出がありますので、これを許可致します。

(町長)

議長

(議長)

町長

「町長」(行政報告)

はじめに、令和5年度江差町各会計決算見込みについて、ご報告申し上げます。

令和5年度の各会計につきましては、5月末をもって出納閉鎖を致しましたので、決算見込みについてご報告申し上げます。

一般会計の決算見込みにつきましては、歳入総額6億8,308万9千円に対し、歳出総額6億4,542万2千円、歳入歳出差引2億7,666万7千円となりました。

このうち、繰越明許費の繰越しにより翌年度へ繰り越すべき財源として、1,895万1千円を差し引いた後の実質収支が、1億8,871万6千円となりました。実質収支については、地方自治法第233条の2ただし書きの規定により、1億円を財政調整基金に積み立てし、残額8,871万6千円は令和6年度に繰り越し致しました。

令和5年度予算におきましては、財政調整基金から4億円を繰入することとしていましたが、結果として財政調整基金からの繰入額を3億1,000万円に抑制することができました。これにより、令和5年度末の現在高に決算剰余金処分による積立額を加えた財政調整基金の現在高は、2億3,717万7千円となりました。

令和5年度最終予算額7億3,226万5千円と比較しますと、歳入において4億4,917万6千円の減、歳出において6億5,684万3千円の減となりましたが、主な要因としましては、歳入で町税や地方交付税交付金が当初見込みを上回ったこと、歳出で各種建設事業費や保険給付費の減少のほか、負担金事業の実績額が当初の見込みを下回ったことなどが、収支の結果につながったものでございます。

以下、各特別会計の決算見込みにつきましては、別紙のとおりとなっておりますことから説明を割愛させていただきますが、公共下水道事業特別会計につきましては、令和6年4月1日より地方公営企業法が適用されることにより、令和6年3月31日をもって打切決算していることを補足致します。

次に、令和5年度江差町水道事業会計決算概要についてでございます。

令和5年度の水道事業会計につきまして、3月末をもって決算致しましたので、その概要についてご報告申し上げます。当年度の損益計算において、営業収益で2億5,218万6千円、営業費用では2億7,507万7千円となり、2,289万1千円の営業損失となるものです。

また、営業外収益は2億1,151万4千円営業外費用では3,562万2千円と

なり、1億7,589万2千円の利益を生じ、営業損失とあわせて、1億5,300万1千円の経常利益となりました。これによると、当年度の特別利益・損失145万9千円を加えた1億5,446万円が純利益となるものでございます。

本決算により、当年度純利益1億5,446万円に、前年度の繰越利益剰余金4億5,303万5千円をあわせた、6億749万5千円が利益剰余金となるものでございます。

また、貸借対照表につきましては、別紙資料のとおりとなっておりますので割愛させていただきます。

最後に、寄附採納について、ご報告申し上げます。

令和6年4月8日、江差町字本町7番地、有限会社オオフル建築設計事務所、代表取締役 大古 正平 様より、各小中学校の図書購入費用として、現金10万円のご寄附がございました。ご寄附頂きました現金につきましては、各小中学校の図書購入整備に活用させていただきます。

次に、令和6年5月31日、兵庫県神戸市東灘区住吉宮町3-7-14、シン・エナジー株式会社 代表取締役 乾 正博 様より、北の江の島事業推進のための企業版ふるさと納税として、300万円のご寄附がございました。

シン・エナジー株式会社様からは、昨年度、一昨年度も同額のご寄附を頂いており、北の江の島構想の実現に向けた拠点整備などの各種事業に活用させていただきます。

以上、ご寄附がありましたことをご報告申し上げますとともに、改めてご厚志に厚くお礼申し上げます。

(議長)

以上で、行政報告を終わります。

(議長)

日程第5、一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、お手元に配布のとおり、8名の議員から通告がありました。通告順に従って、順次これを許可致します。

まず、飯田議員の発言を許可致します。

(飯田議員)

議長。

(議長)

飯田議員

「飯田議員」

おはようございます。

私は、人口減少問題に限定をし、４点について一般質問を致します。

これまで政府は、人口減少社会を転換するため、国の最重要課題として地方創生や異次元の少子化対策を掲げ、各種政策や交付金を活用し、各自治体に取り組みを求めたところではありますが、現状では移住対策や子供の教育費、医療費の助成や無償化など、似たような政策が多く、自治体間で若年層の奪い合いが続いていると、ご指摘されたわけであります。期待されたような効果が見られないとも指摘をしております。

更には若年層の都市部への集中や、出生率の低下に歯止めがかからず、依然として厳しい状況が続いております。

昨年１２月に公表された国立社会保障・人口問題研究所の推計を基に、今年４月、人口戦略会議では、今後３０年間で全国はもとより、道内１１７の市町村において、消滅の可能性があるという分析を発表しました。江差町も含め大変厳しい状況であります。将来、若い方々が家庭を持ち、暮らしの出来る仕事、質の高い雇用環境を作ることが求められるとも提言をしております。

先ず始めに、具体的な質問に入ります。江差町として、この人口戦略会議の提言をどの様に分析をし、対策を講じるのか伺います。

次、２点目でございます。

良質な雇用環境の創出や改善について、民間事業者と連携をし、産業競争力を高める良質な雇用環境を地元で作ることが望まれますが、町長の所見を求めます。

３点目であります。

令和４年度、第４回定例会において、同じような質問をしております。

当時、町の人口が７千人を割り、１年半よりまだ経過をしておりせんが、その後どのような対策が、議論がなされたのか伺います。

４点目でございます。

今回の発表については、若者や子育て世帯の将来に対する不安も非常に大きく、実効性のある将来展望が望まれます。

町長からの力強いメッセージと決意を求めるところでございます。

以上でございます。

「町長」

議長。

（議長）

町長。

「町長」

飯田議員の1問目、深刻な人口減少に対する危機感と対策についてのご質問にお答えを致します。

1点目、江差町としてこの提言をどの様に分析し対策を講じるかということでございますが、本年4月に人口戦略会議が4月に公表した地方自治体・持続可能性分析レポートにおきましては、江差町は、若年女性人口が2020年から2050年までの30年間で50%以上減少する消滅可能性自治体と位置付けられており、強い危機感を感じております。

江差町と致しましては、これまで第1期・第2期の江差町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、人口減少と地方創生に特化した取り組みを進めてきたところでございますが、人口減少に歯止めがかかっていないのが現状であると認識しています。

人口戦略会議の提言では、人口減少という事態にいかに関わり、持続可能な社会を作っていくかという課題に対し、人口減少のスピードを緩和させ、最終的に人口を安定させることを目指す定常化戦略と各種の経済社会システムを人口動態に適合させ、質的に強靱化を図ることにより、多様性に富んだ成長力のある社会を構築して行く強靱化戦略の二つの戦略を一体に推進することで、未来として選択しうる望ましい社会の実現を目指すとしております。

令和6年度は令和7年度からの第3期総合戦略の策定を行うこととなっております。前期戦略の検証を行うとともに、人口戦略会議の提言なども踏まえながら、各分野の有識者・学識経験者の皆様で構成する策定委員会でご議論を頂き、第3期戦略の策定を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

2点目、良質な雇用環境の創出や改善について、民間事業者と連携し産業競争力を高めるべきとのご質問でございます。

江差町の雇用の状況を見ますと、ハローワーク江差出張所管内の令和6年3月の有効求人倍率は1.27倍。江差町だけの状況を見ると、2倍を超える高い数字となっております。一方で、若者を中心に労働力が都市部へ流出し、また、建設業、医療・福祉の分野では雇用が充足されず、人手不足が深刻になっており、いわゆる「雇用のミスマッチ」状態が続いていると考えています。第2期総合戦略では、新たな雇用の場を創る視点で3つの重点目標を設定しておりますが、こうした雇用の現状も踏まえて、町内の関係機関や民間事業者からもご意見を伺い、第3期総合戦略の策定を進めてまいりたいと考えております。

3点目、令和4年第4回定例会において、同様の質問をしているが、どのような対策を取られたかというご質問でございます。

令和4年第4回定例会におきまして、飯田議員からは人口減少対策と定住促進策についてのご質問がございました。その際にも答弁致しましたが、定住対策につきましては、まずは、現在江差町で暮らしている町民が住み続けられる環境をしっかりと構築することが重要であり、そのために、子ども達や子育て世代に主眼を置いた施策や、

農漁業や商業など産業基盤の強化、一人暮らしの高齢者が安心して暮らすための医療・介護・福祉の体制維持や公共交通の充実などの施策により、住みやすい町づくりを目指すことが結果的に定住対策に結びつくという考えで施策を進めてまいりました。

特に、子ども達や子育て世代に主眼を置いた施策として、学校給食費の完全無償化や医療費無償化などの子育て支援策の充実を図ってきており、また、令和5年度からは子育て世帯の新築・中古住宅購入助成事業も実施しているところです。

また、6月6日にオープン致しましたコミュニティプラザえさしにおける、中高生をはじめとする子どもの居場所づくり、小学校ごとの遊具整備をはじめとした施策に取り組んできたところですのでご理解願いたいと思います。

4点目、若者や子育て世帯の将来に対する不安も大きく、実効性のある将来展望が望まれるが如何かということについてです。

人口戦略会議の提言でも触れられておりますが、少子化の流れを変えるためには、若者世代、特に育児負担が集中している女性が、未来に希望を持てるようになることが重要です。結婚や出産につきましては、あくまで個人の選択であり、その自由を尊重することは当然のこととして、結婚や出産含め、若者世代が将来に希望を持ち、その希望を実現できるような社会づくりを進めて行くことが重要であると考えておりますし、そういった視点で総合戦略の策定にも取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

「飯田議員」

議長。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

はい。只今、答弁を頂きましたが、去る4～5日前ですかね。厚沢部町長の定例会における冒頭の発言が載っておりました。という事は、やっぱり戦略会議に対する批判なんですね。やっぱり今まで地方が取り組んできた政策を無視するような報告である。こういう様な報告が出されることによって、地方に住みたくても地方を避ける若者が少なくなるのではないかとそういう危機感であります。

私はやっぱり江差町長もですね、そういう様な町民に対して、しっかりとした、やっぱりイメージを、戦略を出すべきだと、そう考えるんですね。やっぱりこの、私もこの戦略会議のですね、提言が全て正しいとは思っておりません。特に女性が30代、20代の女性に責任があるような表現が一部に見られますし、やっぱり何と言っても大事なものは、その町で安定した雇用先、そして労働環境があるかということなんです。

そのために、例えば高校卒業しても地元を離れざる得ない、都会に進学する、専門学校に行く、これは致し方がないです。地元にはないですから。だけど、地元就職したくてもそういう選択肢がないという実態が、今回の東京一極集中、札幌に転出する方々が増えているという現状なんです。

私はこれを集中的に、先程町長がおっしゃっていましたが第3次総合戦略でという、こういうピンポイントの部分で、きちっとやっぱり議論して対策を練るべきだと思うんですよ。その点、如何でしょうか、再質問致します。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

飯田議員の再質問にお答えを致します。

冒頭では厚沢部町長の議会での発言の報道に関する、あるいはですね、このレポートに関する所見を問われているかなというふうに思っております。

私自身はですね、このレポートというか報告すべて読んだ訳ではありませんけども、報道レベルで拝見をさせて頂きましたけども、ま、文字と言うかですね、その「消滅可能性自治体」ということで、文字が非常にですね、先走ってイメージが付けられているのではないかなという、非常に大きな危機感を持っています。このことに対しては、北海道の中の市町村長は、皆同じ想いを持っているのではないかなというふうに思っています。

そういった中で、北海道町村会の方でもですね、こういったことに対してしっかりですね、消滅可能性自治体ということでは無くてですね、しっかり地域活性化を考えるような手立てを北海道とやって行くべきだということで、北海道に対して要請をしているということも聞いております。

私自身としてはですね、勿論この我々の住む江差町の暮らしを、しっかり守って行くということは大前提であると思っています。

じゃあ人口減少の何が問題かという事ですけれども、今まで享受してきたサービスや、生活が維持できなくなってくる、人口減少によって働く世代が少なくなってくる、将来世代が少なくなってくることによって、人口の構図が、高齢化率が高くなり、そのことによる社会保障、あるいはですね、色んな部分で財政支出が国として大きくなってくる、また、地方自治体としても大きくなって行く、また、設備投資、あるいはインフラ整備というものに対して、非常にですね厳しい状況が起きてくるというふうに思っています。

じゃあその一方で、個人個人の生き方としてどうなるか。私自身は、もちろんこの国全体で人口減少対策しっかりやっていかなきゃいけない。それは大前提にありますけども、その基本は個人個人、一人一人が、いかに生活が良くなるか、あるいは暮らしが良くなるか、今よりも所得をどう上げるのか、あるいはですね、生産性をどうやって上げて、暮らしを良くして行くのか、そういう議論が、まず、第一に私は大事だと思っています。

人口減少の中でも、生産性を上げて暮らしを良くして行く、そういう社会も実現出来るのではないかなというふうに思っています、そういった観点でですね、地方自治体で競い合う、人口を奪い合う、社会増減に目を向けるのではなくてですね、しっかり自然減、自然増をこういったところにも、子供を産みたい、育てたい、そういった希望を持つ人達が、それが実現出来る社会を国全体として作って行くことが、私は大事なのではないかなというふうに思っています。

その中で、都市部への集中、人口の集中を如何に食い止めるかということは、我々地方自治体の役割かなというふうに考えているところでございます。

何かですね、このレポートを見ると、地方が頑張っていないから、人口が減少が進んで都市部へ人口が集中していてですね、我々のような小さい自治体ですね、消滅するというような論調で語られていますけども、非常にそのことに対しては、私も強い違和感を感じています。

そういったことをしっかり踏まえながら、江差町としても、しっかり一人一人町民の皆さんが暮らし続けられる、そういう生活基盤をしっかりと作るということ、そして子どもを産みたい、育てたい、そういう方たちをしっかりサポートして行くこと。

そして労働環境を良くして、所得を上げて行く、生産性を上げて行く、そのことをしっかりと向き合って、着実に人口減少対策、少子高齢化、あるいは地域の活性化に全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解頂きたいと思います。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

えー、先程の答弁の中にございましたけれども、これはですね、町長、是非リーダーシップをとって、町村会として国の方に抗議なり提言をして頂きたいと思います。するべきだと思います。

全国知事会においても、国の方にそういう様な抗議を伝えております。やはりそのような行動こそが、町民に対する将来に対する希望、安心感を与えるものだというふうに思っております。

確かに町長としては、行政として、この町を如何に若い方々を含めて、住みやすくするかという努力もあります。ある意味で個人の選択でありますけれども、私、2問

目で言いました。やっぱり如何にこの町で都会と負けないような雇用先、そして労働環境を作っていけるか、これは民間だけでは出来ません。そういう部分については是非ですね、やっぱり行政・民間と一体となって、この町にそういう安定した雇用先を今後作って行く。そういう強い決意があればこそ、私は町の若い方々が希望を持ってこの町に住み続けて行く、大きな要因だというふうに考えております。

その点について、改めて町長の所見を求めたいと思います。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

はい。今、再質問頂きました。

江差町長としてしっかりですね、民間事業者と連携してやって行くということは、私は当然、大事だというふうに思っています。

その中で、どういう視点が大事かということでございますけれども、従来から私申し上げておりますけれども、この地域の強みとは何かと考えた時に、農業・漁業を中心とする一次産業、このことによって食料を供給する地域であるということ。

また、洋上風力を含めた風力発電が盛んな地域になってくると思います。そういったエネルギー産業をしっかりですね、この地域の基盤に据えて行く。そのことによって三次産業、サービス産業、医療や福祉そういった産業、商業にも波及をさせて行く。そういう効果をもたらすことが、私は大事ではないかなというふうに思っております。

こういう機能というのは、都市部では絶対できない事であり、そして国全体にとっても国防、食料安保、あるいはエネルギー安保なんという言い方もされますけれども、こういったことを、国の存立にも大きく影響するとか、貢献できる、そういう分野でございます。

しっかりそういう産業、この地域の強みの産業を育成しながら、他の産業に繋げて行く。そして、住みやすい、そして子育てしやすい江差町を作ってまいりたい。そのことに対して、全力で民間企業の皆様とも連携しながら、そして時には国や道に対しても、江差町として、あるいは地方として、こうあるべきということをしっかりとメッセージを発信して行きたいと思っておりますので、ご理解頂きたいと思います。

(議長)

以上で、飯田議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に、増永議員の発言を許可致します。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

えー、それでは質問させていただきます。1問目、旧江光ビル跡地建設施設についてということで質問させていただきます。

令和6年3月定例会一般質問において、江光ビル跡地の建設施設の借金についての答弁の際に、建設資金の半分は補助金、残り半分は過疎対策事業債となり、7割が普通交付税で措置される。江差町の一般財源としての負担は、年間約430万円になると答弁されましたが、この答弁内容では借金が7割減ったかのように聞こえますが、本当に7割の借金が減って3割の借金しか無いのかをお伺い致します。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

増永議員の1問目、旧江光ビル跡地建設施設についてのご質問にお答え致します。

3月定例会におきまして、増永議員からの旧江光ビル跡地施設建設に係る一般質問に対しまして、当該事業に係る元利償還額は、平均すると年間1,430万円の額となり、かつそのうち7割が普通交付税で措置されます。したがって、町として持ち出す一般財源は、年間約430万円ということになりますと答弁致しました。

これは文字通り元利償還金、つまり借入金の返済に係る元金と利子の額の7割が、普通交付税で措置されるということでございまして、借入金の額が7割減るわけではありませんので、ご理解をお願い致したいと思います。

なお、3月の答弁の時点では、実際に借入する前でもございました。借入利率の確定に伴いまして再計算致しますと、当該事業に係る元利償還額は、平均すると年間1,401万8千円ほど。町の実質的な負担は、年間約420万5千円ほどとなります。

以上でございます。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

はい。その通りだと僕も認識はしてるんですけども、このような言葉で議会だより等に載って、言ってしまうと町民の方々がこの措置される。という言葉に惑わされて、結局、借金が無くなったような錯覚に捉えられると思うんです。

それで町長さんは、この私の質問に対して噛み砕いて説明して頂いて、しますって言うようなお話でしたが、結局、僕は言葉足らずでは無かったのかなというふうに思います。

やはり最後まで、今言ったような言葉で説明して頂けなければ、あれだけの言葉だけを聞いてしまえば、僕が同じようなところを思ったように、あ、7割無くなるんだろうなというふうに思われるんです。

ですから、今回あえて、こういう質問させて頂きました。

そこです、問題なのは、いくら7割返ってくるとはいえ、借金は減らないんですよ。で、借金が減らないで措置されるので、そんなこと繰り返したら借金が増えて行くだけなんです。すると問題なのは、この借金が増えて行くことによって、財政比率が悪化して行きますよね。

例えば、経常収支比率、健全化判断比率、公債費負担比率、将来負担比率、実質公債費比率、等々がですね、悪化して行くと僕は思うんですけども、その辺の部分に関してはどうお考えなのかご答弁をお願いします。

「まちづくり推進課長」

まちづくり推進課長。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

増永議員からのご質問にご答弁申し上げます。

先程、町長、1問目でご答弁させて頂きましたとおり、借金の額が7割減る訳ではなくて、借金はあくまで借金。で、その返済金、償還金の7割が普通交付税措置されると。それは、昨年の3月の定例会でも町長答弁したとおりでございますので、特に

それについて問題がある答弁では無かったというふうに理解しております。

それで償還金、借金が残る事で色んな比率について影響が出るんじゃないかというご質問でございます。実質公債費比率、将来負担比率に関しましては、普通交付税で算入される額につきましては、分母分子、計算上の分母分子から公助されますので、その分の影響は比率からは除かれますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

（議長）

財政課長。

「財政課長」

はい。それでは今、増永議員から、ま、将来の負担、財政健全化そういうような観点でのお話もございましたので、その辺りに触れたいというふうに、私の方からご答弁申し上げます。

ご案内のとおり、町は令和4年度から令和8年度までの5か年間を取り組み期間とする中期財政運営方針を掲げております。

その中で、健全化比率に十分配慮しながら、実質公債費比率であるとか、将来負担比率等々にですね、健全化基準を下回るような財政運営に努めて行くということで掲げてございますので、その辺り十分に留意しながら、毎年度の予算規模、歳入歳出含めてですね、その辺コントロールして今後も向かって行きたいというふうに思っておりますので、ご理解頂きたいと思います。

「増永議員」

はい。

（議長）

増永議員。

「増永議員」

私はですね、借金が全てが悪いということではなくて、やはり江差町民の生命財産を守るために使う借金は、どんどんやるべきだと思います。ただ無駄な借金は、するべきものではないということを、ちょっとお話させていただきます。

それで先程、中期財政運営方針の話が出ましたが、それがまあ、4年、令和4年に作られて約2年が経過しております。この間、新たな借金など、載せてない長寿命化計画の修繕費等々があります。令和6年度からですね、数値をきちっとした形で、あの見直す形で、見直すお考えは無いのか、お伺い致します。

(議長)

副町長。

「副町長」

はい。あの一、増永議員。無駄な借金はしてございません、まず。

あの一、すべからく、まあ、増永議員も知ってのとおり、かなり前にイエローカードと言うか、レッドカードは夕張市なんですけども、イエローカードを頂いた時には、そこをベースにして借金の比率をこれ以上は増やさない、将来負担比率もこれ以上増やさない、そういった形を防遏しながらですね、必要な財政支出を含めて、あの一事業の展開をしている。

更には、色んなあの一、水道課の事からまあ、橋梁道路の果てまで含めて、必要な財源をですね、どうやって捻出して、その公債比率を抑えて行くのか、こういったところはトータルとして、当たり前でございますけど、行政の使命としてやっている、こういう事でございますので、いずれにしましても、あの一、そういった状況の中で、範囲の中で、可能なあの一、事業展開はさせて頂くと。

繰り返しになりますけども、前のようなイエローカードを頂くような、そういう比率にはして行きませんので、えー十分その辺は、議会の目もまたありますので、自分、我々も留意して行政運営して行きます。

以上です。はい。

(議長)

増永議員。2問目、お願いします。

「増永議員」

それでは2問目いきたいと思います。

えー旧爾志郡役所横の通学路についてご質問致します。郡役所横のですね、急斜面の歩道、江差小学校から江差モーター店舗間は、江差小学校・中学校の通学路になっておりますが、特に冬期間、冬道になってる、あー雪道になっている歩道は滑ると思いますが、どのようなお考えなのか、お伺い致します。

「教育長」

教育長。

(議長)

教育長。

「教育長」

えー増永議員からの２点目、２つ目のご質問にお答え致します。

えー通学路の危険箇所につきましては、毎年、町内各学校からの点検結果報告を受け、各道路管理者や教育関係機関など構成する江差町通学路安全推進連絡協議会で合同点検を実施し、必要な対策を講じております。

議員指摘の箇所につきましては、同様の理由により令和２年度に江差小学校から報告があり、同年９月に合同点検を実施し、冬期間については道路管理者である江差町建設水道課において、早期のパトロールなどにより除雪の状況、あるいは路面状況に応じ、適宜、歩道の除雪や融雪剤の散布などの対策が取られ、通常の降雪であれば児童生徒の通学時間前には除雪を終えているところでございます。

一方、学校におきましても登下校時における児童生徒への安全指導が行われているところでございます。

えー今後におきましても、これまで同様に各学校と情報を共有を図るとともに、学校での児童生徒への安全指導や道路管理者との連携により、通学路の安全の確保に努めてまいりますので、ご理解願います。

「増永議員」

はい。

（議長）

増永議員。

「増永議員」

えー、その通りなんですよね。小学校の方でも、子ども達には、この郡役所の坂では走らない、ゆっくり歩くというのを、なんか徹底しているらしいって言うのも聞いております。

でも今、今まだ、そういう大きな事故が無いので、えー今みたいな話では出来ると思うんですけども、今後やはり大雪等々があった場合に、やはりそういう事故がゼロだという可能性はないでしょうねっていうふうに思います。

そこで、例えば資料の２の１を見て下さい。これの左っかわの写真はですね、江差小学校を背中にして郡役所に向いたところの写真でございます。こちらの方の白枠の部分が、ま、手すりが付いていない部分。そして右っかわの方が、あの一道官舎の横の部分。ここの部分も手すりが付いておりません。そして２の２、郡役所の横です。横のですね、ちょうど旧検察庁に入る入口部分の所にはありません。手すりがありません。そして郡役所の下の方にも手すりがございます。そして２の３を見て下さい。これは完全に、といの沢に上がる道路と交差点の部分です。ここの部分についても手すりはございません。

それで、やはりですね、手すり等々が無ければ、滑った時に捕まるものが無ければ、歩道に行くだろうというふうに考えられますし、例えば2の1の、この道路の2の2ですね、2の2の郡役所横の坂の車道を見て下さい。この車道は滑り止めのために作った部分です。

ところが歩道見て下さい。歩道は普通のアスファルトです。同じ斜面で、同じ角度の斜面なのに、道路の方が滑るから、歩道は滑らないからという発想じゃないと思うんですよね。やはり道路が滑るっていう事は歩道も同じ角度ですので、滑るわけですから、少なからずとしても今後ですね、やはり、あの一手すりの設置と、やはり滑り止めをついた歩道の設置を、何とか考えて頂けないかなあと思いますけど、その辺のところどうでしょうか。

(議長)

建設水道課長。

「建設水道課長」

はい、建設水道課長。

「建設水道課長」

えー、おはようございます。

えーと、道路の維持管理に関するご質問でございますので、えー私の方からご答弁申し上げます。

ま、安全対策としての手すりの設置についてでございますけども、まあ今回、議員の方からですね、まあ一般質問と資料の提供もあってですね、改めてあの現地の方に実際に除雪作業を行っている職員と共にですね、現地の方、確認をしたところでございます。

まあ実際に現地の確認をしますとですね、場所によりましては、物理的に手すり、ま、防護柵の設置が難しいと思われる箇所もございますし、あるいは防護柵を設置することによりまして、あの一歩道の除雪機がですね、入らなくなるといった箇所も、あるものでございます。

ま、先程、教育長からの答弁にもございましたけども、えー冬期間の道路維持管理につきましては、まあ早朝の歩道の除雪、あるいは融雪剤の散布、まあ車道も同じですけども行ってございます。

また、あの一、朝の除雪に限らずですね、えー苦情要望があればその都度、おー融雪剤の散布なども、適宜行っているところでございます。

ま、あの一、これまでのところですね、学校サイドあるいは住民サイドからですね、手すりの設置要望なんかが上がってございませんですけども、今後もあの一、学校との合同点検、えー引き続きございますので、そういったところでですね、意見交換等も行

いながら、えーその、更なるその一、安全対策の部分についてもですね、協議してまいりたいと考えてございますので、ご理解願えればと思います。

「増永議員」

はい。

（議長）

増永議員。

「増永議員」

はい。是非、えー小学校とですね、えーお話をしをして頂いて、えーやはり未来ある子供達のためですので、えーその辺の所は是非とも前向きに進んでいって頂ければと思います。

それでは、3番目の公用車車両について質問させていただきます。

えー公用車車両のリースについて、契約終了までに解約できないかの是非を、令和5年12月定例会及び令和6年の3月議会で一般質問のうえ、答弁を受けました。

そこで、監査委員に対し、増永一彦個人として住民監査請求をしましたが、却下となりました。監査委員からの理由を読むと、車両の配置の見直し等々、町側より一切説明されてない事項があったが、なぜ説明が無かったのかお伺い致します。

「町長」

議長。

（議長）

町長。

「町長」

増永議員からの3問目、公用車車両についてのご質問にお答えを致します。

まずこの間、増永議員から頂いた一般質問について、経過を振り返りをさせていただきます。

令和5年第4回定例会では、職員の移動に使うための車両台数は何台必要なのか、さらに再質問で、減車対象車両はリース期間満了前に解約をとのご質問でございました。

続く本年第1回定例会におきましては、リース期間満了後の解約の考えに変わりはなかとのご質問にあわせて、議員が試算したリース料等の経費に基づいたご指摘がございました。

その際、私と副町長、担当課長からは、議員ご指摘の趣旨の、議員のご質問の趣旨

に沿って、ご答弁申し上げたつもりでございます。

また、車両の配置の見直し状況が、一切説明されていないとのご質問でございますが、このことにつきましては、昨年10月に実施されました、令和4年度決算審査特別委員会の財政課質疑の際、増永議員からの公用車管理は、財政課がすべて管理しているのかとのご質問に対し、担当課長からすべて財政課で管理している訳ではなく、公用車の台数は今後も見直して行く旨、お答えしておりますことと併せ、別途配付しました特別委員会資料の令和4年度江差町公用車管理・経費支出状況では、町の全ての公用車の配置状況と異動履歴等のほか、共用車両の11台も明確に記載しており、説明をしていないということではありませんので、ご理解頂きますようお願い申し上げます。

なお、繰り返しとなりますが、増永議員、あるいはこの度の監査委員のご指摘等を踏まえながら、引き続き、適切な配置台数の見直しに努めてまいります。

「増永議員」

はい。

（議長）

増永議員。

「増永議員」

えーそうですね、計画にはそのとおりになっております。

ただ、この議会上でですね、あの町長さんはじめ、その課長さんの中から、の答弁の中に、この専用車両、共用車両という文言が、ただの1回も出て来てない。これは何故出てこなかったのかな。ただ、今の説明で行くと、あの一資料として出してたでしょという話だったかもしれないんですけども、私は何故なんですかと聞いてるんですから、丁寧にやはり町長さん始め課長さんは、その今回の監査委員が出されたような文言で、何故回答して頂けなかったのかなというふうに、ちょっと疑問を感じておりました。

で、ま、その部分に関しては、あの一いいです。時間もないので。ただ、資料の3の10を見て下さい。こちらですね、財政基盤強化に向けた取り組み。これがベースになってる訳です。ここで令和3年度、この年号をちょっと覚えて下さい。

そして、次の3、えー3の12見て下さい。これは先程の基盤整備の中に入ってた削減する車両と削減の進め方というところですよ。赤で囲ってあるとこ見て下さい。令和4年度から、次の通り管理することと致しますって書いてんですよ。

各課への配置とせず、全ての課の共有として財政課が管理するって、ここでうたってるんですよ。間違いないですよ。

そして、資料の3の13を見て下さい。次のページ。これは監査委員から資料とし

て頂いたものでございます。ここで専用車両の移行ってことで、出ております。

で、15番。函580、4872ホンダN-BOX。こちらがですね、令和4年6月あんしん課で持ってた共有車両が、この6月から、かもめ保育園へ専用車両として移ったんです。おかしくないですか。

令和3年度に財政課が管理するって言うておいて、その6か月、うん、3か月か4か月しないうちに、これ専用車両になってますよね。何故このような事があったのかご説明をお願いします。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」

はい。えー、まずですね、あの一、共用車両から、えー専用車両に配置になったことについての説明が、この議場の場で町長或いは私からの説明が無かったということについて、まずはそこからお答えし致しますが、えーこの間、そう言ったご質問を頂けて無かったので、答弁はしていなかったということでございます。

まあ少し言い換えれば、これまでの答弁内容に直接的に関わりがあるのであれば、そこに触れたかもしれませんけれども、そうではないというふうに捉え方をしてございますので、改めてご理解頂きたいと思います。

それと2点目ですね。あの専用車両を失礼。財政基盤強化の取り組みにおいて、共用車両とすべきものが、計画執行後、専用車両に置き換えられたという実態についてのご質問でございます。

これにつきましては、えー、あの一、財政課とすれば、色々な課に配置になっていた車両を、一度、財政課の方に集約をさせて、それをもって効率的な公用車の運行に結び付けたいと、こういう思惑もございました。ただ、それは議員ご指摘のとおりですね、事前の担当課との調整が少し行き届いていなかったと、これは事実でございますのでその点につきまして、ご理解頂ければというふうでございます。

それと最後に、資料について具体の保育所車両についてのご指摘がございました。えーこれですね、えーまあ、あの一、監査員の指摘から、指摘では18台の内、4台ですか、4台が専用車両に移ったと、そのうちの1台、保育所車両について矛盾があるという話、矛盾というかですね、実態とちょっと違うという話がございます、4台のうちの保育所車両につきましては、これは増永議員ご提出資料の3の12の、改めて覧頂ければなと思うんですけども、3の12の一番下の米印に記載してござまして、保育所車両につきましては、当初から配置転換になるということを計画の方では

もう、想定をして記載をしているということですので、この点につきましても、これを見てご確認頂ければなというふうに思っています。以上でございます。よろしくお願い致します。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

えーと、それではその、先程の課長さんの説明の、専用車両と共有車両を私が質問しなかったから答えなかったっていうことだったんですね。

でも、いいですか。私は監査委員にも、同じようなことを同じような資料で、同じような質問しているんですよ。議会でも同じような事で、同じ資料を出しているんですよ。そこで何でそういう食い違った回答が来るのかっていうが、あったもんですから今回やったんです。

ただ、今の課長さんの答弁で行くと、質問しないあなたが悪いんでしょっていう話なんですよ。分かりました。今後気を付けます。ただ、今後はそういう部分で、もう少し僕も、あー1年まだ経っていないので、未熟なものですから色々と勉強させて頂きたいと思います。

それともう一つ。えーと、保育園の部分に関して、ですけども、書いているからいいんじゃないですかって話なんですけども、書いている以前になんでじゃあ、あなた方は、ここにこういう計画性を持ったんですかってことなんです。

ここに関しては、まあいいです。答弁はいいです。ただですね、えーと資料の3の6を見てください。これはですね、まっ先程も町長さんが言われていた通り、えー令和5年12月の町長さんの答弁でございます。真ん中の部分見てください。僕はこの12月議会の時に、町長さんにこういう質問をしました。江差町の財政は厳しいんですか、豊かなんですかっていう質問をさせて頂きました。その時に町長さんは、厳しいですという回答を頂きました。私はその回答を踏まえて、町長さんの良識のあるお言葉を頂けるものだというふうに思っていたんですけども、ちょっと違うような形になりました。ここに書いているとおり1万3千円多く払っていますよ。リースは締結してやりますよっていう答弁でございます。

僕はやはり、町長はトップとして、江差の財政が厳しいという状況を分かっているが、自分の身を削るという事はしない人だったんだなと。他人事のような話で事を進めて行くっていう人だったんだなと、いうふうに私は理解しました。ご答弁はいいです。

それです、資料の3の4を見て下さい。

これは監査委員からの意見書でございます。で、先程町長さんもちらっと、お話されていた通り、ここに書いてある通り、車両の配置と現状における車両の配置では、見直し内容と異なる現状になっている。先程のまさしくその通りですよ。で、改めて公用車配置計画を再構築すべきと考える。定期監査等において町に対し指摘を行うものとする、というふうにこう監査委員が言ってるんですけども、これに対して町長さん、どうお考えなのか改めてご答弁をお願いします。

(議長)

副町長。

「副町長」

えーと、増永議員。まずあの一、監査請求された方は、増永一彦さん個人という事なんで、そこは混同しない形で。でもあの一、増永議員質問した趣旨に則ってお答えしますけども、ま、主眼なのはリース契約の公用車の部分で、リース契約満了前に減らせないのか。ま、簡単に言うとそういう、でもこちらの方は、リース契約を途中解約すると違約金というかそういったものが発生するんで、ただし見直しについては、前向きにこれから見直して行きますよと。こういうところだと思います。あの、そこはそういう押さえは間違えないと思います。

あと、財政は豊かなのか厳しいのかっていうご質問された場合に、ま、豊かですっていう首長さんっていうか、なかなか私も記憶ございませんけども、ただ、厳しい状況には変わり無いっていうのは、間違いない事実でございますんで、それらも踏まえて、これから公用車もあの計画通りは、ま、いきますけど、それを更に前倒しする方向です、公用車に限っていうと出来ないかという事は、増永議員からも監査員からもご指摘受けてますので、それらはきちっと町としても尊重しながら捉えて、どれだけ削減できるのかという努力はさせていただきます。

以上でございます。

(議長)

はい。次4問目、お願い致します。

「増永議員」

はい。えー前向きに副町長さん。ちゃんとやって頂きたいと思います。

それでは4問目。北の江の島事業中止についてということで、ご質問させていただきます。

平成30年3月、ホームページ上で作られた北の江の島構想ただき台から6年が経ち、現在に至っているが、この間、どのような形で町民や関係団体の意見・要望を聞

き入れたのか。

また、町側主導で十分に聞き入れていないのであれば、急いで事業を進める、進めず、中止の考えも持つべきと考えるが、お伺い致します。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

増永議員の4問目、北の江の島事業の中止についてのご質問にお答えを致します。

平成30年3月に策定した北の江の島構想たたき台からどのような形で町民や関係団体の意見・要望を聞いて来たかということについてでございますが、令和3年度に北の江の島拠点施設の整備基本構想をまとめる段階で、江差町議会のほか、江差観光まちづくり協議会、江差観光コンベンション協会、江差町子ども・子育て会議、一般財団法人開陽丸青少年センター、一般社団法人北海道江差観光みらい機構、ぷらっと江差、ひやま漁業協同組合へのヒアリングを実施し、出されたご意見等も踏まえながら、令和4年3月に整備基本構想を取りまとめたところでございまして、ヒアリングの結果につきましては、基本構想、失礼致しました。整備基本構想にも記載をしております。

また、昨年2月、拠点施設整備計画の策定段階におきましても、江差観光まちづくり協議会において、委員の皆様からご意見を伺う機会を設けているところでございます。

なお、江差観光まちづくり協議会につきましては、江差町のほか、江差観光コンベンション協会、江差商工会、江差建設協会、ひやま漁業協同組合江差支所、新函館農業協同組合江差支店などの産業団体なども構成団体として、となっておりますので、ご理解願いたいと思います。

急いで事業を進めず、中止の考えも持つべきとのご意見に対する考えについてでございますが、北の江の島拠点施設につきましては、江差町の今後のまちづくりにとって必要不可欠な施設であると考えており、現時点で、事業を中止する考えはありませんので、ご理解願いたいと思います。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

えーまあ、色々とヒアリングをしたというような回答でございますが、実はですね、今年の4月26日江差観光協会、5月16日江差商工会の各総会の席上において、私は同じ質問をさせて頂きました。過去6年間、江差町と北の江の島事業について、会合等や打ち合わせ、そういった既成事実がありますかって質問しました。町長さんいたもんね。聞いてましたよね。その回答も聞いてますよね。回答。この両方の回答、過去6年間1度も会合なんてやったことはありませんと言ってるんですよ。

ヒアリングだけで事進めていったんですか。やはり、あーの商工会なり、観光協会なりと、そういう組織としてそういう意見等々は集約しなかったんですか。やはりそういう形でやるべきものではないのかなと思いますよ。

だってエコーだってそういうふうにしたじゃないですか。何故そういうことを今回これできなかったのかなあっていうふうに思いましてね、ちょっとある意味、ある意味そういう意見を。

「西海谷議員」

誰もそういう言い方してねえぞ。

「増永議員」

何。ヤジが入っています。

(議長)

西海谷議員、ちょっと静粛にお願いします。

「増永議員」

いいですか。要はそういう形の中で、町民との意見を聞き入れないような形で、事を進めて行くっていう事は、如何なものかということなんです。

そこでですね、今あの一、30年前、南西沖地震ありましたよね。その時に、江差の、あのかもめ島の、あの周辺、も、津波の被害に遭いました。分かってますよね。皆さん記憶にあると思います。そこでですね、あそこに今そういう子供の施設を作る訳ですよ。そして俺は何回もこういう質問しましたね。その災害に対しての、どのような対策を練るんですか、考えてるんですかって、よく話をさせて頂きました。

しかしですね、今あの一、観光危機管理計画、観光省が進めてますよね。これは、観光地が災害になった場合に、どう対応するのかというのを作って下さい。っていうふうにやっております。

これを何故、江差町は作ってないのか。ちょっと、その辺回答お願いします。

(議長)

暫時休憩致します。

休憩 11 : 09

再開 11 : 10

(議長)

えー再開致します。

増永議員。只今の質問につきまして、質問通告と、に無いような質問でございましたので、えー答弁を求めるのであれば、かなり時間が掛かるという事でございます。

もし、えー取り下げて頂ければ、このまま進めますがどの様に致しますか。

「増永議員」

じゃあ一言だけ、言わしてください。取り下げます。取り下げますけども。

(議長)

あの一、取下げても、取り下げますね。

「増永議員」

取り下げます。

(議長)

ただ、質問して下さいね。あの、一言いう。今、一般質問で、やってるんですから、一言とかじゃなくて質問でお願い致します。

「増永議員」

あ一、はいはい。

(議長)

よろしいですか。はい。

「増永議員」

はい。よろしいです。

(議長)

はい。

「増永議員」

じゃあ、えー先程の観光危機管理計画。これに関しては取り下げます。

ただ、皆さん認識持ってください。これ北海道新聞に出てるんですよ。ちゃんと皆さん読んでるんですか。江差町がそういう状態で災害地になった時に、どうしなきゃならないかって、もう国がやってるんですよ。そういう認識をもってやって下さい。

以上です。

それでは次。えー。

「室井議員」

議長。議事進行。

(議長)

はい。

「増永議員」

4の1の資料を見て下さい。

(議長)

ちょっと。はい。

「室井議員」

議長ね。今さ、取り下げてくださいって言いましたよね。

(議長)

はい。

「室井議員」

質問中に関連してさ、そういう質問ってあるんだよ。だからさ、答弁者はね、もし今出来なかったら、ね、資料をね、集めて、終わるまでにね、提出しますからって言って議会の諮らなきゃならないんじゃないんですか。したらこれに書いたもの以外、一切質問できないんですか。そういう判断ですか。局長。ちゃんと聞いて、今、道議会やってますよ。事務局で聞いても今、分かんないかもしれないけど、関連して出来るんじゃないんですか。

そこは駄目だよ。そういう、そういうね、狂犬的なね、立場でね、質問者をね、未

熟にしたら駄目だと思いますけど判断して下さい。

(議長)

只今私が言ったのは、今直ぐ質問には答えられない、答弁内容が出来ないので、載っていないので、時間が掛かりますけども、ってちゃんと言いました。

で、時間が掛かりますけどもよろしいですか。それとも質問を取り下げますかって、増永議員ときちんとやり取りした中での答えだと思うんですよね。

「室井議員」

議長。

(議長)

はい。

「室井議員」

あのねー、議長から取り下げますか何て言われたらさ、ね、質問者はさ、どう答弁しますか。いや下げませんって、中々これ言いづらいですよ。もう少し議員の立場になってね、ちゃんと整理しなきゃ駄目だって。

(拍手あり)

拍手はいいから。そこちゃんと議長、采配してさ、だから少なくとも、今、今日、ね、定例会終了するまでに、局長ね、答弁出来る範囲の物はしますからとかさ、そういう答弁じゃなきゃ駄目でしょう。

無いから全部が駄目ですって事、有り得ない。関連していけばあるんだ必ず。そこちょっと検討して答弁願いたいと思います。

(議長)

暫時休憩致します。

休憩 11 : 14

※ 議会運営委員会開催

再開 11 : 38

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

えー増永議員の、あの質問について、議運で行われまして、その報告のためちょっ

とまだ多少時間が掛かるということですので、えー１時まで休憩致します。

休憩 11 : 39

再開 13 : 00

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

今回の一般質問につきまして、議会運営委員会にて、協議された事項を私より、報告致します。

まず、一般質問については、会議規則第61条の規定に基づき、質問の要旨を具体的に記述した文章で、事前に通告しなければならないこととされております。

これは、議会運営や理事者側の答弁を的確に得るためのものであります。これを踏まえた場合、この度の、増永議員の4問目の質問については、その要旨から再質問の内容を察することはかなり難しいものと推測されるため、今の一般質問、事前通告においては、もう少し具体的に記述頂くようお願いするものであります。

また、町理事者側においても、質問内容をより、さまざまな事項を想定して、速やかに答弁を行えるよう、万全の体制で臨むようお願いするものであります。

なお、4問目の再質問である観光危機管理計画の件については、先程の議事進行にて、質問を取り消されたもので、そのまま進行致します。

それでは、増永議員、再質問ありますか。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員

「増永議員」

分かりました。それでですね、えーと、資料の4の1を見て下さい。

これは建設新聞で出した、これは、あの一政府が決めたということで原材料の増収分、全額転嫁しなさいって書いております。

そして資料の4の2を見て下さい。これは皆さんご存じの通り函館別院がですね、えー23年の9月、2023年の9月に1回目の入札をやったんですけども、16億3千万。これが折り合わず、今年の4月に内容を変えて、内容を変えて、えーアップ115%アップで、18億6千900万。という形で、これも原材料上昇によってアップされております。

そして資料の3の4。これ皆さんご承知の通り、八雲新庁舎の外観の変更という事

で、えー屋根を低くという形になっております。これは、原因は材料高騰、で、隈研吾さんという世界的な建築家さんなんですけども、やはり、こういう方でさえも原材料高騰には勝てない。

そして資料の4の4。ホンダカーズ旭川、新店舗。27年度にも着工。これは何故かっていうと、建築費の値上がりが状況などを踏まえ、2027年度にも着工したい考えだ。これはJR北海道もまったく同じですよ。2年間ラビタス関係で、この資材高騰が見込まれるために、JR北海道さんも駅前開発2年間先送りしました。

彼らは、やはり投資した金額を如何に回収するかということを考えた時に、少しでも安く作らなければならないっていう大前提があります。そんな中でやっております。

そして資料の4の5。DBO方式に夏にも告示ということで、根室市のごみ処理施設です。

こちらの方を見て下さい。165%アップですよ。165%アップ。こういう状態の中で、今、この北の江の島構想が進んで行くことが如何なものかと。

それと今回、資料には出しておりませんが、ここに令和4年度財政状況資料集というのがございます。

これ皆さん見ていると思うんですけども。ここにちゃんと書いてるんですよ。今、江差町の状況。町長さんが、町長の言うその厳しいっていう事が、まさしくここに書いております。ここに、連結実績赤字比率にかかる赤字黒字の構成分析。分析欄のところにちゃんと書いてます。今後の見通しとして、江差町がですね、今後の見通しとして、人口減少に伴い、町税や普通交付税の減少が見込まれるとちゃんと書いてあるんですよ。いいですか。何もしなくても税収は減りますよ。

そして基金残高、ここにも書いております。基金残高の全体っていうところの今後の方針。今後は老朽化施設の長寿命化やコミュニティプラザえさしの建設等の大型事業が行われる予定になっており、財政状況が益々厳しくなると見込んでいますと書いております。何もしなくてもこうやってなっているんです。

そして、財源確保のために、起債の借入れや基金の取り崩しをしなければならないと書いてます。ってことは、基金が減って行くという事です。

そしてここに財政調整基金の今後の方針って書いています。財政調整基金の残高は、今後も減少して行くものと見込んでいる。そして取り崩しは、加速して行くものと見込んでいると書いております。まだまだ借金、あーあの、ごめんなさい。貯金が無くなりますよってちゃんと書いてるんですよ、ここに。

そして、減債基金のところですよ。笑っちゃいましたよ、俺。減債基金の今後の方針。町長、町長知ってます。財政状況が厳しいことから、今後は、今後の積立金は予定していないんだって。こんな財政状況の江差が、本当にこの後、北の江の島やって借金こいて、その借金をどこで返してくのかな。

結局は、町民のしわ寄せになるんでないのって。ですから、町民の意見を聞き入れないで、観光危機管理計画も作らないで、建築資材がこれだけ高騰してってる。なお

且つ江差の状況がこれだけ厳しいのに、そこまでして北の江の島やらなきゃならないんですか。町民を苦しめてまでやるんですか。僕はやるべきではないと思います。中止すべきだと思います。大体の町民の方も同じ意見の方が多いです。

そこですね、もしここで中止をしなければ、もし、町長さんが、このまんま進めるのであれば、2年前に民意を得て無投票で決まりましたが、あの2年間の間にこれだけ状況が変わっております。

改めて、民意を取って、北の江の島選挙をやらないんですか。それをお伺いします。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

えー、増永議員の再質問にお答えを致します。

ちょっとですね、北の江の島の事業に関しまして、どの点を問題にされているのかっていうのは、非常に判然としないところがありますが、ご質問の内容から要旨から言うと、各団体、町民の皆さんの意見を積み上げるプロセスを、が、不足しているんじゃないかという様な読み取りを致しましたけれども、えー、出された資料の方では、資材高、物価高に関する資料が提出されている。ま、そういう財源、あるいはですね、財政状況を踏まえた決断をするべきではないかという観点かなと。

一方でですね、先程来、防災の話があつてですね、防災の観点からのご質問も頂いているところで、どの点において、今この北の江の島事業に対してご質問を受けているのかというのが、ちょっと判然としないところがありますが、私自身は、先程、増永議員、ご質問の中にもありましたとおり、2年前の町長選挙で北の江の島事業というものを大きな柱の一つとして掲げて、立候補を3期目を目指して立候補させて頂きました。無投票という結果ではありましたが、引き続き、この北の江の島事業を強く押し進める。そのことが、私に課せられた町長としての役割だというふうに思っているところでございます。

え、その上で、様々その2年前と状況は変わってきている部分、資材高、燃料高、あるいは人件費の高騰。様々な要素がありながらも、地域の活性化、そして江差の町づくりの柱として、このかもめ島周辺の活性化というのは、私は必要不可欠だというふうな政治信条の基、行政運営を担当させて頂いているところでございます。

先程の、増永議員の質問の中に、町民の多くの方が、この事業を中止すべきだというような話があるということをおっしゃっていましたが、どの範囲で聞いているのか、またそれも抽象的で非常に判然としないところがありますが、私自身はこの

進める上で、先程も行政報告をして頂きましたけども、一般企業の方からも、企業版ふるさと納税で指定寄附として、失礼致しました、企業版ふるさと納税として、北の江の島事業に活用して欲しいというような寄附を頂いております。

もう一方で、町民の方からも匿名で、高額の町民からの北の江の島事業を推し進めて欲しいという、町民の方からの寄付も頂いているところでございます。

少しですね、増永議員と私の感覚というのは違うのかなと思いますけれども、後世に大きな財政負担を残さず、地域の活性化をやって行く、最小のコストで最大の効果を生む行政運営を、今後も引き続きこの北の江の島事業を推し進める中で、実現して行きたいと思いますので、ご理解願えればと思います。

「増永議員」

はい。

（議長）

増永議員。

「増永議員」

えーまあ、最後に、僕だけでも言ったのは、北の江の島町長選っていうのは、やらない予定なんですね、そしたらね。このまま行くっていう事でいいんですね。

それで次いきます。5番目いきます。時間がありません。

えー、熱中症特別警戒アラートについて、質問致します。

えー今年度の4月から環境省により、熱中症特別警戒アラートの運用が始まりましたが、江差町は指定暑熱避難施設・クーリングシェルターの設置について、どのような考えなのかお聞き致します。

「町長」

議長。

（議長）

町長。

「町長」

えー増永議員の5問目、熱中症特別警戒アラートについてのご質問にお答え致します。

熱中症特別警戒アラートは、気温や湿度などから算出する暑さ指数の予測値が、35以上となった都道府県を対象に発表するもので、本年4月24日から環境省より運用が開始されました。

これまでの気象庁と環境省が運用する暑さ指数が33以上と予測される地域に発表される熱中症警戒アラートの一段上に位置付けられ、人の健康に重大な被害が生じる恐れがある過去に例のない広域的な危険な暑さが想定される場合です。

熱中症特別警戒アラートが発表された都道府県では、熱中症を予防する行動の徹底のほか、自治体の判断で公共や民間の冷房設備が整った施設を指定暑熱避難施設・クーリングシェルターとしてあらかじめ指定し、熱中症特別警戒アラートが発表された場合に開放することができるという内容であり、発表の区域エリアが都道府県単位となることから、北海道全体が対象となるものです。

また、管理者がいる場所やイベント等において、適切な熱中症対策が徹底できない場合は、運動やイベントの中止、リモートワークへの変更などの判断が求められることにもなるものです。

議員ご質問の当町でのクーリングシェルターの設置の考えについてですが、当町の過去3年間の暑さ指数の確定値では33以上の実績がないことに加え、施設の指定には、開放可能日等や受け入れ可能人数の事前公表が必要で、熱中症特別警戒アラートが発表された場合の施設開放が義務付けされることとなり、施設の利用制限等の調整が必要となるため、現時点で施設の指定を行う考えはありません。

なお、町としては、熱中症特別警戒アラートの発表という視点だけでなく、これまでの熱中症警戒アラートが発表された場合を基準とし、気象条件や町有施設の利用状況を踏まえ、冷房設備が整った町有施設を開放するなどの対応を、適宜行ってまいりたいと考えておりますのでご理解願えればと思います。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

えー、確かに33という数字。33度っていうのがあれですけども、この資料の5の1を見て下さい。これは31から35の間の部分がありますよ。警戒の部分なんですよ。ですから33だから32だからっていう話じゃないんですよ。31にも該当するんですよ。いいですか。

その資料の5の2見て下さい。これは去年の8月、31度を越えた、ま、33もありますよ。34もありますよ。この中で去年の8月に14日間もあったんですよ。

で去年、観光協会さんも、あの一、姥神祭りの10日・11日に、まあシェルター的な事をやりましたよ。それは、あーの、その当日にやったがために、その申し送りが皆に伝わらなかったって言う原因があります。現実去年そういう形、起きてるん

です。

もう分かってるんだったらなんで今、江差町で、ね、あーの、観光客のために、町民のために、こういうシェルターの設置っていうのは、何故考えられないのかなって。大した金掛かる問題でもないし、ね、その町民のため、観光のためっていう事で、そういう位置付けでは考えられないものなんじゃないでしょうか。

「健康推進課長」

健康推進課長。

(議長)

健康推進課長。

「健康推進課長」

えーと、まずですね、あの一、えっと熱中症特別警戒アラート、それから警戒アラートに関しましては、あの一気温ではなくて暑さ指数であるという事です。

あの一、先程の町長の答弁にもありましてとおり、うちの方で一番高ったのはですね、昨年ですと8月の10日の32度。これが暑さ指数でいう32度になります。

それから8月の、えーと23日の32度が、暑さ指数で一番高いところになっておりまして、警戒アラートについても5回の発令となっております。

あの一、ですので議員指摘の14日っていうのは、ちょっとあの気温の話ですので、えーとちょっと違うかなというふうに思っております。

それからあの一、先程の、あの一避難施設・クリーンシェルターの件ですが、あの一当然、その一指定になると、あの開放の義務付けということになります。

で、アラートが発生されなければ、あの一当然、あの開放は無いんですが、例えばうちの僕らが管理している保健センターでありますと、えー、えっと何か健診等が入っている場合であっても、指定することによってアラートが出た場合に、その健診を中止してということになりますので、その辺の調整をとることが必要となるので、現在のところ考えていないということでご答弁させて頂いたことを、ご理解頂きたいと思います。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

ということは、去年の8月に私は14っていう気温で話したけども、5日間あったって事実があるんですよね。5日間。今、先程の答弁で5日間あったっていうんですよね。あのね、5日間、実績もうあるんですよ。で、そういうことですよ。

僕は、そういうふうにも、警戒アラートが5日間ですよ。すいません。僕の聞き方が悪かったね。警戒アラートが5日間、現実にも去年の8月にあったという事実があるわけですよ。

で、そういう中で、今年も長期予報では今年も昨年並みか昨年よりも暑いんじゃないですかという話になっていますよ。ということは、今年の8月も警戒アラートが5ないし5以上出る確率はあるという事です。

それともう一つ。今そのそういう指定がなった際に、ね、そういうイベント等があったから中止するとか何とか。そういう発想じゃなくて、もっとあの一軟弱な感覚で、そういうあの一受け入れ態勢ができればような体制を考えてもらえないんでしょうかね。スパスパスパス切らんじゃなくって、やはり、困っている人がいるんだから、困っている人のためにどうしたら出来るのかって事を考えてやって頂けませんかっていうお願いなんですけど。それも無理だという事でよろしいですか。はい。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

えー増永議員、もう少し事実に基づいてご質問されたいかがかなというふうに思います。

まず、5日間というのは熱中症警戒アラートで、今、増永議員ご質問の熱中症特別警戒アラートのご質問で、その日は、その熱中症特別警戒アラートが発令されたときに、このクーリングシェルターを我々は指定したところ、開放するよというような仕組みな訳でして、今、課長が答弁したのは、昨年度の実績として熱中症警戒アラート、特別警戒アラートではなくて、警戒アラートが5日間発令されていたというのが事実であって、ご質問であるシェルターを開設する基準には満たしていなかったっていうのを事実として、先程課長が答弁したところでございます。

その上で、お祭り期間中も大変暑い時期があつてですね、その開設は実行委員会や観光協会の皆さんではなく、町としてそれをやらなければならないということが判断をさせて頂いて、開放させて頂きました。

ですので、この施設として、どう運用して行くのか、このクーリングシェルターと

いう形ではなくてもですね、その前段で、特に先程も答弁しましたけどもクーリング・オフ制度は都道府県単位、失礼しました。特別警戒アラートは都道府県単位で発令されるものであります。

北海道は、九州と四国を足したよりも大きな広大な面積になる北海道で、私も以前、帯広に住んでいましたけれども、帯広とじゃあ江差が同じような状況かということですね、中々その判断がつかない場合があるということのも事実であります。そういった実態をもっと我々の地域に踏まえた形で、もっと、きめ細やかに対応して行きたいというのが、町としての方針でございますので、ご理解願えればと思います。

(議長)

以上で、増永議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に、出崎議員の発言を許可致します。

「出崎議員」

はい。

(議長)

出崎議員。

「出崎議員」

えー私からは、2問質問致します。

まず、町の観光行政について。江差町には、観光資源の歴史文化構想があり、総合計画においても通年観光・宿泊観光を推進するため、役割分担や組織の在り方について検討するとの方針が示されています。

江差観光みらい機構と関係機関の役割分担によれば、町役場が観光施策を立案・予算措置を講じ、町内各団体と連携して観光を推進するということになっています。

しかし、各種イベントが計画され実行されているものの、町全体の通年戦略がなかなか見えてきません。

不特定の観光客誘致のためには、旅行事業者等を通じて、ターゲットを意識し、物語性を理解してもらう戦略が必要と考えます。

機能的な連携を構築するため、組織の在り方を含めて、今後どのように取り組もうとしているのか伺います。

(議長)

町長。

「町長」

出崎議員の1問目、江差町の観光行政についてのご質問にお答えを致します。

議員からは、総合計画等における観光推進に向け、行政、北海道江差観光みらい機構、町内各団体との役割分担や連携を含め、現在、町全体の通年戦略が見えない、今後、不特定の観光客誘致のため、ターゲットを意識し、物語性を理解してもらう戦略の必要性、機能的な連携を構築するための組織の在り方を含め、どのように取り組むのかというご質問でございます。

現在、当町の観光形態と致しましては、コロナ禍以降、これまで以上に個人型の通過型観光が多くなって来ており、第6次総合計画策定時の令和2年と現状が少し変わってきております。

一方、当町の観光資源は日本遺産のストーリー、ニシンの繁栄が息づく町に代表されるように、本物の歴史や文化が今なお数多く残っていることが強みです。

議員ご指摘のとおり、ターゲットを意識し物語性を理解してもらい、通年での観光戦略が必要との認識は同じ考えであります。

今後の観光戦略に向けましては、函館市や道南圏の方々をターゲットとしながら、北の江の島構想による道の駅を拠点とし、日本遺産ストーリーと連動させながら、街中に周遊して頂くような仕組みを構築するとともに、現在の観光形態などを踏まえ、今年度策定する第6次総合計画後期基本計画や第3次総合戦略などに反映させながら、通年戦略となるよう取り組んでまいります。

その上で、DMOは地域の稼ぐ力を引き出し、地域への誇りと愛着を醸成する観光地域づくりの司令塔として、観光地域のマネジメント・マーケティングを行う役割を担っておりますので、北海道江差観光みらい機構を中核機関とし、行政、各団体が連動するような体制を構築しながら、観光を通じた地域活性化につながるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

(議長)

出崎議員。

「出崎議員」

再質問します。

えーまず、どこからの観光客を、どういう交通手段で呼ぼうとするのか、どういうルートを案内させるのか、滞在時間に基づく具体的なコース設定、それらの戦略が必要のように思っています。

団体客なら旅行事業者への売り込み、個人客なら無料で止められる駐車場の案内図を配布するなど、具体的な戦略をどこの部署で、例えば、みらい機構なのか、町の観光課で音頭を取るのか、その辺の方向が分かっているようでしたら教えてください。

「追分観光課長」

追分観光課長。

(議長)

追分観光課長。

「追分観光課長」

えー、出崎議員より観光客のターゲット、交通手段などを含め、滞在時間に基づく具体的なコース設定、また、あの一団体、個人客の誘客に向けた戦略の必要性和、まっ、それを担う部署はどこかという質問であったかというふうに思っております。

先程の町長答弁と同様になってしまいますが、まずターゲットにつきましては、観光客の玄関口となります、函館市からの道外客や函館、道南の方々を想定しております。

えー個人客の移動交通手段と致しましては、公共交通機関のほか、先程まっ個人型と言った部分では私用車、レンタカーが多くなって来ているというような状況でございます。

えー団体客の誘客と致しましては、議員からの質問にもありましたように、旅行会社の方へ誘客ということですね、去年は函館市と連携しながらクルーズ船セミナーの方でのプレゼンの実施であったり、仙台市内へのエージェントにですね、松前町、上ノ国町と連携し、誘客を図ってきているところでございます。

えーいずれに致しましても、議員からご質問がありました様に、現在の観光客の形態としては、まっネットなどをですね検索した中で、旅行計画を立てる方が多いというふうに思っております。

そういう意味では、ホームページなどを含めて観光情報、体験情報などを網羅したですね、中での滞在時間に基づく、え一周遊コース設定などの旅前情報などをですね、充実させながら進めていければというふうに考えております。

えーその上で、戦略担う担当部署と致しましては、当然あの行政は当課が、追分観光課が所管というふうになりますが、これも先程町長答弁にもありました様に、えー町内の各種団体を巻き込んだ中で戦略が必要となってくるので、観光の司令塔でありますDMOである北海道江差観光みらい機構と連携した中で、取り組んで行きたいというふうに考えております。

(議長)

出崎議員。

「出崎議員」

はい、分かりました。ありがとうございます。

次に移ります。開陽丸遺跡調査について伺います。

新聞報道によれば、開陽丸遺跡・引揚遺物保存活用検討委員会の初会合で、積もった泥や網を外し、船体を水中撮影してＣＧの立体映像を制作し、えー長期間保存のためにシートと砂による埋め戻し行うとされています。

近年、遺跡は文化遺産として、いかに観光資源として活用できるかに焦点が当てられています。町に足を運んでもらうために、現地の海中で実際に見せることができないかどうか、検討・議論したかどうかを伺います。

「教育長」

教育長。

(議長)

教育長。

「教育長」

出崎議員から開陽丸遺跡調査に関するご質問についてご答弁致します。

江差沖で座礁・沈没した開陽丸の船体の一部は、議員ご承知のとおり現在も海底で保存され、令和４年度に１０年ぶりに現状確認調査を行ったところでございます。

令和５年度からは奈良文化財研究所の日本における水中遺跡保護体制の整備充実に関する調査研究事業に関するパイロット事業による委託を受け、船体や引揚遺物の保存環境や劣化状況等の分析を進めております。

また、今後の保存・活用の在り方や、遺跡・遺物の価値を高めるための具体的な検討を進めることを目的に、専門家や学識経験者で構成する開陽丸遺跡・引揚遺物保存活用検討委員会を本年４月に設置し、５月１１日に第１回の委員会を開催したところでございます。

議員から海中で実際に見せることができないか検討・議論をしたかのご質問でございますが、今回の委員会では、これまでの経過や今後の取り組みについて協議したところであり、ご指摘の内容については議論をしておりません。

観光資源としての活用につきましては、まちづくり全体の課題として、町の関係部局や観光関係者等、別な形において幅広く議論することが望ましいものと考えておりますのでご理解願います。

(議長)

出崎議員。

「出崎議員」

再質問します。

まあ水中考古学遺跡のここは、先進事例として調査・保存だけではなくですね、現地にどうやって足を運んでもらうかという、観光に結びつける視点が必要だと思っています。CGだけでは江差に来なくても、見る事が出来るんじゃないかということです。

えー先にですね、青函圏のJOMONフォーラムにも参加してきましたけれども、まあ遺跡を如何にその魅力を観光に繋げるかということが、もうテーマになっています。

現時点では、社会教育課の方では、調査・研究で終わったら一応はまあ戻すという方向性があるようには、新聞で読めますけれども、実際にですね、町へ足を運んでもらうにはどうしたらいいのかということを含めてですね、活用の方法を視野に入れて検討してもらいたいんです。

まああの一例えば海中で見せるといってもですね、技術的だとか費用だとかそんな簡単な話じゃないんで、ただそういう視点をですね、そういう検討委員会で、そういうあの一知識学識者さんとか、そういう人たちの知恵を貰いながらですね、是非、観光資源として活用できるような方法を探ってもらいたいと思ってるんですが、如何でしょうか。

「社会教育課長」

社会教育課長。

(議長)

社会教育課長。

「社会教育課長」

はい。えー出崎議員から今、遺跡の魅力を観光に繋げるために、まあ海中でその一部を見せる事が出来ないかという事を、検討委員会の中でも議論して頂けないかということでのご質問を頂きました。

今回あの一、先程教育長の答弁でもございましたとおり、検討委員会の中では保存活用ですとか、あとはその価値を高めて行くという様な、様々な視点で専門的な方からご意見を頂きたいというふうに考えてございますし、今後の検討の中で、様々なご意見を頂いて行く形を考えてございます。

その中で、先程もありましたとおり、観光としての全体的な部分にしましては、まあ教育委員会だけではなくて、これは町の部局の、先程の追分観光課ですとか、まちづくり推進課等々含めて、町全体のその観光関係者の中での議論になって行くのかなというふうに捉えておりますけれども、議員がおっしゃりました、今回のご提案とい

うか、こういう形のものが出来ないかというところについては、検討委員会の方々も専門的な知識をお持ちでございますので、そういったところにも、こういった投げ掛けをしまして、ご意見を頂きながら、反映をして行きたいというふうに考えてございますので、宜しくお願い致します。

(議長)

宜しいですか。

(議長)

出崎議員。

「出崎議員」

はい。もう一度ちょっと質問しますけれども。

あの一、まあ今、社会教育課の方で窓口になってやられている。だけど、全庁的なものとしてですね、そういうものをこっちが終わったら移るんじゃないくて、トータルな本当はあの対応の仕方があったんじゃないかと思います。

今回も検討委員会、活用検討委員会が発足していますから、今更まあ難しいんだと思うんですけども、今後特にこういうような課題があったらですね、日本遺産なんかでも、如何にそれを観光に繋げるかというあたりが議論になっているはずなんですね、こういう、今特に江差で先進的な事例がある訳ですから、そういうのについては、そういう方向で全庁で取り組むような委員会の設置の仕方が、あってるんじゃないかと思うんですが、その辺のお考えはどうでしょうか。

(議長)

副町長。

(議長)

あ、教育長。

「教育長」

えーと、今回の検討委員会の役割は、文化庁の水中考古に関するパイロット事業というのを、奈良の文化財研究所がまず請け負ったということです。

その研究の一つが、水中考古の保存活用ということなんですが、文化財行政の保存と活用という言葉が、その、ともすれば物を使って人を呼び込むってことなんですが、実は価値を高めるとか、その価値を改めてですね磨きをかけるとか、それを発信するというのが、実は文化財行政の中での保存あるいは活用という言葉に括られているということです。ですので、まずは専門の皆さんで、今回、国が委託した事業の成果をしっ

かりと出すということをこの委員会でやって行きたいと思いますので、ご理解願います。

(議長)

以上で、出崎議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に、塚本議員の発言を許可致します。

「塚本議員」

はい。

(議長)

塚本議員。

「塚本議員」

えー、本定例会において、私から2問の質問をさせていただきます。

まず第1問目ですが、えー、全国体力テスト、全国体力・運動能力・運動習慣等調査これらの結果の活用についてであります。

道教委では、えー2030年度の、これ2023年ですね。ちょっと年号が間違っ
て、今年の結果の全国体力テストの結果を取りまとめております。道内では檜山の小学5年、これが男女共、連続でトップの素晴らしい成績になっております。全国平均からも飛び抜けた好成績となっております。

一方、中学では、道内では十勝が全国平均を上回った結果となっております。十勝では、そういう体力をつけるという部分での朝食を食べない生徒、児童生徒の食生活改善に力を入れているというふうに伺っております。

せっかく檜山での小学校での素晴らしい成績をあげながら、中学校でなかなか体力が伸び悩んでいるということでもありますので、中学の年代での体力向上に向けた対応として、このような基本的な生活習慣を確立するための取り組みも含めた対応が必要と考えておりますので、教育委員会の考え方をお伺い致します。

「教育長」

教育長。

(議長)

教育長。

「教育長」

中学生の体力向上に向けた取り組みに関するご質問でございます。

全国体力テストは、小学5年生と中学2年生で実施され、北海道内においては、小学生は比較的高めの結果となっているものの、中学生は全国平均を下回る結果となっており、北海道教育委員会では、中学生の体力向上に向け、体育の指導経験が豊富な教員を重点的に配置し、授業づくりを支援しているところであります。

塚本議員からは、十勝を例に、基本的な生活習慣を確立するための取り組みが必要ではないかとの質問でございますが、江差町教育委員会では、年に2回、町内の全児童生徒を対象とした生活リズムチェックシートの取り組みを実施し、朝食を含めた食事の回数や家庭での学習状況、睡眠時間等を把握し、児童生徒の生活改善や学校での指導に活用しております。

基本的な生活習慣は、体力向上だけではなく、児童生徒の健全な育成に欠かせないものであると認識しておりますので、今後も引き続き、これらの取り組みの充実を図って参りたいと考えておりますので、ご理解願います。

(議長)

塚本議員。

「塚本議員」

えーたまたま、えー役場の下の方のパネル展もありましたが、子どもたちの健康には本当に食が大事ですので、それが学力向上にも繋がるというふうに判断していますので、今後も継続した調査とそれを踏まえた対応を宜しくお願い致します。

それでは第2問目に入らせて頂きます。

小中学校で使用されている学習用端末(タブレット)ですが、これの個人情報の保護についてであります。

江差町では、児童生徒に学習用端末が配布されております。端末では民間業者の学習用アプリが使用され、生徒児童の氏名やテスト結果などのデータが集積されております。

しかしあの一、昨年4月施行の改正個人情報保護法で、自治体に義務づけられた利用目的の特定をしっかりと明示をしていない事例が数多くあると伺ってます。

このことについて、江差町における対応をお伺いします。

「教育長」

教育長。

(議長)

教育長。

「教育長」

えー学習用端末の個人情報保護に関するご質問にお答え致します。

議員ご指摘のとおり、昨年４月に施行された改正個人情報保護法では、個人情報の利用目的の特定と明示が自治体に義務付けられ、学校を含めた教育委員会も同様とされたところでございます。

これを受け、文部科学省において教育データの利活用に係る留意事項が公表され、本年３月には議員ご指摘の利用目的の特定と明示が必須であることが強調された、改訂版が公表されました。

教育委員会では、この留意事項に基づき、児童生徒本人や保護者などの個人情報に関する利用目的を特定し、明示した案を既に作成しており、学校などの関係機関と協議を経た上で、今学期中に児童生徒や保護者に対し周知図って参りたいと考えておりますのでご理解願います。

「塚本議員」

議長。

(議長)

塚本議員。

「塚本議員」

えー現在、えー保護者に対する説明をする段階まで至っているということをお伺いしましたので、速やかに実施され、子どもたちの個人情報しっかり守られるようお願いして、質問を終わります。

(議長)

以上で、塚本議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に、小梅議員の発言を許可致します。

「小梅議員」

はい。

(議長)

小梅議員。

「小梅議員」

はい、それでは早速、質問に入らせて頂きます。

まず1問目。能登半島地震災害派遣職員の体験報告会についてです。

能登半島地震発生からもうすぐ半年になります。今なお数千人の避難生活を送り続けているようで心が痛みます。

江差町からも被災地への支援のため、派遣させた職員がおられますが、現地での体験報告会を行う予定はないのでしょうか。

テレビや新聞の報道には、慣れっこになっている私達の感じがあります。実際に現地に出向き、状況を見て人とふれあい、支援活動をした方とは感じ方が違うと思います。自分の目で確かめ、感じたことを地元でどう生かすか、何が必要か、トイレ・水・医療での困りごとや避難所での生活実態等いろいろあると思います。

更に地域住民が日頃より気を付けるべき心得や、行政側の対応など、実際に体験したことは何よりの教訓です。お話を聞きたいです。

是非、報告会をと願っていますが、如何でしょうか。

そして、報告会の会場は「エコー」でっていうのはどうでしょうか。お伺い致します。

（議長）

町長。

「町長」

小梅議員の1問目、能登半島地震災害派遣職員の体験報告会についてのご質問に、お答え致します。

能登半島地震により被災した友好都市、珠洲市を支援するため、1月11日から20日までは江差町単独で、1月19日から3月29日までの間は、檜山町村会が主体となり、管内6町と檜山振興局の職員が加わり、当町の20名を含め、延べ61名・19班が現地での支援活動を行ってまいりました。

被災地に赴いた職員は、避難所巡回やコールセンター対応、市民課窓口業務支援など、多くの場面で市民や職員と接し、また、余震と断水が続く現地で当町から乗入れたワンボックスカーや体育館・トレーラーハウスなどで寝食するなど、短期間でしたが得難い日々を体験し帰町しました。

同様に当町職員のみならず、全ての派遣職員に関わる連絡調整や、物資・交通手段の確保などを当町が担ったことにより、改めて後方支援体制の重要性を認識する機会となりました。

この度の派遣により職員が体験したことは、災害対応の極一部の側面ですが、当町の被災時対応として活かされるものであるとの認識は、議員と意を同じくするものです。

今後、議員ご質問の災害派遣職員の体験報告会を開催する方向で、時期や方法、会場などを検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

小梅議員。

「小梅議員」

はい、ありがとうございました。是非、あの、その日を待っています。宜しくお願いします。

それでは第2問目にいきます。

江差追分に町民みんなで親しもう条例についてを伺います。

この条例は平成28年12月に制定され、翌29年1月1日からの施行と定められました。条例の内容は、江差追分は町民の心の歌、町の宝であり誇りである。その歌が育まれてきた歴史や文化を町の財産として位置づけ、江差追分を活かした町づくりを推進し、普及、伝承、保存の取り組みの強化に努めるものとするというものです。

勿論、日本遺産認定にも繋がっている大事なものでございますが、その後、あまり活かされていないように感じています。

コロナの流行とか高齢化社会などの背景もあって、仕方がない部分もありますが、追分会の支部数・会員数は、全国的に減少傾向が続いています。

9月には60回という節目の全国大会が行われます。江差3大祭りのひとつである大きな事業を、これからも存続させて行くためにも、条例を活かして、地元江差町民の間で、少しずつでも気運を高めて行くことが大事だと考えてますが、如何でしょうか。伺います。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

小梅議員の2問目、江差追分に町民みんなで親しもう条例についてのご質問にお答え致します。

本条例の趣旨として、江差追分は、先人が現在まで大切に保存伝承してきた町民の心の唄、町の宝、誇りの唄として、町内一丸となり江差追分の普及、保存、伝承及び発信に努めることを目的に制定し、町民全体の誇れる大切な地域資源を、まちづくりの一環として取り組むため、町の責務、団体等の役割、町民等の協力について、明記

させて頂いております。

町と致しましては、江差追分を活かしたまちづくりの推進のため、町民等の自発的な意思を尊重し、その理解と協力を得ながら行うこととなっており、この間、町内会や老人クラブ、各企業、団体などを対象とした江差追分出前講座の開催や町内の保育園、幼稚園、小中学校において江差追分授業を実施しております。

また、江差追分の保存伝承団体であります江差追分会では、全国大会の開催のほか、研修会や愛好者の裾野の拡大を目指したセミナーなどを開催し、全国から追分愛好者が江差へ来訪する機会を創出しながら、保存伝承と地域活性化に取り組まれています。

町民の皆様におかれましては、全国大会時のイベント民泊の提供や各種行事への参加協力などを頂いております。

議員ご指摘のとおり、条例があまり有効に活かされていないのではという意味では、まだまだ足りていない部分はあるとは思いますが、ご質問にもありましたように、今年の第60回記念大会を通じ、町民の皆さんが唄う、唄わないは別として、江差追分に関心を持って頂けるよう、江差追分会とも連携しながら、大会前には懐古写真展や町民追分大合唱に向けた練習会の開催など、気運醸成を図るような事業を展開するとともに、日曜日の決選会につきましては、町民の入場を無料とし、多くの町民が会場に訪れ、江差追分を堪能して頂けるような内容も加味した大会を検討しております。

その上で、条例の目的に有りますように、町の宝であります江差追分を、後世にしっかりと継承できるよう取り組んで参りたいと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

(議長)

よろしいですか。

「小梅議員」

はい。

(議長)

以上で、小梅議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に、田畑議員の発言を許可致します。

「田畑議員」

はい。議長。

(議長)

田畑議員。

「田畑議員」

えーと、照井町長の政治姿勢について質問致します。

町の発展、三大要素バロメーターは、人・物・お金をいかに増やしたか、だと思います。

照井町長の真骨頂である三大政策、北の江の島構想、日本遺産事業、日本で最も美しい村事業、いずれも絵に描いた餅に終わったと思います。

成果はゼロだと思います。むしろマイナスがより増加した。照井町長の江差町のガバナンス能力は、もうありません。

9月第3回江差町定例議会までに、出处進退を決断すべきと考えます。武士の情けでございます。お答えください。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

田畑議員のご質問にお答え致します。

町長としての任期を、しっかりと全うする所存でございます。

(議長)

よろしいですか。

以上で、田畑議員の一般質問を終わります。

2時まで暫時休憩致します。

休憩 13 : 40

再開 14 : 00

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

次に、小野寺議員の発言を許可致します。

「小野寺議員」

はい。議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

私の方から4点、えー全て町長への質問となります。宜しくお願い致します。

あの、私事で3月議会、あの一般質問も、あの出来ませんでした。

この間、地域で、えー特に福祉の関係、子供さんの関係、色々声が寄せられました。それを中心に上げたいと思います。

で、最初に介護保険制度についてであります。

道新にも大きく全道版で、江差の介護保険の問題が出ておりました。江差町の介護保険料、道内最高、7, 220円となっております。

これは道新の記事にも書いておりました。高齢化が進む中で、介護サービスの利用者が増加して必要なサービスを提供して行く、これは当然、今の国の制度、介護保険料に跳ね返ります。高くなります。

国は今、国の財政負担を減らそうと3年後には利用料を2割負担の対象者の拡大、要介護1、2の保険給付を外す。そして、市町村に押しつけようとしております。

以前にも指摘しましたが、正しく私は介護保険制度のもう崩壊、破綻と思っております。

改めてこれは、今、町長が国に対してしっかり言って行く。社会保障費、これ大幅に増やさないと解決出来ない。必要な時に必要な介護が保障されるように、介護保険料や利用料の軽減、サービスの拡充など、このことをしっかり介護保険制度の抜本的な見直し、このことを行うことを求めるとは思いますが、いかがでしょうか。これが一つ目であります。

で、併せてとは言いながらも、やはりしっかりと、足元、江差町として特に介護予防などに、より積極的な取り組みを求めて行きたいと思っております。

この間、町広報にも何度も載りました。江差町で力を入れていますネクストイノベーション、カタカナでちょっと中々分かりづらい部分もありますが、高齢者の生活を支援する体制整備をどうやって進めて行くか。多様な団体、各層の個人、集まって議論進めております。私も参加させて頂いております。

この活動は、互助活動の今、段階です。お互いどうやっていこうか。

しかし私は、いつまでも互助任せでは、これは続かないと思っております。

無償ボランティアで高齢者の生活を支援して下さいと言うだけでは、高齢者が抱える色々な問題、多くの困難には立ち向かえないと思っております。

私は先程、介護保険制度は崩壊と言いましたが、実はこの制度の中の介護予防関係、

まっ、略して総合事業というのがあります。私は、自治体で独自で、それぞれの創意工夫でやって行く余地があると考えております。今、先程言いましたネクストイノベーションで論議している取り組みの中で、可能なものは、この総合事業の中に取り込んで行く。私はこれも必要と考えております。

ただ、これは、現在運営している訪問介護事業所、通所介護事業所等々との話し合い、すみ分けなど、難しい課題も出てくると思います。

私は、先行している自治体、まあ例えば近いところで、七飯町で色んな取り組みをやっております。そういうところを研究して検討してみる。そういう価値あると思います。是非、町長の所見を伺いたいところであります。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

小野寺議員の1問目、介護保険制度についてのご質問にお答えを致します。

1つ目の介護保険制度に対する抜本的な見直しについてのご質問でございますが、介護保険料は社会全体で支える仕組みとなっており、財源の50%が公費、残りの50%が40歳以上の町民の方々の保険料で賄われております。

ご指摘のとおり、当町の9期介護保険料は、全道1位の保険料となっており、町民の皆様のご負担も大きくなっていることが現状でございます。

介護保険料が高額となっている要因と致しましては、介護給付費が多いことでございますが、反面、町内で選択できる介護サービスが整っている状況にもございます。

創設されて20年以上が経過する介護保険制度が、今後も持続可能な制度運用がなされるよう、国や北海道とも連携して対応して行きたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

2つ目、町として、より積極的な介護予防の取り組みについてのご質問でございます。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、地域全体で支えること、また、高齢の方々が持つ能力を最大限に活かす活動が社会参加となり、介護予防に繋がるものが総合事業の枠組みとして示されております。

当町でもその取り組みの一つとして、町の企業や町民の方々に広く呼びかけ、生活支援体制整備事業ネクストイノベーションを実施しております。当事業では、介護サービスでは賄いきれない地域の困りごとへの施策を様々な角度から支援策を探っているところでございます。

議員ご提言のあったように、今後、先進的に取り組みを行っている地域の情報も参考にしながら、更なる互助体制構築と新たな総合事業の枠組みについて検討して参りたいと考えておりますので、ご理解頂ければと思います。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

只今の点、えー若干、再質問させていただきます。

あの一、今の国の実態、更には江差町の実態、色々質疑させていただきました。答弁、町長からも頂きました。

最初に、先程ちょっと出ましたネクストイノベーションのことについて、ちょっと触れたいと思いますが。

今年5月22日、最初のネクストイノベーション。あの時は、副町長さん出ていらしたんでしょうか。あの時、私非常に印象深い報告を聞きました。ケアプランセンターひのきの方でしたが、一人暮らししている人のお店に行っても自分で選んでお店に行き、自分で選んで買い物をしたい。お金下ろしたいけど、どうやって自分で行けるだろうか。薬を飲んだかどうか、ちょっと分かんない。確認して欲しい。今こういう様な声があるんですよ。こういう事どうしたら対応ができるだろうか。そういう話がありました。

これは言わば、介護サービスでは直接対応が出来ない。私はよく隙間と言いつつするんですけども、その隙間の支援をどうしたらいいか。それをどの様に構築して行くか。

私今言いました。先進的な取組、地域の情報も参考に、今そういう答弁も頂きましたが、この隙間の要求されているサービス、これは隙間ではなくて、結構先進地では実際のサービスということで取り組んでいる所があるんです。

ま、先程言った七飯町も介護事業の中で、正しくその江差で言えば隙間。七飯では隙間では無いしっかりと、えー介護事業、まあ要望という観点でやっております。

で、その中にボランティアを取り組んでおります。ボランティア、ボランティアで、無償でという事では無くて、しっかりとそれを介護事業の中に、総合事業の中に、ですから有償という側面も含めて、そのボランティアを取り込んでいる訳であります。

先程、町長の答弁ありました。私、そうであれば具体的な方向性でしっかりと取り組んで欲しい。先進的な地域、先程言った七飯、七飯町のやっている所、ネクストイノベーションの関係者が七飯町視察して学ぶ。是非ね、これをやって貰いたい。具体的に進めて貰いたい。改めてこの点についてお聞きしたいと思います。

それで、もうちょっとですが、気になる点があります。

あのやっぱり互助。この点についてね、きちっとお考えをお聞きしたい。

互助体制の推進という事で、町長は執行方針の中で述べておりました。互助活動確立とか、今の答弁でも互助体制の推進ですとか。あの一確かに互助は、ネクストイノベーション、まっ最初の立ち上げから、今色々、えー創意工夫でやって行く場合、互助、互助必要だと思います。

ただ、互助で終わってしまうのか、互助の活動で終わってしまうのか。ここが私、問題だと思います。

先程言ったネクストイノベーションの5月22日、教育大学の先生もお話していました。それから町側の担当者の説明もお話しておりました。互助、互助、互助です。

私はやっぱり、先程言った七飯町しっかりと互助に公助を入れて取り組みを進めております。是非、先進地の視察で学ぶという点と、当然、私はこの互助だけでは無く、公助も含めた取り組みをやって行く。そういうお考えがないか是非お聞きしたいと思います。これが2つ目で質問した部分であります。

で、最初の質問、町長にお聞きした件であります。国と道と連携という事でありました。この問題、何回か取り上げております。で、正しく現実問題として国と道が連携しないと進まない。そして、それと町がどうやって行くかだと思いますが、根っこの部分、財政措置、制度の根幹的な見直ししない限りは、いくら連携、連携と言っても、どんどん今の状況が悪くなるばかりです。

やはりしっかりと、地方自治体として町長の考え方、町民を守る、特に暮らしを支えるという点では、もう町の全般的なものが今求められている。国に対して求めて行く、連携を待つのでは無く、国にしっかりと江差町の町民の声を代表して改善を求めて行く。

これが今求められていると思いますが、改めて町長のお考えをお聞きしたいと思います。

「高齢あんしん課長」

高齢あんしん課長。

(議長)

高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」

小野寺議員のご質問にお答え致します。

町主催のネクストイノベーションは、高齢者を中心にすべての年代にとって住みよい地域を目指し、地域の皆様と意見交換しながら困りごとに対して、少しの行動を積み重ね、蓄積して行くことで住民主体による互助体制の構築を進めているところでございます。

また、行政や専門職がすべきこと、地域の皆様が担えること、町の多様な団体や事

業所が工夫できることの絶妙なミックスによる総力戦を考えて進めている事業でもございます。

そのため、町の事を思う一人一人の問題意識を共にしながら、地域の皆様と進めて行くことが必要となります。

議員ご提案のとおり、先進地で学ぶことは、大変有効な方法だと思います。地域の問題意識への共感の束を作って行くためにも、ネクストイノベーションへお越し頂いている町民の皆様と一緒に学べる機会を参加者の方々にも確認しながら、実施に向けて努めて参りたいと考えております。

また、互助と公助の住み分けについてでございます。

現在進めている事業の中では、集まって頂いた町民の皆様には、無理なく出来る事を互助で、それ以外の出来ないことは町として考えて行くことが大切だと思っております。

例えば、私達が高く意識を持ち、地域課題が解決したとしても、それぞれの団体や個人が我慢して活動したり、過重に負担を感じるのでは長続きはしないと思います。

自分達が無理なくできることが誰かのためになる活動となり、その結果、団体としてお参加頂いている事業所にとってプラスになり、それが地域に暮らす町民の皆さんの生活支援体制の充実に繋がるのが、持続可能性が高い活動づくりになると考えております。

互助と公助はどちらも合わせて進めて行く事が必要、進めて行く必要があると考えておりますので、ご理解頂きますようお願い致します。

(議長)

町長

「町長」

小野寺議員の再質問の3点目、国に対して抜本的な見直しを求めて行くべきであると、町長として求めて行くべきであるというご質問にお答えしたいなと思います。

えー問題意識、課題意識は、小野寺議員と共通する部分が大変多いというふうに思っています。

先程も1回目の答弁で申し上げましたけれども、20年以上この介護保険制度が運用されている中で、持続可能な制度として行くよう、有るべき姿をしっかりと国の方には模索して頂きたいなというふうには思っています。

この間20年以上の中ではですね、色んな制度改革が成されて来たかなというふうに思っています。当初は、年代がもっと高かったのが、保険料を払う被保険者が40歳に引き下げられたりですね、或いは介護の区分がですね、えー様々、こう入れ替えとかですね、区分が見直され、そしてサービスの内容がどうするのかということが見直され、色んなことを制度改革の中でですね、この間行われて来たのかなという

ふうに思います。

一方で、今後の状況を考えますと、市町村における状況というのは、高齢化率が上がって来て、そして支える側の人達が少なくなってくる。正に保険制度のあり方として非常にですね、運用が難しくなって来るというのが、あー町長としての実感としてあります。

今後、今179の中で一番高い保険料をどうやって抑えながら、あーそしてサービスを低下させないかという事をしっかり考えていかなきゃならないですけども、中々その大きな手立てというのは町単独ではですね、限界の有るところもあるというふうに感じています。

そういった中で、やはりですね、制度全体の中で、この介護保険制度をどう持続可能な制度にして行くのか。国全体として考えるべきこと、そして考えて頂きたいということもですね、私もしっかりとですね、地方公共団体の長として感じていることをしっかり踏まえてですね、町長として執るべき行動があればですね、そのことについても考えて行かなければならないですし、まずは、あー町村会という全国組織の団体が有りますから、国に対して、そういった介護保険制度の持続可能性と言うのをしっかりですね、国に対して要望して行く。

そのことをですね、町村会なども通じながら、町長として様々な声を上げて行きたいなというふうに思っておりますので、ご理解頂ければと思います。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。是非、あの一町長も、また担当課の方も、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは次に、えー高齢者の問題と併せて、江差障がい者、えー障がい者とか、それから精神の関係も含めて、えー難病の方も含めれば、江差の人口の確か13%位が、えーその制度の枠の中に入っております。大変な数です。

その中で、えー私は、もちろん多岐に渡る問題なんですが、えー一昨年の、あすなろ福祉会の問題、1年半くらい経つでしょうか。この問題ずっと取り上げましたので、取り上げて来ましたので、改めて現時点での問題意識で取り上げて行きたいと思います。

今も言いましたが、この社会福祉法人グループホームで結婚や同居を希望する、そういう知的障がい者に不妊処置を求めていた、これが一昨年12月大きな問題になりました。

それで、これは勿論、国でも障がい福祉計画を全国一斉に、この4月で改正ということで国でも多岐に渡った論議は一応していました。で、北海道は勿論しました。

で、それを受けて、江差町でもちょっと名称が変わったんですが、あの一継続の計画と捉えていいんですが、名称、第1期障がい福祉プラン計画これを作りまして、今の述べました問題点、どういうふうに折り込んでるかなと思って読みましたら、多分こういうことになろうと思います。

江差あすなろ福祉会の問題を含めた対応という事で計画に上がっている点、私なりに国で定められている意思決定支援ガイドラインを広く周知し、ガイドラインに即した相談支援を進めて行く。えー正しく、今回の問題は、本人の意思が中々伝えられていない、伝わっていない、まあそういう部分も背景として大きくある。そのためにこの問題が、江差町としての計画の中に入れた。

それから、これはもう明示されているんですが、この計画の中、プランの中に。

町内に有る、あすなろ福祉会における意思決定支援会議に参画し、複数の支援者によって障がいのある人の意思を尊重し、支援できる体制づくりを進めて行く。明確に江差町のプランの中に謳われました。

本当に一人一人の意思決定支援を大事にして行く。自分で意思決定が困難な障がい者、その方々の意思を尊重する支援体制をやって行くんだ、進めて行くんだ。これが江差町の計画の中に、はっきりと入りました。私は、これは大きな前進だと思っております。それを踏まえて、えー質問を致します。

それで今言いました、この本人の意思の決定支援というのは、一番は時々にある支援会議というものがあります。その支援会議に参画するという事が謳われておりますが、ま、ちょっと分かん無いのでお聞きしますが、どの程度この支援会議というのが開催予定されるのでしょうか。まずお聞きしたい。

そして、ここに参画するという事は、ただ話を聞くだけでは終わらない。江差町も色んなサービス機関、相談支援機関と同等の立場で、一緒にその一人一人の障がい者の意思、決定をどうやって支援できるか、が相談される会議です。

江差町で参加される担当者は、先程言いました国で作っているガイドライン、それもしっかりと読み込んで、事業者と対等な立場で意思決定の支援に望んで行く。

相当スキルを求められる事だと私は思っておりますが、まずは江差町で、どういう部署、担当が参加すると想定されているのか、まっお伺いしたいと思います。

それで、次にちょっとお聞きしたいんですけども、問題は、この障がい者の障がいのある方の、結婚とか出産、子育て、そもそもこういう場合、今、国何を考えているかであります。

えー国は、あまり変わっておりません。えー民間のアパートや自宅などに、居宅、まあ住宅に住んで地域において生活すること。ま、そういう事を想定しております。そして本人の、本人に知的障害がまあ有って、中々自分の意思が通じない。思うことが出来ない。自らの子育てを行うことが困難だ。まあそういう時は、町、江差町です

ね、ここでいう。江差町とか、あと、民間などでの相談支援事業所など、地域の様々な関係機関が連携して、子育てを支えて下さいと。

国はこういうことを言っています。でも、これって結局解決にならないんですね。

それで、えー私はやはり、ここでも、根本的には国の財政的な体制的な支援。と併せて、該当するそのサービス提供している該当法人も一緒になって積極的な施策がない限りは、これは進まない、と考えております。

いずれにしても、私この間、1年半、えー何回か、この一般質問で同様の質問しております。1年半が経ちました。江差町の基本的な考え方、先程言いました江差町でも計画を作りました。

さて、この問題にどう立ち向かおうとしているのか、町長、江差町の基本的な考え方を町長にお尋ねするものであります。

(議長)

町長。

「町長」

小野寺議員の2問目、障がいのある方の結婚・出産・子育てに係る対応についてのご質問にお答えを致します。

1点目の、今後の支援会議の開催予定と町の参加はどのような部署・担当が想定されるのかとのご質問につきましては、国で定められたガイドラインにつきましては、意思決定が必要な場面において、意思決定支援責任者の選任とアセスメントを行うこととされ、意思決定支援会議を開催することとなっているところでございます。

なお、この意思決定支援会議につきましては、あすなろ福祉会が選任する意思決定支援責任者から、町に開催の通知があって初めて参加することになりますが、今のところ通知が無いことから参加予定はございませんが、通知が有りましたら出産・子育てに関する事案につきましては、基本的に町民福祉課の障がい福祉担当及び児童福祉担当、健康推進課の母子保健担当の保健師が参加することで考えております。

また、支援の事案に応じて、庁舎内でニーズに精通した職員も一緒に参加することも考えているところでございます。

2点目の江差町の基本的な対応と致しましては、この度、新聞報道においても掲載されましたが、厚生労働省からの通知により、支援体制の構築や関係機関の連携等々と併せて、グループホームを利用する障がい者が出産した場合であって、直ちに新たな住居等を確保することが困難な場合には、それまでの間、子供との同居を認めても差し支えない事と、この場合において、グループホーム事業者は、障がい者の希望を踏まえた地域生活の実現や子供の適切な養育環境の確保を図る観点を踏まえて、新たな住居の確保等の必要な支援を行う等の事業者側の留意事項も示されたところでございます。

これらの状況を踏まえまして、江差町と致しましても、意思決定支援会議に参画することによって、地域の関係機関と連携して支援の方策について協議し、どのような支援を考えて行く事が重要なのか、また、その支援が可能なのかどうかの判断が必要となります。

今回示された国の見解は、障がいのある方々が、子供を産み育てるための、国の法制度やそれに基づく各種支援制度に対する財政的な支援が確立していないという大きな課題が存在するのでもございます。

具体的な課題と致しましては、町内には分娩できる施設も無く、生まれて間もない6か月未満の乳児保育や夜間保育の対応は行っていないところであり、止む無くグループホームで子育てを援助する場合においては、養育するためのスタッフを増員することが想定されますが、この度示されました国の見解では、公費による手当の制度はなく、特に生まれて間もない一番手が掛かる乳児を養育する支援策については、残念ながら児童相談所の措置以外は確立されていない現状にあります。

一方で、母子保健分野では退院後の母子に対し、心身のケアや育児のサポートを行う産後ケア事業が新たに6月から開始されたところであり、町と致しましても国の動向を注視しつつ、今現在出来得る限りの支援を提供して行く考えでございます。

今後、結婚、出産にかかる意思決定支援会議が開催された際には、各関係機関で役割分担等を行い、本人の意思を尊重しながら必要な支援を行いつつ、課題の整理が必要であると考えております。

従いまして、小野寺議員のご質問にも有りましたように、障がい者の希望を踏まえた出産や子育ての支援を地域で構築するためには、町の支援についても限界が有ることから、国において支援体制の構築や関係機関の連携だけではなく、支援するために必要な制度や財政措置を行うことが、これからの障がい者の子育ての支援を推進するためには不可欠で有ると言わざるを得ない現状に有ると考えておりますので、ご理解の程をよろしくお願い致します。

「小野寺議員」

はい。議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

今、あの町長答弁頂きましたが、えー直近の国の、まっ通達、多分、えー6月5日の通達、障がい者の希望を踏まえた結婚、出産、子育てに係る支援の推進についてというこの文書の事だろうと思います。これが新聞で若干、要約的に載っておりました。

確かにそうなんです。国は、ちょっと困ってしまって、えー解決のする方法がある

まで、ま、したらグループホームで子育てしてもいいですよと言っているだけであって、その先何もないんです。事例集が載せてあります。えー全国の色んな事例集載せてありますので。

しかし、町長おっしゃった通り、国が更にそれに対してお金を出す。体制作りにも国が出すは一切ありません。おっしゃる通りであります。

なので、問題はやはり、今町長がおっしゃった国に対してしっかり物申して行くということと、とは言いながらもこれ介護と同じですが、地域は待ったは利かないです。今まさしく日々、障がい者が苦闘しております。

なので、並行してやはりこれは一つ一つ進めていかなければならない。その一つに私は、この事例の中にもありますが、数少ないんですけども、地元、行政とその先程言った該当法人、サービスを行っているグループホームも運営しているそういう該当の法人と一緒に色々模索している所もあるんです。

ので、やはりそういうところもしっかりと参考にして、私はこれからもあるであろう別に結婚、出産だけではないと思います。そこに至るまでの色んな問題点、本人の意思決定ですよ。その問題点を是非、打開してほしいと思うんですが。

質問ということで、ちょっとお聞きしますが、そのためにも、私、障がいを受けている当事者、障がいを受けている当事者が、中々自分で意思決定を出来ない場合は、保護者という事になります。お父さんか、お母さんか。ま、そういう方も含めて、先程来、何回か出ているガイドラインには、さっき、えー色んな担当者も出席してという、そういう会議の中でも当然、本人とか保護者も参加します。で、そういう中で、えー私はこれから江差町の担当者が参加する場面出てくると思うんですけども、どういうふうに、こう接して行くか、江差町として何を求められるか、という点でちょっとお聞きしたいんですが。

私も何人か障がい者の方、直接本人若しくは保護者と、この20年、30年色んな形で相談に乗っておりますが、端的に言えることは、今に置き換えると、まっ当時は意思決定とかそういう言葉はありませんでしたけどもね、今でいう意思決定にしても、本人も家族も国は今こういう事を言っている。当然、事業所が町がこういう事を説明しなければならない。当然本人も家族も知っているだろう。と思う事がかなりの人は知らないです。意思決定っていうこと自体も知らないし、自分達がしっかりと主張していいのかっていうことも良く分からない人もいます。

それから、本人の利用計画、個別計画についてもしっかりと説明されていない方も全部とは言いませんよ、全部とは言いませんが、かなりいる。役場からも丁寧な説明を多分してるのかも知れませんが、きちっと理解できていないまんまで、もうすぐサービスを受けている。本当に多い。

私、まずね、しっかりとこのガイドラインにも詳しく書いてありますね。本人と家族等に対する説明責任。これは単に、該当法人だけじゃなくって江差町にも求められる。そういう事をしっかりやって行かないと、いくら、さっきいいました、新会議に

参加したって、えーあまり力にはならない。

まず、えー当事者、本人、家族にも今の制度、それから、えー相談、事業所が作る個別計画、支援計画なども含めて、本人が分かるように町としても支援して行く。

私ね、これも、今大事なことだろうと思うんですよ。

是非、えー直近の問題でいうと、そういう丁寧な説明なども役場の人たちも、正しく研修などもして、このガイドラインの中身についてもしっかりと習得して、そして、当事者、家族の方とも向き合っていく。ということが求められると思いますがどうでしょうか。

(議長)

副町長。

「副町長」

よろしいですか。はい、じゃあ私の方からお答えします。

私も、この6月5日付けの通達を何度か読み直しました。

えー小野寺議員おっしゃる通り、じゃあ財政措置含めてですね、今うちの町の社会福祉法人に当てはめてみたら、例えば結婚、出産、子育てというふうに組み立てるとすれば、そこにスタッフ、専門のスタッフが張り付いたとすれば、そのスタッフの、言わば財政措置も含めてですね、えー全部入ってませんね。まずね。

ですから、ちょっと国の批判的半面になりますけども、そういったところの部分も、全然今回の通知に入ってございません。

で、今、あー個別計画なるもの、まあガイドラインの話もありましたけども、町としての関わりの部分は、あまり、あの個別の部分の答弁は出来ませんけども、少なからず今本会議で、頂いた質問でございますけども、意思決定のこの新会議を、まあ法人から開催の依頼が来る来ないに関わらず、少なからずうちの町の施設から、まあ端を発してというか、こう言った形で、全道、全国、国まで行った動きでございますので、檜山振興局の所管課含めて、それから町内の事業所、言わば社会法人含めて、まずそこでの、今回の通達も置きながら、まあ町もプラン立ててございますけども、そう言った話し合いの中で、どの、まあ個別色々具体例も違いますけども、出来る限りの支援っていうのはどんなものなのかっていう事も含めてですね、まず話し合いのところの場面をですね、作る所から始めさせて頂きたいと、これが今あの、私の立場で精一杯ってば変ですけども、そこからまず動き出したいとこのように思ってますのでよろしくお願いします。はい。

(議長)

よろしいですか。

「小野寺議員」

はい。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

あの是非、あの今、障がい受けている方、家族の方がどういう実態なのか。これは今ね、サービス事業者だけじゃないんですよ。江差町も求められるんですよ。今どういう様な状態なのか。あすなろ福祉会任せじゃ駄目なんです。今の制度は。江差町もかなりの部分、このガイドラインの中でやらなければならない、当事者なんです江差町も。勿論、財政どうのこうのっていう大きな問題ありますよ。でも、今動いている障がい者との対応は、江差町も一緒にやって行かなければならないってことを十分に理解して頂きたい。これが私の要望として。次に質問に移ります。

えー３番目、公用車の貸し出し事業についてお聞きしたいと思います。

ま、この間、増永議員が公用車の色んな問題を出しております。私も増永議員の一般質問等聞いて、あの一かなり共感できる場所もあります。私も長らく、えー公務員として公用車も使ってきた立場。それから、また議員として、その公用車を見て、色んな形で質問もしてきました。改めて、私は違った角度で、この公用車の問題を今日取り上げたいと思います。

実は今、全国でも結構、色んな団体がやっておりました。公共団体が、地方公共団体がやっておりました。市、町、村。公用車の有効活用として、また、勿論、町内会とかボランティア団体色んな団体の支援策として、改めて私はこれを提案という形で質問をして行きたいと思います。

町内会だけでは勿論ありません。色んな事例。PTA、福祉関係団体、ボランティア団体、まあ私もやっておりますが、NPOだとか、やることは色々有りますね。

えー町内会等ですと環境美化、えー粗大ごみの回収、廃品回収、えー防災、防犯活動だとかボランティア活動、人を運ぶ、物を運ぶ、関係者を運ぶ、そういう時に無償で貸し付けているというのが先程言いました、全国の色んな団体の、地方自治体の公用車の貸し出し事業であります。

私是非、江差町でもこれやれないかということで、ちょっと調べて見ましたら、なんと有るんですね。

江差町の財務規則、第２５４条というところに貸付規定があって、で更にそれを詳しく書いてあるのが、江差町物品貸付要綱というのもあります。

要するに物品、まあそれが車になるか茶碗になるかはともかく、えー物品、えーまあ、あの貸せるものは貸しますよと。申し込んで下さいということなんです。

さてさて、質問致します。

まず、公用車の貸し出しの実績が有るのでしょうか。もし有るとすれば、その要綱。

私探したけれども無かったので。有ったのは、ただ一般論の物品貸付要綱までしか無かったので、車の件であれば、各自治体、色々作ってますからね、車を特化した貸し出し要綱等。

で、もし無いとすれば、私は先程言いました。今まで何とか町内会等を自分達で出来たのが出来なくなって来ている。ボランティアなども、いやーちょっともう自分達では出来ないと。車があれば助かるな。とそういう事が本当にあります。

で、是非、他の自治体の事例も参考にして、江差町の公用車、土日だったら使えるんじゃないかとかですね、平日でも場合によっては時間帯によっては使えるのではないかな。

是非、町内会とかボランティア、積極的に活動が出来るためにも、この公用車の貸し出しやって頂きたいと思います。町長のご見解をお聞き致します。

(議長)

町長。

「町長」

小野寺議員の3問目、公用車の貸し出し事業についてのご質問にお答えを致します。

ご質問の一つ目の公用車の有効活用策につきましては、第一義的に、財政基盤強化に向けた取り組みにありますとおり、台数、車種を含めて、引き続き公用車の適切な配置に取り組んでまいりますので、ご理解願いたいと思います。

そのうえで二つ目の観点の町内会・ボランティア団体などの支援策としてのご質問についてですが、まず1つ目の、貸し出し実績があるのかどうか、また貸出要綱等があるのかどうか、という点でございます。

結論から申し上げますと、物品貸付要綱による貸し出し実績はありません。

また、公用車貸出し専用の要綱もございません。ただ、議員のご質問にありますように、町の財務規則、あるいは物品貸付要綱におきましては、公序良俗に反するおそれがなく、町の事務若しくは事業に支障を及ぼさない場合は、公共的団体又は公益団体の事業のために貸し付けることができると規定されているところですが、今後、新たな行政サービスとして公用車を貸し出すということであれば、これらの規則・要綱だけでは制度的に条件が不足しておりますので、別途専用規程を整備する必要があります。

また2点目の、他自治体の事例も参考にしながら公用車の貸し出しを進めて、という点についてでございますが、公用車の配置見直しを進めて行く中で、町の業務に支障が無い範囲で、どんな車両を貸し出すことが可能なのか、また、地域ではどのような車両の貸し出しを望んでいるのかという基本的な点を念頭に置きながら、議員ご提案のとおり、まずは他自治体の先行事例から制度設計や課題等の情報収集に取り組み、

その上で判断して参りたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

「小野寺議員」

はい。議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。あの一今、インターネットの時代ですので、直ぐ事例は、全部が載っているかどうかは別かも知れませんが、かなりの部分は、あの一資料としては出ると思いますので、是非、担当課の方で積極的にその取組み、町長の答弁でありました方向策を探って欲しいなと思います。宜しくお願い致します。

次に、議長移ります。

(議長)

はい。

「小野寺議員」

最後です。

えーヒグマ対策。これも前に取り上げました。それから昨年も担当課とは、えー具体的にやり取りもさせて頂いて、事例としては、あの昨年の事例に、ほぼ近いものがありますが、改めて、えー関係地域の方からも、まあ要望も有りましたので、議員の立場で質問ということで、ここで取り上げました。

改めてですが、ネットを見ますと江差町情報色々書いてありました。4月以降、桧岱、緑丘などでも、まあ出没しているということが分かりました。本当に対策が急がれるなと思います。で、大きく3点。質問致します。

まず、えー簡潔で宜しいので、えー今のヒグマの状況、まあ新聞報道にも色々出ております。江差町としての状況。どのように分析しているか。まずお聞きしたい。

それから、新年度予算で、今年度の予算で、当初予算752万円がヒグマ対策の総体として組まれております。現時点で進捗状況をちょっとお聞きしたいと思います。

それで、具体的に入りますが、えー先程言いました新年度今年度の事業内容にはこういう風書いてあります。草刈りによる緩衝地帯、まあ要は、分けるという事ですね。熊の住みかと人間の所をこう分けるという意味でしょう。まあ緩衝地帯の設置。誘引果樹、えー熊の食べるような果物等、えーその果樹の伐採という事が書いてありました。それ以上の詳しい説明は確か無かったような気がしますので、この点について3つちょっとお聞きしたい。

で、まず、もう6月です。えー夏、秋、どんどん日にちが経っておりますが、まずその、今言った草刈り等々の事業区域どういうふうに決めているのか。時期どんなふうにしてしているのか。それから2つ目として、そもそも、私、あの一この問題ってというのは本当に思うんですが、地域からの情報、地域からの要望等も無いと、中々行政も動かない部分が有るんじゃないのかなっていう気するんですけども、えーまあ私は、あとで言いますが、直接は緑丘の方からも、ちょっとお聞きしましたけども、町内全体でどのような動きになっているのかお聞きたいと思います。

で、最後ですが、これも去年、個別にも担当課にも色々相談したことなんですけれども、緑丘区域の方々、えーと、そうですね、7人、8人、えー、の方に色んな角度からお話も聞きました。

で、私、要点大きく2つでちょっと分けてお聞きしたいと思います。

で、やはり問題はどの地域にも共通した部分があると思うんですけども、特にこの地域、えー熊の餌がいっぱいあるんです。えー民地なんですけども、あの緑丘の通りですね。山の方。胡桃、どんぐり、もう改めてですが、去年も見たんですけど、今年もかなり詳しく、あっこれもこれもこれもこれもそうなんだと、沢山あって、熊が、この熊の餌として、ここの地域に出て来るという事であります。

これはやはり、先程言いましたが、全部民地でしょうか。その所有者に、枝の伐採等、えー促進するなど、これ早く取り組まないと日が経ってしまいます。秋になってしまいます。早急に対策を取ることが求められると思います。

そして、もう一つ。これはちょっと角度違うんですが、ここに、この地域の方々、えーと小学生も何人かいらっしゃいます。私知っているだけで1, 2, 3, 4, 5、えー小学生。で、えー、ちょっともう日が短くなると暗くなっちゃうんですね。

それで、あそこの外灯、これ間違いなく、町管理、町内会管理の外灯だと思うんですけども、暗くて、結局熊の出るという事で、子供達がもう怖がっていると。

これやはり、町内会とも相談しながら、熊対策という側面でもしっかりと対策をとる必要があると思います。

ちょっと個別の問題になりますが、改めて町の考え方をお聞きしたいと思います。
町長、宜しく答弁をお願い致します。

(議長)

町長。

「町長」

小野寺議員の4問目、ヒグマ対策についてのご質問にお答え致します。

1つ目のヒグマの状況についてでございますが、今年度のヒグマの出没は昨年度より早く、4月上旬に出没情報が寄せられましたが、5月に寄せられた出没情報は少なく、今年度の5月末現在における出没情報は、昨年度3件に対して、今年度は4件と

同程度となっております。

また4月10日に桧岱地域において、体長約1.5メートル程度のメス1頭を駆除しております。今後におきましても出没情報が寄せられた場合には、江差警察署をはじめ、関係機関と連携を図りながら適切に対応して参りたいと考えております。

2点目の今年度の当初予算の有害鳥獣対策費の進捗状況ですが、ヒグマ・エゾシカの出没対策に必要な資材等の購入に係る経費・実施隊員の確保対策に関する補助金等につきましては、随時執行して参ります。

また7月には、新たに2名の方を委嘱する予定となっており、実施隊員の報酬や猟銃の購入等の補助についても、随時予算を執行する予定であります。

3点目の草刈りによる緩衝地帯の設置や誘引果樹の伐採についてでございますが、昨年度においての出没が頻発していた箇所、今年度における出没傾向を踏まえ、桧岱・東山地域、緑丘・円山・南が丘地域を候補地として、適宜、取り組みを進めて参りたいと考えております。

地域からの要望は、どのように反映しているかについてでございますが、町内会単位での要望等は今のところございませんが、出没場所、状況等を踏まえ、地域に即した対応を図って参りたいと考えております。

最後に緑丘地区についてでございますが、ヒグマの誘引の原因となり得るクルミ、ミズナラ等の樹木の伐採・枝打ちについては、議員ご指摘のとおり、民地に多く自生している状況にあり、土地所有者とも対応について相談を行い、協力頂きながら、地形的に伐採が可能な個所などに限定されるものではありませんが、ヒグマの出没確率を減らすことに効果的な対策と考えておりますので、可能な限り、適切に取り組むを進めて参りたいと考えております。

また、街灯の照度が弱いとのご指摘でございますが、ご指摘の箇所につきましては、街灯の設置数も他の場所と比較しても遜色なく設置されているところでありますが、照度が弱く地域の方々が不安を感じているとするのであれば、現地確認を行った上で、関係課や町内会とも対応を協議して参りたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

小野寺議員

「小野寺議員」

えっと、ちょっと時間無いので、1点だけお聞きします。

あの一分かりました。是非、先程ちょっと地域の話も出ましたが、えーこれは具体的にもう実施しないと、すぐ秋になっちゃいますね。えー直営ということは、きっとならんでしょう。まあ直営もあるんでしょうか。どっか民間に委託するんでしょうか。これはもう即刻、事業の具体化を進めて行く必要があると思いますが、ちょっと担当

課の方、えー今後どういうふうに進めて行くのか、ちょっとお聞きしたいと思います。秋に向かってもう急がれると思います。以上です。

「産業振興課参事」

産業振興課参事。

(議長)

産業振興課参事。

「産業振興課参事」

えー小野寺議員からの、えーご質問であります。

えー今年度の有害鳥獣対策費、特にですね、ヒグマの対策の予算について、もう少し具体的な執行状況、えーそして、えー今後の予定について、ご質問にお答えしたいと思います。

えーまずは、えー資材購入関係。

こちらの方ですが、えーヒグマ用の、えー箱わな。こちらにつきましては、本年度新たに、えー2基制作をし、えー6月末に、えー引き渡しの予定となっております。

えー設置箇所につきましては、今後のヒグマの出没状況、こちらを踏まえながら、えー対応して行きたいというふうに思っております。

また、あー電気柵の貸し出し。

こちらの方ですが、えー昨年度、ヒグマによる家庭菜園の被害も、えー多く情報が寄せられている所でありまして、えー本年度より町民に対して、えー電気柵の貸し出しを、えー7月中旬頃、こちらの方から予定をしているような状況でございます。

えー鳥獣被害実施隊員の確保対策。

こちらの方につきましては、えーヒグマ出没時の、えー緊急招集。それから箱わな設置箇所のパトロール、こちらに関する報酬と併せまして、えー、えー、パトロールと併せまして、えー、えーと猟銃の免許の取得、それから所持の許可、猟銃の装備、そして猟友会の会費等補助等につきましては、随時執行して参りたいと考えております。えー以上でございます。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

えっと分かりました。

あの一番肝心の、その伐採の方の具体的な手立て。えーこれは民地という難しい面もあるんでしょうけども、これも並行してやってかないと、もう間に合わないと思う

んですけども、それ今、町としてこれからどういうふうを考えているんでしょうか。

「産業振興課参事」

産業振興課参事。

(議長)

産業振興課参事。

「産業振興課参事」

こちらはですね、えー緩衝地帯、それから、えー誘引果樹のですね伐採。

こちらにつきましては、えー今、あー町長の方から答弁もありましたとおり、候補地、こちらの方ですね、改めて確認をさせて頂きながら、えー早急にですね、えー伐採等を、えー進めて行きたいと。枝打ちも含めて、えー進めて行きたいと考えておりますので、えーご理解をお願い致します。

(議長)

以上で、小野寺議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に室井議員の発言を許可致します。

「室井議員」

はい。

(議長)

室井議員。

「室井議員」

えーと、最初に、かもめ島入口交差点改良とラウンドアバウトについて質問致します。

私は過去の一般質問や、常任委員会、特別委員会などを通じ、歴史、文化遺産を有し、北前船の最北寄港地である、かもめ島と、いにしえ街道を結ぶ接着剤としての役割が大きく、極めて重要な交差点であると提言しております。

単に、急カーブ対策という道路構造に依る機械的判断に基づく道路改良ではなく、歴史の重みを感じられ、ランドマーク的な要素を考慮した事業を立案し、国土交通省へ要請するべきと、何度か提案しております。

しかし、ある日突然、ラウンドアバウトの話を聞かされ、あの場所に何故、とい

う疑問が残っております。

私は、事業に反対する立場ではありませんが、町民の一部には相当な批判もあり、その起因は、情報公開の少なさと考えます。

以下、具体的に4点について質問致します。

1つ。ラウンドアバウト構想は、江差町側からの要請によるものか、国土交通省側からの提案なのか。

1つ。地域住民との懇談会、説明会が行われておりますが、内容が議会に知らされていないのではないかと思います。

3つ目。この事業を通じ、江差町が特に、特に長年の懸案課題が解決され、地域振興に大きく貢献される事業などを、国を要請されているのか。

4つ目。道の駅構想とラウンドアバウトの関連性は、今の段階では少ないと考えますので、要請すべき案件はしっかり検討、整理され、議会と協議をして頂きたいと思います。

以上。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

室井議員の1問目、かもめ島入口交差点改良とラウンドアバウトについてのご質問にお答えを致します。

室井議員からは、令和5年第3回定例会の一般質問で、国道228号線かもめ島入口交差点改良事業と江差町の係わりについてご質問を頂き、ご答弁を申し上げているところでございます。改めての答弁になる部分もございしますが、その後の経過も含め、ご答弁を申し上げたいと思いますので、ご理解頂きたいと思います。

まず、ラウンドアバウト構想が、江差町側からの要請によるものなのか、国土交通省側からの提案なのかという点についてでございますが、江差町と致しましては、これまで、かもめ島入口付近の国道の急カーブ解消、或いは交差点改良を要望してきた経過がございますが、北の江の島拠点施設により交通量が増加することも想定されるため、改めて交差点改良を要望致しました。

また、改良方法については、T字路に近い形となるよう要請してきたところでございます。

一方で、函館開発建設部におきましては、カーブ区間の途中に、かもめ島へのアクセス道路が位置しているほか、カーブ区間の直後に交差点が位置していること、かも

め島のアクセス道路との交差点では、右折時の事故や出会い頭の事故が発生していることから、令和３年度には事故危険箇所、令和４年度には事故危険区間に選定し、令和５年度に交差点改良事業を事業化したところです。

函館開発建設部では、当該交差点改良に向けては、主流交通である２２８号を右左折交通、つまり直角とすることは道路構造令上で好ましくないという判断でございまして、改良の方法として、安全性や信号機の設置が不要であることなどから、ラウンドアバウト化の提案があったということでございますので、ご理解願いたいと思います。

次に、地域住民への説明の内容についてのご質問でございますが、ラウンドアバウト化に関しましては、函館開発建設部の発表を受け、昨年１２月に全員協議会で説明をさせて頂き、同日の夜に、同じ日の夜に、姥神町・津花町地区の住民を対象とした説明会を開催しております。

住民説明では、函館開発建設部と江差町が主催したものでございまして、交差点改良に関しては函館開発建設部で、北の江の島構想に関しては江差町で説明を行っております。

ラウンドアバウト化に関しましては、函館開発建設部において、地域住民に対して、当該交差点の現状と課題、交差点検討について、ラウンドアバウトのルール、歩行者の安全、災害時、停電時の安全性について、今後のスケジュール等の説明を行いました。参加された住民の皆様から出された主な意見をご紹介しますと、北の江の島構想との関連で、拠点施設整備後の交通量を見てから判断してはどうかといったご意見があり、これに対しては、江差町から他の道の駅等の整備例から交通量の増大が想定されるため、交差点の何らかの改良を函館開発建設部へ要請しているとの回答をしております。

また、大型車両通行に関するご質問がございましたが、函館開発建設部から大きな車が走ることを踏まえた設計を行っている旨、回答をしているところでございます。

江差町と致しましては、引き続き、地域の皆様には今後も必要な情報提供を行っていきたいと考えておりますし、議員の皆様にも必要に応じて説明、協議を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解頂きたいと思っております。

ご質問の３点目、長年の懸案課題が解決され地域振興に大きく貢献される事業などを国へ要請しているかというご質問についてでございます。

かもめ島入口交差点改良にあわせまして、町の懸案課題についても国に要望すべきだという趣旨のご質問だと思います。

一例を挙げますと、直轄港湾整備事業として、国道に接続する、傷みが激しい臨港道路の改良整備も進められることとなっております。

町と致しましては、交差点改良が完了した後でも、運用面で課題がある場合、或いは地域から要望がある場合は、函館開発建設部へ必要な対応について、要請して参りたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思っております。

最後に、道の駅構想とラウンドアバウトの関係性、また要請すべき案件は、しっかり検討、整理し、議会と協議をとのご質問でございますが、繰り返しとなりますが、道の駅を新設することで、車両の流れが変化すると考えており、通行する車両の安全を考慮すると、交差点改良は必須であると考え、要望してきたところです。

北の江の島拠点施設整備におきましては、計画地への動線として、国道228号からの視認性、小型車の駐車場から施設までの距離、安全性・利便性等の観点から配置検討を行っており、国道の交通安全対策と拠点施設へのアクセスが密接に関わることから連携して整備を行ってまいります。

また、江差町と致しましては、かもめ島といにしえ街道を結ぶ接点としての交差点の役割の重要性を認識しているところであり、引き続き、函館開発建設部にも要望して参りたいと考えております。

引き続き、議会に対しまして、必要に応じて説明、協議の場を作って参りたいと考えておりますので、ご理解頂ければと思います。

「室井議員」

議長。

(議長)

室井議員。

「室井議員」

簡潔に再質問します。

えーと、分かりました。あの一江差町からの要請で、函館建設管理部と協議したと、こういうことですね。道路改良について。これはよろしいと思います。

じゃあ、そうであればですね、私であればですね、思い切ってこういうのやってくれませんか、こういうのやってくれませんかと、やっぱり要望して、すべきことはきちっと要望していいと思いますよ。

具体的な事は、私今、申し上げません。今、全て申し上げるとですね、これは交渉の経過ですから、手の内全部見せる必要何も無いです。いくら情報公開と言えどもですね、守らなきゃならないことは守って、交渉して行く。

ただそのね、先頭に立つ人がですよ、きちっとした意識持って、江差町がこういうふうがいいものあるんだと言えるようなものをね、町民に、あそこの地区だけの問題じゃないですよ、町民にきちっと説明出来るようなですね、そういう体制、心構えが必要だと思います。

これ1点について答弁願いたいと思います。

(議長)

副町長。

「副町長」

えーと、室井議員からの再質問。

えーとおっしゃる通り、えー議場で中々言葉として、あそこがこういうふうにしたとか、こういう形には中々、あーきちっと答弁できない部分は当然ございます。

ただし非公式な場面も含めて、ここをこうして欲しい、あそこをこうして欲しいってことも含めて出してございます。

それから、今開発建設部さんの、まあ立場を、あの一それなりに我々も考えてはいるんですけども、加えて、開建を、まっ越えてっていうか、政治的な面も含めて、それは町長も色んな動きもしてございます。

加えて、今これからやっと、今ラウンドアバウトの部分での、用地の関係にも入っている状況もございますんで、えー近々というか、ある月に、やはり議会の皆さんに、江の島の関係の事業者の絡みも含めて、情報提供申し上げる場面を持ちたいなというふうに思ってますんで、その時点でまた、今現在、えー考えている構想について、まず議会の皆さんにお知らせしたいと、このように思っていますんで、よろしくお願いします。

(議長)

室井議員。

「室井議員」

副町長ね、そういうものでもない、答弁。で、答弁でいいですよ。

あの一新しい、まちづくり推進課長、しっかりね、前向きに考えて、ね、提案しづらいことも有るかも知れない。ね、町長、副町長に言いづらいことも有るかも知れないけど、常に、常にですよ、江差町民のこと考えて、どんどんアドバイスして下さい。

それを受け入れない方では無いと思いますよ。

期待していますから、よろしく。決意の程を申し上げて下さい。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

えー室井議員から激励のお言葉だと思います。

えーしっかりですね、あの一与えられた職責を果たして、江差町のまちづくりの振興に努めて参りたいと考えておりますので、宜しくお願い致します。

「室井議員」

はい。

(議長)

室井議員。

「室井議員」

えーと、2問目。えーと開陽丸記念館本体の大規模改修計画の方向性について伺いたいと思います。

これまでも改修工事の必要性については、同じく多くの議員からの質問や委員会事務調査などを通じ、塩害、経年劣化が著しい、記念館本体の早期改修計画の必要性が問われておりました。

そんな中、昨年12月17日の強風によりマストのトップヤードが破損し、本年3月28日の第2回臨時会で応急処置予算900万円を可決。連休前に工事を終えていますが、今後、更に大規模被害が発生する可能性は十分あると見ております。

近々に開陽丸記念館と連動し、隣接して道の駅計画があります。改修工事は、調査から事業着手、完成まで、大きな事業費が必要とされます。

どう工面するのか、江差町の力量が試されており、また、歴史、遺産の町として、あのまま、しておくことは出来ないと思います。

全力を挙げてね、役場の中だけでは無いですよ。色んな人の知恵を借りて、色んな方のご支援をもらって、早期にですね、目処、こういう調査費の予算が付いたという、いい方向をね、町民に示してもらいたいと思いますけど、如何でしょうか。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

室井議員からの2問目、開陽丸記念館本体の大規模改修計画の方向性についてのご質問にお答えを致します。

昨年12月17日の強風により破損致しました、開陽丸のフォアマストのトップヤードにつきましては、3月28日に開かれました第2回臨時会におきまして、撤去に係る補正予算を可決頂き、速やかに撤去を進めたところでございます。

撤去工事に際しましては、足場を設置し、フォアマスト上部の状況の調査も行いま

したが、目視調査の結果、マストの脚の部分やヤード接合付近の多くで塗膜の劣化や層状の錆が発生しており、著しい腐食に伴い穴が開いている箇所が見られるとの調査結果の報告があったところでございます。

この調査結果を受けまして、現在、引き続き、甲板への立ち入りを制限している状況でございまして、可能な限り早い段階で、改修計画策定に向けた考え方をお示ししたいと考えております。

改修には多額の費用がかかります。財源対策が大きな課題となることは言うまでもありません。施設の改修のみを対象とした補助メニューはございませんが、文化庁や国土交通省の補助メニューの中で、計画の中に開陽丸記念館本体の改修も組み込みながら、補助を受けられるようなメニューを様々なルートを通じながら模索している段階でございます。

また、財源確保の手段として、クラウドファンディングや企業版ふるさと納税などによる財源調達なども含めて、検討をして参りたいと考えておりますので、ご理解頂きたいと思っております。

（議長）

室井議員。

「室井議員」

1つだけ簡潔に提案したいと思っております。

東京都日野市に、土方歳三記念館がございます。そこには、土方歳三さんと親類が住んでおりまして、テレビに入っていましたね。開陽丸に非常に関わりが深いんですね、土方歳三さんと。

これ連携してですね、日野市、函館、江差、連携してですよ、この開陽丸のこと、江差町単独だけではなくて、やっぱりそういう事業要請、図って貰えるようなですね、そういうこと図るべきだと思いますよ。

是非、あの一土方歳三記念館をですね、是非、ここどこなのかな、教育委員会かな管轄が。どこなんですか。是非、見に行ってみてね、ちゃんとアポ取って、これ縁を結んでください。土方歳三さんの親戚と縁を結んで、江差はこうだと、全国的にですね、効果が有りますよ。

そういう生きたことを考えて貰えませんか。従来通りやったって、出来っこないんだって。出来っこないから従来通りに行かないんだ、やっても。

出来ないからゾロゾロただ来てるんだ。

思い切ったことをやらなきゃ駄目だと思いますけど、そういう決意ありますか、町長。どうですか。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

はい。室井議員の再質問にお答えを致します。

先程、1回目の答弁でも、さまざまな手段、ルートを通じながら、あーその財源対策を模索しているという答弁をさせて頂きました。

この間にもですね、今、室井議員がご指摘の土方歳三の子孫の方と、何度かお会いを、直接お会いをしてですね、今の開陽丸の状況、或いはですね、今後の在り方というものを、意見交換をさせて頂いて来ております。

土方歳三さんの曾孫さんにあたる方だというふうに思いますけれども、何度も江差にもお越しを頂いております。

また、あー昨年度、開陽丸記念館の内部をリニューアルするという検討委員会の中にはですね、他に赤松さんという方、これも子孫の会員の方ですけども、この方にはですね、検討委員になって頂いて、開陽丸の魅力の在り方というのを、一緒にご議論して頂いたところでございます。

我々にとっては、やはりこの開陽丸を通じた子孫の方々との連携、協力を促して行く、仰いで行くということは、非常に大きな力になるんじゃないかなというふうに思っております。

そういった中で、室井議員からご指摘のそういった連携、特に土方歳三を軸にいうところ、しっかり踏まえてですね、開陽丸のリニューアルに向けて全力で取り組んで参りたいと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

(議長)

室井議員。

「室井議員」

よろしいですか。

(議長)

はい。

「室井議員」

えーと最後です。

水堀、日明保育園の長寿命化改修計画について伺いたいと思います。

本年第1回定例会において、私は公共施設の長寿命化改修計画の見直し、スクラップアンドビルドに対する考え方を提言し、所見を求めています。

水堀、日明保育園は、外観上、劣化がされていると見られますが、長寿命化改修計画には含まれておりません。

今後、どのような基本的な考えに基づき対応を図るのか、現時点の考えがあれば伺いたいと思います。

以上。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

室井議員の3問目、水堀、日明保育園の長寿命化改修計画についてのご質問にお答え致します。

水堀、日明の両保育園につきましては、平成30年、令和4年にそれぞれ議会で事務調査が発議され、社会文教常任委員会の調査報告では、施設の老朽化と児童数の減少に伴う供給体制の検討・施設統廃合の検討は待ったなしの状況との意見が付されており、江差町公共施設等長寿命化計画では、園児数の減少や施設の劣化等を考慮し、統合を検討しますとしているところでございます。

町としましては、昨年11月には泊町以北の未就学児の保護者アンケートを実施する等、北部保育園の統合のあり方につきまして検討を重ねてきております。

ご承知のとおり、現在の水堀保育園は洪水浸水想定区域にあり、日明保育園は土砂災害危険箇所に建っています。

また、昨年実施しました保護者アンケートの回答では、それぞれの保育園を建替え、或いは、いずれかを建替えという意見よりも、別な地区に統合という意見が上回って、半数以上を占めており、現在地以外での整備も含めて内部で検討をしているところでございます。

冒頭に申し上げましたように、施設統廃合の検討は待ったなしの状況でありますことから、7月上旬頃を目途に、現時点での考え方を議員の皆様、まずはお示し、その後、保護者並びに地域の方々との意見交換を重ねた上で、集約結果も含めて、再度、議員の皆様と協議を重ねて参りたいと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

「室井議員」

議長。

(議長)

室井議員。

「室井議員」

えーと、簡潔に1点だけ。

私あの一、3月定例会でもお話しました。地域からですね、そういう子供の姿、子どもの声、聞こえなくなるってのは、すごく寂しいものなんです。本当に寂しいと思いますよ。

すごい若いお姉さんが、子供の手を引いて、ね、歩いている姿を見るとですね、本当我々ホッとしますよ。嬉しく思いますよ。

だから、色んな事これからあって、統廃合、統合される方の身になるとですね、寂しい思いしますから、そこは何とか行政的にですね、全てやれと言いませんけども、ね、元気、寂しくならないような工夫も、同時に考えてやるということが非常に大事だと思いますけど、そういう考え方がございますか。

(議長)

副町長。

「副町長」

はい。あの一今回、室井議員から一般質問を頂いて、初めて今、町長の方から現時点での町の考え方、方針を決めた訳ではございません。現時点での町の考え方を7月上旬頃を目途にまず示します。それが議会の全員協議会で。その上で当然、議員の皆さんからもご意見、ご質問有ると思いますんで。

更に保護者、地域に入っていきます。それらのまた意見も踏まえた中で、今、室井議員の、まあどういった、言わば子供姿があって、地域が色々と活気づくんだという部分の、仮に統合される部分の地域の意見はどうなのかということも当然、模索しながら、それを重ねながら、最終的には議会と決定して行きたいと、こういうふうに思っていますので。

あの一、度外視した話では当然ございません。一応それらは、連動した形で進めさせていただきます。以上です。はい。

(議長)

以上で、室井議員の一般質問を終わります。

以上で、今定例会で通告のありました一般質問は、全て終了致しました。

これで一般質問を終結致します。
えー３時半まで休憩致します。

休憩	15 : 19
再開	15 : 30

（議長）

休憩を閉じて再開致します。

日程第６、報告第１号、令和５年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書について
を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

（議長）

町長。

「町長」（提案理由）

報告第１号、令和５年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

令和６年度に繰り越して使用しようとする１７事業に係る予算について、別紙計算書のとおり繰り越したことから、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、これを報告するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、よろしくお願い申し上げます。

「財政課長」

財政課長。

（議長）

財政課長。

「財政課長」（補足説明）

それでは、議案、あ、失礼致しました。報告第１号について、補足説明をさせていただきます。議案書２ページ３ページの繰越計算書をご覧ください。

本件につきましては、自治法施行令により、歳出予算を翌年度に繰り越した時は、

翌年度の５月３１日までに繰越計算書を調整し、次の議会でこれを報告しなければならないものとされておりますことから、本定例会において報告するものです。

令和５年度一般会計予算の繰越明許費は、記載の１７事業で、繰越額の合計は３億９９１５万２千円となっています。

説明は以上です。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、報告第１号については、以上で終わります。

(議長)

日程第７、議案第１号、江差町再生可能エネルギー事業の推進と地域との共生に関する条例の制定についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

議案第１号、江差町再生可能エネルギー事業の推進と地域との共生に関する条例の制定についてでございます。

本町が持つ豊かな自然・社会環境と歴史的景観等と調和しながら、地球温暖化対策に向けて、地域の資源である再生可能エネルギーの導入を、町民の民意のもと、町、町民及び地域事業者が一体となり、持続可能な脱炭素化社会の実現に向けたまちづくりに寄与するため、本条例を制定するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

(総務課長)

総務課長。

(議長)

総務課長。

「総務課長」(補足説明)

それでは、補足説明させていただきます。

議案は6ページから10ページ、定例会資料は1の1ページから88ページとなっております。

昨年度、町では景観や自然、社会環境などと協和しながら、再生可能エネルギー事業を積極的に促進することを目的に、江差町再生可能エネルギーゾーニング検討委員会を立ち上げ、協議会を3回、陸上と洋上の専門部会を各2回開催し、本年2月に江差町再生可能エネルギーに係るゾーニング報告書として取りまとめ、去る5月29日に条例案と併せ、議会全員協議会にて説明させて頂いたところでございます。

本報告書では、ゾーニングの範囲を陸上については行政界、いわゆる江差町の区域内における風力発電と太陽光発電、洋上については、隣接町との境界、行政界が設定されていないことから、便宜的に共同漁業権区域を水深500mまで延長した区域内での風力発電を対象としております。

また、再エネ事業を実施する際に、留意すべき事項を環境配慮事項として整理し、ゾーニングエリアを地図に落とし込んだゾーニングマップとして区分けしております。

条例案では、これらの環境配慮事項やゾーニングマップ等を条例に位置付け、一体的に運用することで、町民の民意のもと、地域の景観や自然、社会環境への負荷を最小限に抑え、エネルギー供給地としての地位を確立し、持続可能な脱炭素社会の実現に向けたまちづくりを目指すこととしております。

資料の1ページに条例の概要を示しております。

第4条には、適応する事業として太陽光発電と風力発電を規定しております。

第5条には、町の責務、第6条には発電事業者の責務として関係法令や本条例、ゾーニングマップ、環境配慮事項等の遵守などを規定し、第7条には、町民の責務として、再エネ事業への理解を深める事などを規定しております。

第8条では、発電事業者から町に対する地域活性化に関する提案。

第9条から第12条には、ゾーニングエリアとして保全、不適、調整、促進の各エリアを規定しており、事業区域に含めてはならない保全エリアを除いた、不適、調整、促進の各エリアで事業を実施する場合には、環境配慮事項を適切に講じる旨を規定しております。

第13条から19条には、発電事業者に対して町民等への説明や協定の締結、事業

実施や工事着手、事業継承、維持管理、事業終了後の除却等に関する届け出、報告を規定し、これらに関連する様式については、別に条例施行規則として定められることとしております。

第20条では、町長から事業者に対する指導、助言、勧告、第21条には勧告に対して正当な理由がなく従わなかった場合の公表を規定しております。

第22条では、再エネ事業の実施と町の良好な自然、社会環境及び景観との調和に関する事項を協議することを目的とした、江差町再生可能エネルギー検討協議会を規定し、当協議会の組織及び運営に関する必要事項については、別に江差町再生可能エネルギー検討協議会設置規則として定める事としております。

附則の1で施行期日を交付の日とし、4では今後の動向を勘案し、条例の規定及びゾーニング報告書の検討を加え、検討結果に応じて所要の措置を講ずることを規定しているものでございます。

なお、本定例会の議案第4号にて、本検討協議会の運営に関する経費をゾーニングマップを江差町地球温暖化対策実行計画区域施策編に反映させるため、ゼロボン、あ、失礼しました、ゼロカーボン推進事業として補正予算を提出することを申し添え説明とさせていただきます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(小野寺議員)

はい、議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

ちょっと時間ありませんので、1点、何点か用意はしてたんですが、1点確認させて貰います。

えっと条例の22条、ページで言うと11ページ。先程も説明はありましたが、協議会の設置についてちょっと確認したいんですが。

これすごく私、大事な協議会だと思っているんです。えー、事業者が、まっ色々、検討して配慮事項等々の検討し、えーまっ、関係者とも相談し、また色々、えー何か内容について協議したとか、こんな問題があったとか、ま、そういうことについて、えー色々、関わって来るのかなと思うんですが、ちょっと確認したいんですが、この第22条の協議会で、例えば、第20条の町長の指導、助言、勧告について、事前に

例えば協議会で話題といいますか、こういう事を町長というか町として指導、助言、勧告したいんだということが協議会で議題になるということは想定されているのが1点。

それからもう一つ。んー事業者が、えー配慮事項等でこんな問題があった、こういうことで、えー町民と色々、中々難しい関係機関とこうなっているんだということを例えば、この協議会の中で、事業者がどのようなやり取りを関係者とやって、結果的にどういうふうになろうとしているのか、とかって言うようなことも、協議会の中で協議するということもあり得るのか。

要は、一番問題になっているのは、この間、えーゾーニングの中でもありましたが、色んな配慮項目が出ております。

そして、そのことについて、関係機関等々とも協議しなきゃなんないんですが、それが、目に見えた形で明らかになるのか、相談されるのか、そういう協議会なのかということを知りたいんです。

そのためにもですね、えっと、この22条の3項で、協議会に必要な事項は町長が別に定めるものとする。

この別に定めるものは今、何を想定してもう既に用意してるのか、えー、本当にこれからまだまだ色んな事がしっかりと明示されないと、事業者と、それから町長の指導、助言、勧告だとか、色んな機関との相談だとかっていうことをきちっと、整理整頓するのはこれだけじゃとっても足りないんじゃないのかなっていう気するんですね。

ま、その点今、どういうふうに考えていらっしゃるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

「総務課長」

総務課長。

（議長）

総務課長。

「総務課長」

えー、只今のご質問にお答えを致します。

一番最後の別に定めるという内容についてでございますが、こちらにつきましては、えー江差町再生可能エネルギー検討協議会設置規則という形で、別に規則化を想定してございます。

えー続いて、1問目、2問目の質問の内容でございますけども、一つ目につきましては、町長の指導、助言、勧告等に関する協議というのは事前になされるのかという内容でございますが、私共、今想定しております協議会の協議事項の中に、今ご質問

の内容を想定してございます。

協議会として協議する事項の一つとして、第20条に規定する指導、助言及び勧告の内容ということを明記したいと考えてございます。

2点目。事業に関する内容に関する部分ですが、こちらにつきましても、再エネ事業の実施内容という大きな括りではございますが、具体的にどのような内容で、今、事業が進められようとしているのか、進捗状況がどの様になって行くのかという部分に関する内容につきましても、協議事項ということで、位置づけをさせて頂きたいと考えてございます。

以上です。

「小野寺議員」

はい。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

明確な答弁ありがとうございます。

それで、その前提ですが、協議会の委員というのは、今どのように考えてらっしゃるのか。

これ、私本当にね、江差町に沢山のこういう協議会とか検討会とかありますけれども、なんと質問したらいいのか私も言葉選んでしまうんですが、やはり、より、より、的確な望ましい、相応しい、人達を入れないと、ちょっと大変だと思うんですよ。

事業者とね、対を張ってやるとすれば、いや勿論、地域のまあ素朴な感情から意見言う人も必要です。

しかし、しっかりと専門的な立場で意見を言うという人も、場合によっては外部からですね、あの必要だと思うんですよ。

ですから、その点、どのように考えてらっしゃるのか、最後にお聞きしたいと思います。

「総務課長」

総務課長。

(議長)

総務課長。

「総務課長」

協議会の委員構成に関するご質問にお答えさせていただきます。

こちらにつきましても、協議会の設置規則の中で、構成を位置付けしたいと考えておりまして、まず1つには学識経験を有する方、2つ目に産業関係団体に属する方、3つ目に地域住民、そして4つ目にその他ということで想定してございまして、イメージとしますとゾーニングを検討した際のような、そういう委員構成に出来ればなというふうに想定してございます。

以上です。

(議長)

よろしいですか。

(室井議員)

議長

(議長)

室井議員。

(議長)

室井議員。

「室井議員」

えーと、総務課長。

あのー3月定例会でですね、私あのー再生エネルギーを活用して特に、洋上風力を活用してですね、地域振興図るべきという提案してます。質問しました。

これ本当に、町長ね、議事録読んで下さい。しっかり。町長、もの凄い、いいね、答弁してるんですよ。答弁。

これあのー、これからね、まだ決まらないからとか、んじゃないくて、今、江差町として、こういうものを要望しようというものをね、やっぱり、しっかり、固めて、それから事業者と渡り合っていく必要があると思います。

皆さんだけでね、ね、あれだったら、議会だってね、いいもの全員ですよ、揃って応援しますよ。江差町のために、こういうもの必要、本当に町長はね、前も言ったけど、私も10年掛かって初めてこんな良い答弁したよ。無いよ、今までね、木の木っ端で鼻かんだえんた答弁しかしてねえんだ。はっきり。

でも、今回いい答弁してるから、これを読んでね、負けないで、こういう事やろうと、要望しよう、これ競争ですよ。函館、せたな、江差、競争ですよ。

そのことしっかりね、肝に銘じて対応して貰いたいと思いますけど、決意の程。

「総務課長」

総務課長。

(議長)

総務課長。

「総務課長」

えー、只今のご質問にお答えさせていただきます。

3月定例会の答弁内容としますと、今回特に、洋上風力発電を通じて、この地域にどのような効果をもたらすのかというような視点での答弁をさせて頂いております。

その1つに、基地港湾の保管港として機能させる港湾機能の充実。更には、地域の産業、これを興して行く、そして人を増やして行く、というような内容の趣旨をさせて頂いているかと思えます。

今回、この条例案を提出させて頂いた中には、事業者からの提案というものを位置付けをさせて頂いております。その具体的な様式については、規則と定める事としてございますが、具体的に、いつ、誰がやるんだ、と言う様なところも求めて行きたいというふうに考えてございます。

今、先程ご質問頂きました内容、更には議会の皆様にもご協力頂きながら、この事業を通じて、この地域を発展させて行くというような視点での取り組みをさせて頂きたいと思いますので宜しくお願い致します。

(議長)

室井議員

「室井議員」

産業振興課長来てるかな、今日。あ、来てたね。あー居たんだね(笑)。こっちの方からよく見えでっけども。

えーとですね、課長覚えておいてね。金曜日、ね、皆さん知っているかもしれないけど、あの一産業振興課長も知ってるかもしれないけど、私のところに東京からお客さん来ました。ね、この、今のこの事業だけじゃないんですよ。再生エネルギーを活用すると、農業振興にも物凄いね補助制度がありますよ。

課長、ちょっとあとで私、資料あげます。貰いました。

そして現に、江差で、やりたいんだと。この風車やる事業じゃないよ。それに絡んでやって行きたいっていう、こういう話はね有るんです。

これは、これから出ますから、常に耳をね、大きく広げて、ね、そういう情報を得る。そして、多少忙しくても我慢して調べて、向かって行く。中にはね、失敗するこ

ともあるかもしれない。でも、それで負けたら駄目だ。挫けないでやって行く、前向きにやって行く、そういう気持ちをこれから持って行きたいと思いますけど、答弁を求めたいと思います。固い決意を求めたいと思います。

「産業振興課長」

産業振興課長。

(議長)

産業振興課長。

「産業振興課長」

えー、室井議員のご質問にお答えをします。

先程、あの一総務課長の方も、えーご答弁致しましたが、えーこの事業を通じながら、地域発展に繋げて行きたいということは、我々も、あの一産業振興課としても同じ思いを持ってますんで、えー色々とそれぞれ情報収集に努めながら、えー地域発展に繋げて参りたいと思いますんでよろしくお願いします。

(議長)

室井議員。あ、室井議員じゃない、飯田議員

「飯田議員」

えー只今の室井議員と若干質問かぶります。

ま、あの一只今条例が承認されますと、この風力発電1本、2本を追記する訳であります。

先の全員協議会においても、町長の地産地消エネルギーについて、質問致しまして、町長もそれは、新聞記事は訂正して積極的に進めて行きたいという決意を頂きました。

今日、一般質問でも、一部触れましたけれども、正にこの石狩沖と檜山沖は、これもう正に再生可能エネルギーの宝庫といっても過言でないと思います。

えー先に、えー道の方がそういう要請、保守員の養成施設を道の方に誘致するという報道もありましたし、今から早速ですね、早くも、道なり国の方に情報収集を動いてですね、江差は檜山の中でもやっぱり港湾という最大の武器が有る訳ですから、早く動いて、ただ町単独でなくて、勿論、近隣町と連携を取りながらですね、もう最高のやっぱり新事業なり、雇用を増大するチャンスですから、町長の力強い決意をお願いしたいと思います。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

えー産業に、このエネルギーの推進を産業に活かすべきだというご質問は、前回の全員協議会の中でも飯田議員からは、ご指摘をして頂いているところでございます。

えー想いは同じくしているところで、正にですね、江差町としての姿勢をですね、この条例の制定によって、町内外に示すことが出来るんだらうというふうに思います。

それは勿論、洋上風力も含めて、えー陸上も含めてですけれども、町として、再生可能エネルギーを推進して行くんだと、そして、それをしっかり活用して行くんだということをですね、私自身も各場面でトップセールスをして行きたいなというふうに思っています。

飯田議員ご指摘のとおり、港湾を持つ強みというものを今以上に活かして行く、そして、江差の産業に如何にして繋げて行くのか、このことが今後の私に課せられた大きな責務だというふうに認識しております。

是非、あの飯田議員ご指摘も踏まえて、今後のエネルギー政策、特に、地域での活用というところにしっかり力を注いで参りたいと思いますので、ご理解頂きたいと思います。

(議長)

他に質疑希望ありませんので、質疑を終結します。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第1号、江差町再生可能エネルギー事業の推進と地域との共生に関する条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第 1 号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第 8、議案第 2 号、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」 (提案理由)

議案第 2 号、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

児童福祉施設の設置及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令に伴い、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当参事より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

「町民福祉課参事」

町民福祉課参事。

(議長)

町民福祉課参事。

「町民福祉課参事」

議案第 2 号につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書は 11 ページ、資料につきましては 89 ページからの新旧対照表をご覧ください。

本改正につきましては、国の児童福祉施設の設置及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令に伴いまして、対応する町の条例の一部を改正するものでございます。

府令により、小規模保育所、A 型、B 型及び事業所内保育事業所における満 3 歳以上の児童に係る保育士、保育従事者の配置基準が見直される事による所要の改正を行

うものございまして、満３歳以上、満４歳に満たない児童につきましては、従前は概ね２０人につき１人、満４歳以上の児童につきましては、概ね３０人につき１人としていたものを、それぞれ１５人につき１人、２５人につき１人と改正するものでございます。

併せて附則で経過措置を設け、当分の間、従前の例によるものがございます。以上が改正の内容となっておりますので、ご審議方宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。
お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第２号、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第２号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第９、議案第３号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

議案第3号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方税法施行令等の一部改正、保険税率の改正に伴い、江差町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

税務課長

「税務課長」

えっと、それでは議案第3号について補足説明をさせていただきます。

えー議案書は13ページから15ページ、資料については91ページから107ページの資料3となります。

まず始めに、今年度の国保税率の改定でございます。

内容については、資料の95ページから97ページになりますが、国保税率に関しましては、北海道から示された令和6年度の当町の国民事業、あつ国保事業費納付金額に各種保険事業経費や国、道の交付金による収支を調整し、残りの額である必要保険税額に対しましては、世帯数、被保険者数、所得状況等を換算して算定を行っているものでございます。

また、令和6年度より北海道への納付金の激変緩和措置の終了などにより、95ページ、上段に記載しております令和6年度国民健康保険事業納付金は、前年対比で469万4,851円の増となり、必要保険税額も420万9,962円増加することから、急激な保険税額の増額の負担軽減を図るため、基金より医療分に700万、介護分に50万、合計250万円を補填し、令和6年度の税率を算定したところでございます。

資料96ページをご覧ください。資料中段に記載しておりますが、合計税率は所得割が12.34%で0.22%の増、均等割りが4万2,200円で2,700円の増、平等割りが3万9,200円で700円の増となりまして、先程、ご説明申し上げた通り基金の補填で税額を抑えておりますが、保険税を支える国保世帯数、被保険者数の減少に伴いまして、昨年度と比較し、殆どの世帯で保険税が増額になるところでございます。

次に、資料 97 ページの 4、地方税法施行令の改正に移ります。

改正の内容につきましては、(1) の記載の通り、後期高齢者支援金分の、あつ支援金の賦課限度額が 2 万円引き上げられ、24 万円となるものとございます。

また、同じく施行令改正に伴いまして、(2) に記載の通り、えー減額措置にかかる軽減措置の基準額が引き上げられ、5 割軽減基準額で現行 29 万円の基準額が、29 万 5 千円。2 割軽減基準額で現行 53 万 5 千円の基準額が 54 万 5 千円となるものとございます。

次に未就学児の均等割額に係る軽減措置額の改正につきましては、この度の税率改正に伴いまして、5 の表に記載の通り、軽減措置額を改正するものとございます。

なお、改正条例につきましては、交付の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとしております。

以上が、一部改正の内容となっておりますので、ご審議方宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第 3 号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第 3 号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第10、議案第4号、令和6年度江差町一般会計補正予算(第5号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

議案第4号、江差町一般会計、失礼しました。令和6年度江差町一般会計補正予算(第5号)についてでございます。

今回の補正につきましては、行政情報化・電子自治体推進事業のほか、一般事業における追加補正など、13の事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,697万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億2,323万2千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」

それでは、議案4号について、補足説明させていただきます。議案書19ページの補正予算構成表をご覧ください。

はじめに、行政情報化・電子自治体推進事業です。

本事業は、自治体中間サーバーを共同化・集約化した自治体中間サーバー・プラットフォームを提供している地方公共団体情報システム機構・ジェイリスに対する負担金に係るもので、具体的には、マイナンバー等の特定個人情報行政機関同士で安全に通信できるよう国が設置する情報提供ネットワークシステムと、地方公共団体の各業務システム間で特定個人情報の連携を仲介するために必要な中間サーバーを整備するものです。

中間サーバーのハードウェア整備主体は町となっており、現行システムから次期システムへ移行するための経費をジェイリスに拠出します。補正額は、261万9千円。財源は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金です。

次に、人事給与システム改修・会計年度任用職員勤勉手当です。

昨年度に、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和6年度からパートタイムの会計年度任用職員に勤勉手当を支給することが可能となったことに伴い、対象となる職員に勤勉手当を適切に支給する必要があるため、現在の給与システムを改修するものです。補正額は、57万2千円です。

次に、伝統文化のまちづくり共創型空港アクセス改善事業です。資料4も併せてご覧ください。

檜山南部と函館空港との公共交通アクセスは、バスの乗り入れが必要であり、3時間強と非常に長い移動時間が課題の一つとなっているところ、観光客や帰省客の公共交通需要の開拓と利用促進を図るため、夏期のイベント開催時期や年末年始の帰省時期において、函館空港から江差・厚沢部・上ノ国の3町へ直行する乗合タクシー、仮称かもめ号の実証運行事業に参画するものです。

函館タクシー株式会社を実施主体とし、当該檜山南部3町と、檜山振興局及び北海道エアポート株式会社を共創パートナーとして、函館空港アクセス改善プラットフォームを構成し、事業を実施するもので、実施主体である函館タクシー株式会社に対する負担金のほか、アンケート調査費等を措置します。補正額は、106万円。全額一般財源です。

次に、個人住民税定額減税を補足する給付金に係る総合行政システム改修委託業務です。

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年度税制改正の大綱によって、令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されることになりましたが、定額減税を控除しきれない方に対して、差額を給付する必要があることから、対象者の抽出及び給付額を算定するために総合行政システムを改修します。

給付金については、8月以降の給付を予定しており、金額が固まり次第、専決処分、或いは予算補正をお願いします。補正額は、88万7千円。財源は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金です。

次に、令和6年度低所得者世帯価格高騰支援給付金事業です。

デフレ完全脱却のための総合経済対策として、物価高騰による家計への影響を踏まえ、令和6年度個人住民税が新たに非課税となった世帯、又は住民税均等割のみ課税となった世帯に対し、1世帯あたり10万円を給付します。また、対象世帯のうち18歳以下の児童を扶養している世帯に対して、児童1人当たり5万円のこども加算を給付します。

今回の補正は、給付に先立ち、対象者の抽出及び給付金振込データを作成するため

のシステム改修を実施するものです。

給付金については、本年8月以降の給付を予定しており、金額が固まり次第、専決処分、或いは予算補正をお願いします。補正額は、97万3千円。財源は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金です。

次に、総合行政システム改修・児童手当の異次元の少子化対策です。

本事業は、令和5年12月22日に閣議決定されたこども未来戦略に基づく、令和6年度の児童手当の抜本的拡充に関するもので、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化するべく、所得制限を撤廃し、支給期間を高校生年代まで延長するとともに、第3子以降の支給額を月3万円とするなどの見直しがなされたことに伴い、本12月支給分から対応出来るよう、総合行政システムを改修するものです。補正額は、120万2千円。財源は、子ども・子育て支援事業費補助金です。

次に、保育所広域入所です。

広域入所とは、児童の居住地以外の市区町村の保育施設の入所を希望する場合に、市区町村間で調整を行うことで、希望する保育施設の利用が可能となる制度で、今回は、保護者の勤務地の都合によって、上ノ国町立上ノ国保育所へ入所を希望された児童の保育に係る、当町が上ノ国町に対して支払う委託料を措置するものです。補正額は、139万4千円。全額一般財源です。

次に、ゼロカーボン推進業務です。資料1下段もあわせてご覧ください。

本業務は、議案第1号で議決頂きました江差町再生可能エネルギー事業の推進と地域との共生に関する条例第22条に規定する江差町再生可能エネルギー検討協議会の設置・運営経費、及び再エネゾーニングマップを反映する江差町地域温暖化対策実行計画・区域施策編の更新等に係る業務委託費を措置するものです。補正額は、547万4千円。全額一般財源です。

次に、経営所得安定対策等推進事業です。

販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るため、水田活用の直接支払交付金の手続き等に必要な経費を措置するもので、江差町地域農業再生計画を実施主体とする間接補助事業です。補正額は、82万2千円。全額道支出金です。

次に、海洋体験充実事業です。資料5をご覧ください。

去る5月29日開会の第3回臨時会で行政報告致しました株式会社アイビック様からの企業版ふるさと納税を活用する事業で、寄附意向に基づき、北海道江差観光みらい機構の基盤確立を図るべく、マリンフェスタ等の海洋体験イベントを充実するための備品等を整備するものです。みらい機構への補助事業として実施します。補正額は、100万円。財源は、当該寄附金の全額です。

次に、小学校図書整備と中学校図書整備を関連がございましたので、あわせて説明致します。

本事業につきましても、第3回臨時会で行政報告したのですが、町内の有限会社オオフル建築設計事務所様からの御寄附を活用する事業で、寄附意向に基づき、学校図書を充実させるため、町立小・中学校5校の図書購入費について、各校2万円ずつ増額します。補正額は、10万円。財源は、当該寄附金の全額です。

最後に、芸術鑑賞事業・音楽の遊園地です。資料6をご覧ください。

日本のクラシック界を支える至宝とも言えるメンバーを要する株式会社ハナミズキ音楽事務所による、聞いて、踊って、みんなで楽しめる、幼児から入場できる親子で楽しむコンサートを実施するものです。文化会館大ホールを遊園地に見たてて、幅広い年代が、音楽と戯れ・音楽と遊び・音楽に出逢える機会を創出します。

また、圧倒的な演奏技術で、豊富な経験を持ったハナミズキのプレイヤーによる一般向けコンサートも、日にちを分けて実施致します。公演月日は、本年11月12日火曜日、翌13日水曜日。両コンサートとも入場料は無料です。

補正額は、87万6千円。全額一般財源として措置しておりますが、北海道公立学校職員互助会の助成事業として実施するものであり、20万円程度の助成金を見込んでおります。助成金額が確定次第、別途財源更正をさせていただきます。

以上、13事業の補正額の合計は、1,697万9千円となりました。財源内訳は記載のとおりです。

これで補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第4号、令和6年度江差町一般会計補正予算(第5号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第11、議案第6号、令和6年度江差町一般会計補正予算(第6号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

議案第6号、令和6年度江差町一般会計補正予算(第6号)についてでございます。

今回の補正につきましては、江差町地域公共交通活性化協議会負担金事業のほか、一般事業における追加補正など、3事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,596万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ62億4,920万円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」

それでは、議案第6号について、補足説明させていただきます。

議案書その2、3ページの補正予算構成表をご覧ください。

関連がございますので、江差町地域公共交通活性化協議会負担金事業と江差マース事業を一括して説明させていただきます。追加資料9をご覧ください。

本事業は、昨年度に策定した江差町地域公共交通計画の推進を図る、江差町地域公

公共交通活性化協議会に対する運営経費を増額するもので、具体的には、過去３年間の実証実験を踏まえ、今年８月１日より本格運行を開始する江差マースに係る経費です。

２事業で構成されている理由は、自主財源を持たない協議会に対し、江差マース全体の経費を一度負担金として支出した上で、契約実務上、町が実施主体となる運行業務については、協議会から補助を受けて事業を進める方法となるためです。

補正額は、協議会負担金事業が１，５１６万９千円、江差マース事業が７８８万９千円です。財源につきまして、負担金事業は、全額一般財源としておりますが、協議会では国土交通省、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の活用を見込んでおり、事業費が確定した後、協議会負担金の残額と合せて、町へ戻入されることとなっております。

また江差マース事業の財源は、雑入として協議会からの補助となっております。

次に、コミュニティプラザえさし自動火災報知設備整備です。追加資料１０も合わせてご覧ください。

去る６月６日、供用開始しましたコミュニティプラザえさしにつきまして、消防法上の用途変更等により、消防用設備の見直しが必要となりましたことに伴い、自動火災報知設備を追加するものです。

また、同設備の追加による保守点検費用の不足額を補います。補正額は、２９１万円。全額一般財源です。

以上、追加補正３事業の補正額の合計は、２，５９６万８千円となりました。財源内訳は記載のとおりです。

私からの補足説明は以上となります。ご審議の程よろしくお願い致します。

「まちづくり推進課長」

まちづくり推進課長。

（議長）

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

私の方から、コミュニティプラザえさし自動火災報知設備整備について、補足説明をさせていただきます。

追加でお配りしました、資料の、資料ナンバー２の、３ページから５ページ、資料１０にコミュニティプラザえさし自動火災報知設備整備の概要と、追加整備に係る経過の資料を付けさせていただきました。付けさせて頂いておりますので、併せてご覧頂ければと思います。

この件につきましては、６月４日に開催されました全員協議会の場におきまして説明をさせていただきましたが、追加資料の４ページから５ページにかけて、経過を時系列

で整理させて頂きました。

主なポイントについて、説明をさせていただきますと、令和4年11月30日、基本設計の完了時点では、基本設計図には自動火災報知設備に関する記述がございますが、令和5年2月15日の内容の通り、実施設計の段階で建築基準法上は集会施設ではありますが、小規模であるため、集会場には該当しない、町民センターとして進めることを振興局の建設指導課にも確認し、進めてきた状況でございます。

実施設計段階における江差町と江差消防署とのやり取りについてですが、令和5年2月17日に江差町の建設水道課から実施設計が開始になった事の連絡と基本設計段階の図面の提供を行っております。

設計業者と江差消防署とのやり取りについてですが、資料には記載をしておりませんが、設計業者からの聞き取りでは、令和5年4月頃に設計業者から江差消防署へ自動火災報知機の必要性の有無及び厨房ガス機器設置に関する質疑を電話連絡で行ったとの説明を受けております。

しかしながら、設計業者においても、この電話連絡についての記録は残っておらず、江差消防署においても記録は残されておらず、事実関係の確認は取れておりません。

令和5年6月9日に実施設計業務は完了しておりますが、実施設計図面には、自動火災報知設備に関する記載はございません。

7月26日付で江差消防署におきまして、民間の指定確認検査機関からの建築基準法に基づく同意申請書を受理し、同日付で同意書を通知しております。

一方で、江差消防署におきましては、8月3日付けでエコーを集会場に該当するものとして必要な消防用設備について記載をした通知書を江差町に対して発出しております。

確認申請について、江差消防署の同意があったこと、又、8月16日に確認済み証の交付があったことから、江差消防署からの通知について、まちづくり推進課内及び関係課において情報共有を適切に行わないまま、消防法上の取り扱いにおいて、集会場には該当しないと判断し、建設上進めてきたところでございます。

令和6年5月24日に別用務でエコーを訪れた消防職員が、自動火災報知設備などが設置されていないことを確認し、江差町の担当者に連絡がありました。

これを受けまして、発注業務を所管致します、まちづくり推進課、設計などの技術的支援をお願いしている建設水道課、江差消防署において、これまでの経過を改めて整理をしながら、対応について協議を行ったところでございます。

協議を踏まえまして、5月31日付けで、建築確認申請に基づく町民センターの用途で江差消防署に対し、防火対象物使用開始届出書を提出し、同日付で使用開始検査済み証の交付を受けたところですが、小規模施設ではあるものの、不特定多数の方が利用する施設であることに鑑み、江差消防署の見解も踏まえまして、町民センターから集会場への変更の届出を行ったところです。

これに伴いまして、自動火災報知設備や避難はしごなどの設置が必要となりますが、

江差消防署からの指示を仰ぎながら、それまでの間の措置と致しまして、6月5日に連動式火災警報器や二連はしごの設置、あるいは、避難訓練の実施など必要な措置をとった上で、6月6日エコーのオープンに至ったものでございます。

今回、予算補正をお願いしている内容につきましては、追加資料の3ページに記載をしております。

自動火災報知設備の設置工事及び自動火災報知設備設置に伴う消防設備点検に係る委託料の増額をお願いするものでございます。

自動火災報知設備に関しましては、1階に熱感知器32か所、煙感知器1か所の計33か所。2階に熱感知器7か所、煙感知器2か所の計9か所。全体で42か所に機器を設置致します。

また、事務室内に受信機を設置する内容でございまして、設置箇所につきましては、資料に記載の通りですが、江差消防署とも協議を行ったうえで、整理をしているものでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議方、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(室井議員)

議長。

(議長)

室井議員。

「室井議員」

えー本当は、したくないんだけどね、あの一これをね、放置してるとね、江差町がね、軽蔑される。

ね、皆さんがどうこうって言うんじゃない。いいですか。

まず一つ言います。

この自動火災報知機、ね、保守点検3万除く288万ですよ、今回補正で上がっているの。これ当初から申請してると、まず二分の一はね、補助金で貰えますよね。これ900の半分くらいで済みますよね。大雑把に言ってそうですよね。あの一今までの答弁から見て行くと。

そうするとですね、一般会計から、まあ、150万近くが支出。勿体ない。本当に無駄な支出だと思いますよ。これをまず、どうね、総括するのか、これが第1点。

それと、このコンサルタント。これ今回のね、設計管理、実施設計含めて、これ2

千なんぼですかこれ。相当の金額なんだよね。あっ2, 600万くらいですよ。令和5年度の。そうですよね。間違いないですね。

して、令和4年の2, 666万、これ支払ってますよね。これ全部でいくらになるんですか。5千万も5千何百万も払ってるでないですか。このコンサルに。

ここに何もね。何も、ただ、あっそうですかで終わったんですか。何も責任ね、お金がどうこうって言いませんよ。一つ、けじめとして然るべきじゃないですか。

このコンサル、相当、江差町のあそこに絡んで、相当なコンサル料を貰ってますよ。まだ入ってますよ。こういう事を許していいんでしょうか。

きちっとね、お金どうこうって言わないけども、町として、ちゃんとした対応を図るべきだと私は思うんですが如何ですか。

「まちづくり推進課長」

まちづくり推進課長。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

室井議員からのご質問にご答弁申し上げます。

まず、今回の消防用設備に関する経費288万の部分で、もし、令和5年度に一体として工事を行った場合には、国庫補助の対象になったのではないかとということでございます。

えー令和5年度にですね、デジタル田園都市国家構想交付金、地方創生拠点整備タイプの交付決定を受けて実施しております。えー当然、えーこちらの中で、もし、その事業が組み込まれていれば、その部分も補助対象になったというふうに理解しておりますので、えーその部分については、担当課としても、おー申し訳無いというふうに思っております。

2点目、えーコンサルの部分でございます。コンサルの部分では、あー実施設計の段階で、集会所に該当しないという判断で実施設計がなされておまして、まっ発注する江差町の場合、江差町役場の方でも同じような判断のまま、進めてしまったというところでございます。

先般、コンサルの方とも色々協議させて頂きました。えー先程の経過の説明の中でもございましたが、えー消防署の方に確認をしたというふうな説明を受けておりますが、その記録も残っていないという状況でございます。えーその分については当然、えー仕事を進めるに当たっては、あー記録を残す等々ですね、当然の事として、行うべき事は、怠っていたというふうに考えております。

そういった部分で、コンサルの方にもですね、えーそこに落ち度はあることについて

ては、あの一お伝えはしております、その点につきましては、コンサルの側でも十分理解はしているというふうに理解しております。

私の方からは、以上でございます。

(議長)

副町長

「副町長」

えーと、2問目の方だけ、私から噛み砕いて、ご答弁申し上げます。

えーこのまゝ資料を見ても、分かる通り、本来であれば、このコンサルの事業者が設計段階で、建築基準法だけではなくて、消防法上の事も含めて、きちっと調査をして設計業務を組む、これが当たり前だろうというふうに私も思っております。

ただし、この途中で言えば、8月3日の時点で、消防から役場の方に通知がなされたものが、ま、前回の全員協議会でも報告説明した通り、決裁合議等がなされていないという、発注者の責任もここに負われる訳です。

今日、本会議場でこの補正をご提案申し上げて、そして今現在ま、室井議員から質問と、まゝ忠告も含めて頂いた訳でございますので、その御意見は、あー私、まゝ副町長の立場でも、十分対しながら、今この場で、えー、あーだ、こーだっていう形での断言についての答弁はちょっと控えさせていただきます。

いずれにしても、気持ちも十分に分かりますし、そのことをあの、私の段階でまゝ、はっきり申し上げる部分出来ませんけども、十分、意を、あの汲んでおきます。はい。

(議長)

室井議員。

「室井議員」

あのね、課長、課長はね、あのこの仕事途中からこうやって資料作った、今の答弁はね、私は、それで課長の段階の答弁は、それでいいと思います。

ただね、副町長、これそんなにけじめ付けられないんですか。今までいくら払っているんですか、これずっと。ここ何年。この位の事にね、やっぱりね、呼び付けてね、厳しくね、注意する、ペナルティーを与えるべきでないですか。結論言えば。

なんであとで考えなきゃないんですか。誰が常識的に考えたっておかしいっていうんでないんですか。

もう一度、答弁願いたいと思います。町長、もしあれだったら町長答弁して下さい。

(議長)

副町長。

「副町長」

はい。あの一、決してあの議会で今日、室井議員から、まあ言われたんでって言うことを、まあ、それはそれとして対しますけども、これだけ本当に大きな、やっと出来たハード事業をですね、入り口の段階でご迷惑掛けたことに深く私も反省しております。

えー事業者には、早々に、今言った私の答弁内容を踏まえて、注意は最低限与えたいとこのように思います。

以上です。

（議長）

飯田議員。

「飯田議員」

えー只今の説明を受けまして、工期が2カ月という事でございます。と申しますと、まあ完成は、まあ当然、完成は8月の下旬になるということですけど。

なんでこういう質問を致しますかという、まあ、オープン以来大体まあ、10日くらい過ぎた訳ですけども、大変、こう小中学生の子供さんが多く集まって、まあ活発に活用されております。

ただあの施設はですね、あの一、飲酒、お酒の持ち込みが可能という建物でございまして、その中に、2階に子供さん達のフリースペースが有ると言う訳でございまして、ま、その辺のところは、子供さん達の、お一小中学生の自主性に任せるとして、あまり細い規制はしない方がいいと思いますけれども。

やはりですね、ただあの場所はですね、姥神大神宮渡御祭については、あの辺がねえ大変混雑する。勿論、あの場所へは、大体7時から8時、殆どの方が飲酒をして、あの場所に集まるという、そういう場所なもんですから、ま、その辺だけが私、懸念材料としてあるんですよ。

まあ、今日ここで恐らく承認になるんですよ、火災報知機はね。

工期はですね、出来るだけお祭りまでに済ませるようにして、きちんとした体制で祭りを迎える。

そのことが子供達の安全にも繋がりますんで、是非ですね、そういう配慮をすべきだと思いますが、担当課いかがでしょうか。

「まちづくり推進課長」

まちづくり推進課長。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

えー飯田議員からのご質問にご答弁申し上げます。

えーまあ、工期が約2か月ということで、えーつとまあ、単純に言いますと、お祭りの時期までには間に合わないのかなというふうに思っております。

で、懸念される、うーまあ、お祭り時期の飲食、まあお酒だとか入った状態で、まあ利用される方も有るっというふうに思います。

で、えーその分につきましては、職員の配置なども含めまして、えートラブルなどが無いようにですね、配慮はして参りたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

(議長)

田畑議員

「田畑議員」

えー同僚議員が色んなことを言ってましたんで、私は、このマクロ的な話をしたいと思いますんで。

えー何故、あの、この、280いくら、お金、何故補正を組んだのか、私は理解出来ないんです。当然、ゆう、納税者にも大きな負担が掛かります。えー納税者は、全く責任無いと思います。

この事業で、何だかこの、ばふらっとした感じがしてまして、時系列的な事は、課長説明した、しましたけれども、責任の所在が何かこうハッキリしません。

私は一般質問でも言いましたが、ガバナンスがなってないと言った、言いました。

ですから、あのー私は、担当者、当然責任者ですから、照井町長と消防署長は、私は懲戒処分に値すると思っておりますので、そのことをここには申し上げたい。

ただ、この手続きが僕は分かりません。議長が言って貰えるのか、何かあの会議持つのか分かりませんが、えーまずこれを、あのー質問をさせていただきます。

私は、あの早急に、懲罰、懲戒処分の、えー事を進めて頂きたいと思っております。

(議長)

暫時休憩致します。

休憩 16 : 32

再開 16 : 33

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

町長。

「町長」

えー質問のご趣旨は、私と消防署の濱野署長の処分だということ、懲戒処分だということですけども、そもそも私には懲戒処分はございません。

懲戒処分というものは無くてですね、条例で私の給与を削減するとか、そういうような提案の仕方しか無くてですね、懲戒処分私が、えー減給何か月、何パーセントとか、或いはですね、えー出勤停止とか、そういうような懲戒処分は町長はすることが出来ませんので、私の責任の取り方というのは、この議会に減額、給与を減額するというような条例を提案することかなというふうに思ってます。

もう一方の消防署長ですけども、組織が違います。

組織は檜山広域行政組合消防本部の中にある、江差消防署という所に位置付けが有りまして、そういった議論の中では、あー本来的には、えー行政く、えー檜山広域行政組合の議会で、議論されるべき事かなというふうに思っております。

えー先程、副町長、或いはは担当課長からも説明もしましたが、それぞれの場面でそれぞれの責任が有るというふうに我々も痛感しています。

それは、事業者も、設計を行った事業者、そして、江差町、消防署それぞれがそれぞれの立場でしっかりやるべきことをやっていれば防げたミスだったというふうに思っております、私自身も責任を感じているところでございます。

以上でございますので、ご理解頂ければなと思っております。

「田畑議員」

議長。

(議長)

田畑議員。

「田畑議員」

えーあの一3月の時点の段階で、3億4千いくらですか。この、このコミュニティプラザの事業費。ま、ほぼ困窮したと思っているんですが、町民も当然、これは全て、もう、あの一計画通り行っていると思っています。

当然、中の設備を含めて、きっちと、あの一完結したと思ってはいますが、急に降って湧いたようなこんな事業、あの一手続きの不備というか、これはあくまでも、これは、もう本当に管理者の、私はミステイクだと思っています。

それを、やはりしっかりとですね、責任を取って、何も罪の無い有権者の納税者の

お金は使わせることは出来ません。断固反対します。

ですから、先程言ったようなシステムは分かりませんが、懲戒の処分に値すると思っています。

「西海谷議員」

質問じゃねーぞ

(議長)

質問じゃないですよ、今のね。

「打越議員」

議長。このまましゃべってもね、言った言わない、ね、あーだこーだいったって埒が明かないしょ。ここは1点だけ聞いて、

(議長)

はい。

(議長)

はい、えー町長。

「町長」

えー先程、ご答弁申し上げたつもりですがけれども、田畑議員が要求されております懲戒処分というのは、今この場で出来ないというのを答弁させて頂いたつもりでございます。

繰り返しご答弁申し上げますけれども、私自身に懲戒という、まっ、ものは出来ません。

それは、あー、何度も、いやーちょっと何度も町長として責任を取るというところで、私とか副町長が減給をする、給与を減給するという条例案を提案させて頂いて、何度か可決して頂いております。

もう一方の、おー消防署長のお話は、先程申し上げた通り、檜山広域行政組合消防本部、えー江差消防署の組織にありますので、それは、管轄がここの場の議会では無くて、基本的には檜山広域行政組合の議会の方で議論されるべき事案だというふうに、私は考えています。

そのシステムがどうであるのかということ自体はですね、是非、議員として、住民の代表として議会に出席されている田畑議員がお調べになって、手続きをして頂いて、我々に対して、提案をして頂くということが必要ではないかなというふうに思いますので、ご理解頂ければなと思います。

(議長)

よろしいですね。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

えー、これ議員全体会議の時からずっとこう流れて今、説明を受けておりますが。

まー、先程来から、あの一財源の部分で、室井議員も田畑議員の方も大変な出費について、これは税金で賄わなければならない。で、僕も全体会議に、簡単に副町長さんが2～300万というふうな答弁がございました。

で、その流れの中から、今日もそうですけどね、他人事の様な答弁を町長さんされているんです。責任を感じています。全体会議もそうです。責任を感じています。

このお金は、先程来説明があったように町民のじえんこですよ。それに対して今、出費しなきゃならないということが今明確になった訳ですから、トップとして、町民と議会に謝罪するのが筋じゃないですか。

私の不手際で、こういう結果になりました。申し訳ございませんから、まず入るのが筋じゃないんですか。ただの1回も謝罪の言葉はございませんよ。

責任所在は、全く無いって考えているんですか。それとも担当課が、担当課長がやったから、私関係無いって事なんですか。

その辺とこ、町長どう考えているんですか。

(議長)

町長

「町長」

えー全員協議会の中では、あー謝罪の言葉を述べさせて頂いてますけれども、この場、本会議の場では、まだ発していないというところで、ま、あの一、予算審議の中での事でしたので、その場が無かったということで、ま、ちょっと先程、田畑議員とのやり取りの前段で、謝罪はすべきだったかなというふうに反省はしております。

えー、この度の事案に関しましてはですね、町民の皆様にご迷惑をお掛けしたという事で責任を感じているところでございます。

大変申し訳なく思っております。申し訳ございませんでした。

で、えー、その責任というのは私自身、強く感じてる事でして、役場を預かる立場として、しっかり法を犯してはならない、しっかり法に基づいて運営して行く、そして、そのことで町民の皆様にも不利益が無いようにということを常に心がけて仕事をし

なきゃいけない立場だというふうに思っております。

そういったことから、今後このようなことが起きないようにですね、もう一度、丁寧に、ま、今回は法を犯しているわけではありませんけども、しっかりですね、法の順守、或いは不適正事務を発生させない、そういったことに対して職員に対して指導して参りたいと考えておりますので、ご理解頂ければと思います。

(議長)

よろしいですね。

(増永議員)

はい。

(議長)

他に質疑希望。

小野寺議員。

「小野寺議員」

あの一、前回の全員協議会でも私、この資料出して貰いたいと言った立場もありますし、今聞いても、ちょっとよく分からないので、ちょっと確認させて下さい。

えっと、全部の話を総合しますと、いや、設計業者、それから町、消防、ちょっと単純化して言えば3社それぞれ気が付くことがあった、という話もしました。

時系列を見ると集会場が、若しくは、いやいや小規模なので町民センターだっている事で行ったり来たりしている。これは、それ自体が当事者同士曖昧な事を言っていたのか、それとも勿論、技術的に法律的にそういう事も有ると言う事で、この時系列、それはそれでやむを得ない部分が有ったのか、いやいや、時々設計業者が判断ミスだったのか、消防側の方の判断ミスがあったのか、町側の方が判断ミスがあったのか、そこちょっともう少しですね、これ室井議員だったらもう、きっともっとハッキリ分かるのかも知れませんが、私よく聞いてて分かんないんですよ。

ついでに、あの新聞報道で、6月5日のこれ道新ですね。これも私読んで、よく分からなかったんですけど、この6月5日の時の8月の文書での事だと思うんですが、消防側は建築基準法に基づく建築確認の同意は、窓や出入り口などの構造に関するもので、消防法上の設備とは別と説明したという、うんぬんかんぬん。これも、どういうことなのか。

最後に、先程、設計業者と消防とですか電話のやり取りの記録が無いということ自体、それも中身的には大事なものだとする、それは、大っきな、そのペナルティーの部分なのか、注意するということと、ペナルティーを科すという事は、ちょっと違うと思うんですが、どういうふうに、その三者の責任度合いですね、これちょっとこ

れだったら、曖昧なままになっちゃう。三者痛み分け。それって、あり得ないんじゃないかなという気がするんですが、ちょっとそこら辺は、ごめんなさい、あの一分からないので私、説明お願いしたいと思います。

(議長)

町長。

「町長」

え一分かりにくいというご指摘がありますけど、まず法律は2つ有りまして、建築基準法上と消防法上のお話でございます。

で、我々、えー建築基準法の方に関しては、しっかりこう整理はされていたんですけども、消防法上の整理がされていなかったというのが、まあ一つかなというふうに思っています。というのは、えー建築基準法上は集会場というふうに、してはおりませんで、町民センターということでした。

ただじゃあ、消防法上の位置付けがどうだったかということが、ちゃんと整理されずに、えー最後まで来たというのが現状かなというふうに思っています。

えーその都度、やはり、設計の段階で消防法上の位置付けがどうであるかということをしっかり協議した上で、えー消防法上に不備が無いように整備をしなければなりませんでした。

で、その一方で、えーその設計を終えて着工し、工事が進む中で、8月3日には令和5年の8月3日には消防、江差消防署から江差町役場に対して、消防法上、集会場ですと、なので消防設備が必要ですというような文書を江差町が受け取っています。

この時に、受け取った時に江差町役場で対応していれば、開業までには設置が可能だったのかなというふうに思っています。

で、経緯をいきますと、その後、令和6年3月に、失礼致しました。令和6年5月24日に江差消防署から別件で施設を訪問した際に、消防法上の集会場の設備が整っていないというのに気づいて、指摘をしたという所で、じゃあその間、消防署の側でどういう事が出来たのかということも考えていかなければいけないのかなというふうに思っていまして、それぞれの段階で気付いて、修正して、修正というか訂正をして対応していれば、最後の最後まで開業ギリギリになるまで気付かなかったということにはならなかったのかなというふうに思っていまして、その、責任の所在がどこで有るかということですけども、第一義的には我々江差町、発注者として施設を開業させる我々に、責任があるというふうに思っております。

その一方で、じゃあ設計する段階で気付かなかったのかと、設計段階で消防法上の設備をしっかり組み込んで出来なかったのかというと、それはそれで出来たんじゃないかというふうに思っていまして、設計業者の側にも気付いて頂きたかったですし、

その間、消防署とも、もっと頻繁にやり取りをしていれば、こういう事態は招かなかったのかという事があります。

で、設計業者の側からは、4月去年の5月、令和5年の4月の段階で電話を消防とやり取りをしたと言うんですけども、それは、そういう供述はあるんですけども、それを裏付ける消防署側がその電話を受けた記録もない。

又、このやり取りを見て分かると思うんですけど、設計業者、日付けですね、えー、例えば、令和5年2月27日には、コムズワークから檜山振興局建設指導課へ確認と日付けがはっきりしています。

ただ、消防署とコムズワークとのやり取りの中での電話というのが、4月の何日だったかという記録も無いというところで、じゃあそのやり取りがあったのか、無かったのかも含めて事実確認が出来ませんねという事で、えーそれが事実としては認定できなというところで、ま、それぞれの立場で気付けばよかった、訂正して消防法上の措置をしっかりと取ってれば、防げた事案だというふうに思っていて、繰り返になりますけども、第一義的には江差町役場の発注者としての責任が一番かなというふうに思っているところでございます。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

ちょっと分からないのが1つ。

江差町にとっては、中々こういう建物、ましては集会場いやいや、集会場じゃない、もうちょっとこう町民センター的な、ま、そういう色々やり取りは、江差町としてはそんなに滅多に無い事ですからあり得るでしょう。

でも、このコムズワークさん、コムズワークという、えー設計業者は、どういう実績があるか分かりませんが、多分、似たような事って沢山世の中には有りますよね、きっとこれ、江差のような事例って滅多にない事例なんじゃないかな。

で、こういう事って、確かに多分、町側、消防側は迷ったかも知れませんがね、いい事じゃないんですけど、でも本来、基本設計委託を受けているコムズワークの方は、いやいやいやと、消防と建築はこういう事あるけど、じゃあこの前こうって、そんな事例って無かったんでしょうか。コムズワークの方で、今のような事調整するという義務、責任、無いんですか。

設計委託する時のどういうことをお願いしますという時に、そういう事も含めて有るんじゃないですか。ちょっとごめんなさいね。分からないで。

だから、今、町が一義的に責任有るっていうちょっと私、えって、今の流れから見ても、有れば有る程、設計業者の責任が問われるんじゃないのかなって、聞いてたら尚更思ったんですがどうでしょうか。

(議長)

町長。

「町長」

え一只今議論となっているのは、責任の所在が第一義的というか、ま、責任の所在がどこなのかということをもっとはつきりすべきで、え一特に設計業者がどうであったのかというところに疑問を持たれて、ご質問されているのかなというふうに思っております。

今一度ですね、え一私自身も、まあ整理した中で今日、予算の提案をさせて頂いているところですけども、お一特に設計業者とのやり取り含めてですね、どういう事で有ったのか、今一度、整理をした中で、取るべき措置が有るのか無いのかも含めてですね、内部で協議をさせて頂いて、また議会の場で報告をさせて頂きたいと思いますので、ご理解頂きたいと思います。よろしくお願いします。

(議長)

よろしいですね。

小野寺議員。

「小野寺議員」

分かりました。分かりました。

であれば、仮にですね、これも今日、議決するかしないかのギリギリのところまで来ています。で、飯田議員おっしゃったとおり、確かにこれ早く早くという側面もありますので、仮にですよ、今、町内で、え一町長の仰ったとおり、事業者の責任がやはり大きいということなれば、何らかの形で当然それに見合うものはしっかりと、何て言ったらいいんでしょう、補填、何、分からん、分からんけれども、少なくともそこは事後的にも費用については、事業者じゃない、設計業者の方に補填して貰うということも当然、私は必要な場合が出てくると思うんですが、それどうでしょうか。

これ曖昧なままで議決されると、私としては非常に悩んでしまう。悩んでしまう。どうでしょうか。

(議長)

町長。

「町長」

え一、今この議会に提案させて頂いてるのは、正にこう早急にこの措置をしないと消防法上も不備が出て来てしまうというところで提案をさせて頂いております。

で、えー、その上で、じゃあ先程ご答弁申し上げましたけれども、設計業者としてのあり方がどうだったかというのを今一度、我々内部でしっかり整理をして、皆さんに説明できるようにして行きたいというふうに思います。

その整理をした段階で、じゃあ設計業者にどういう措置が有るのか無いのか含めて、先程と同じ答弁になってしまいますけれども、その点については、しっかりと皆さんにご理解頂けるような説明が出来るように、えー準備をして行きたいというふうに思っておりますので、まずは、この消防法上の関係で早急に対応させて頂くということで、今回提案して頂いているということをご理解頂ければなと思います。

(議長)

質疑希望ありませんので、えー質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第6号、令和6年度江差町一般会計補正予算(第6号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、多数であります。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

定刻の時間が迫っておりますが、全ての審議を終了するまで会議時間を延長したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、全ての審議が終了するまで、会議時間を延長することに決定致しました。

(議長)

日程第 12、議案第 5 号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

議案第 5 号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてでございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律によるマイナンバーカードと被保険者証一本化に伴い、北海道広域高齢、あっ失礼しました。北海道後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

「健康推進課長」

健康推進課長。

(議長)

健康推進課長。

「健康推進課長」

えーそれでは、えー議案第 5 号について補足説明致します。

えーと議案書 32 ページと、えー定例会資料 115 ページ、資料 7 をご覧下さい。

えーと広域連合の処理する事務及び規約の変更につきましては、地方自治法第 291 条の 11 の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を得る必要があるため、規約の変更の議決をお願いするものでございまして、えーマイナンバーカードと、えー被保険者証の一体化により、えー令和 6 年 12 月 2 日から、これまでの被保険者証が廃止になることに伴い、制度の運営主体であります北海道後期高齢者医療広域連合の規約を変更する必要性が生じたもので、具体的内容と致しましては、規約の 4 条を改め文のとおり改正し、えー 19 条第 2 項中の別表 2 を別表に改め、別表 1 を削り、別表 2 を別表とするものです。

えー規約の施行日につきましては、地方自治法第291条の3第1項の規定により、北海道知事の許可の日からとなります。

以上で、補足説明を終わりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第5号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、多数であります。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第13号、同意第1号から日程第23、同意第11号までの農業委員会委員の任命についての11件は関連がありますので、一括議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」（提案理由）

只今、一括上程となりました同意第1号から同意第11号、江差町農業委員会委員の任命についてでございます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、江差町農業委員会委員の任命につきまして、議会の同意を求めるものでございます。

同意第1号につきましては、江差町字水堀町210番地、佐藤弘志氏、昭和32年4月2日生、67歳。

続いて第2号、江差町字中網町13番地、畠山克朗氏、昭和36年3月5日生、63歳。

同じく第3号、江差町字鯨川町17番地、山口艶子氏、昭和31年7月21日生、67歳。

第4号、江差町字越前町102番地、笠原一雄氏、昭和27年4月26日生、72歳。

第5号、江差町字越前町146番地、鈴木朝雄氏、昭和27年7月24日生、71歳。

第6号、江差町字小黒部町20番地、佐藤均氏、昭和23年3月21日生、76歳。

第7号、江差町字中網町48番地、長尾徹氏、昭和50年3月29日生、49歳。

第8号、江差町字水堀町234番地、村田雄一氏、昭和23年11月4日生、75歳。

第9号、江差町字鯨川町377番地、澤口朝幸氏、昭和57年5月26日生、42歳。

第10号、江差町字水堀町343番地、小笠原裕章氏、昭和45年3月9日生、54歳。

第11号、江差町字豊川町62番地24、太田誠氏、昭和33年8月29日生、65歳。

以上、11名の方々でございます。

ご審議の上、ご同意頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

（議長）

お諮りします。

本案については、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに一括採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

(議長)

異議なしと認め、直ちに一括採決致します。

採決は起立で行います。

同意第1号から同意第11号までの、農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(議長)

起立、全員であります。

よって、同意第1号から同意第11号は、原案のとおり同意することに決定致しました。

(議長)

日程第24、選挙第1号、江差町選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定致しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、議長が指名することに決定致しました。

資料配布のため、暫時休憩致します。

休憩 16 : 58

再開 16 : 59

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

只今、お手元に配布致しましたとおり、選挙管理委員には、齋藤繁憲氏、横野晃一

氏、橋野一巳氏、辻佳哉氏、以上4名の方を指名致します。

お諮りします。

只今、議長が指名致しました4名の方を選挙管理委員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

従いまして、只今、指名致しました選挙管理委員には、齋藤繁憲氏、横野晃一氏、橋野一巳氏、辻佳哉氏、以上4名の方が選挙管理委員に当選されました。

(議長)

日程第25、選挙第2号、江差町選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治体法第182条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定致しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名推薦で行うことに決定したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、議長が指名することに決定致しました。

選挙管理委員補充員につきましては。

選挙管理委員の補充員につきましては、お手元に配布しましたとおり、中島幸恵氏、塚本諭氏、堀田靖一氏、石塚浩二氏、以上4名の方を指名致します。

お諮りします。

只今、議長が指名致しました4名の方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

従いまして、只今、指名致しました選挙管理委員補充員には、中島幸恵氏、塚本諭氏、堀田靖一氏、石塚浩二氏、以上4名の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

(議長)

日程第26、発議第1号、食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元の配布のとおりですので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決します。

発議第1号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、多数であります。

よって、発議第1号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第27、発議第2号、日本政府に核兵器禁止条約の参加、署名、批准を求める意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元の配布のとおりですので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決します。

発議第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、多数であります。

よって、発議第2号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第28、発議第3号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林、林業、木材、産業施策の充実、強化を求める意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元の配布のとおりですので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、発議第3号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第29、発議第4号、地方財政の充実、強化に関する意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元の配布のとおりですので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第4号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、発議第4号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第30、発議第5号、道教委これからの高校づくりに関する指針(改定版)を抜本的に見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりですので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第5号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、多数であります。

よって、発議第5号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第31、発議第6号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、30人以下学級など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元の配布のとおりですので、説明、討論を省略し、直ちに採

決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決します。

発議第6号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、発議第6号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第32、発議第7号、令和6年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元の配布のとおりですので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決します。

発議第7号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、多数であります。

よって、発議第7号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第33、発議第8号、生涯を通じた歯科健診の現実を求める意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりですので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、直ちに採決します。

発議第8号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

（議長）

挙手、全員であります。

よって、発議第8号については、原案のとおり決しました。

（議長）

日程第34、発議第9号、訪問介護報酬引き下げの撤回を求める意見書の提出についてを議題と致します。

（議長）

お諮りします。

本案については、お手元の配布のとおりですので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、直ちに採決します。

発議第9号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

（議長）

挙手、多数であります。

よって、発議第9号については、原案のとおり決しました。

（議長）

次に、お手元に配布してございますとおり、社会文教常任委員長から、発委第1号が提出されております。

お諮りします。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題とし、直ちに審議したいと思います。

が、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

したがって、本日の日程に追加し、直ちに審議することに決定致しました。

(議長)

追加日程第1、発委第1号、少子化における学校教育に関する事務調査についてを議題と致します。

お諮りします。

只今、議題となりました発委第1号については、会議規則第39条の規定により、所管の社会文教常任委員会に付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思いますがご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

本案については、社会文教常任委員会に付託し、閉会中の継続調査とすることに決定致しました。

(議長)

以上で、本定例会付議された案件については、すべて議了致しました。

これで、会議を閉じます。

令和6年第2回江差町議会定例会を閉会します。

皆さん、大変お疲れ様でした。ご協力ありがとうございました。

閉 会 17:08